

官報号外

平成十八年十一月三十日

○第百六十五回衆議院会議録 第十九号

平成十八年十一月三十日(木曜日)

議事日程 第十三号

平成十八年十一月三十日

午後一時開議

第一 官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、達増拓也君外五名提出)

第二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(内閣提出)

第三 防衛厅設置法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、達増拓也君外五名提出)

第四 貸金業の規制等に関する法律案(内閣提出)

第五 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(内閣提出)

第六 建築士法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 貸金業の規制等に関する法律案(内閣提出)

第八 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(内閣提出)

第九 貸金業の規制等に関する法律案(内閣提出)

第十 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(内閣提出)

第十一 貸金業の規制等に関する法律案(内閣提出)

第十二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

（第百六十四回国会、保岡興治君外六名提出）

○議長(河野洋平君) 日程第一、達増拓也君外五名提出、官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、保岡興治君外六名提出)を改正する法律案(第百六十四回国会、達増拓也君外六名提出)

○議長(河野洋平君) 委員長の報告を求めます。 経済産業委員長上田勇君。

（上田勇君登壇）

○上田勇君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、達増拓也君外五名提出の法律案は、官製

談合等の防止の徹底を図るため、刑法並びに入札

談合等関与行為の排除及び防止に関する法律等を改正しようとするものであり、その主な内容は、

談合罪を目的犯でないものとし、公務員の談合関与行為に対する処罰規定を設けるとともに、特定

法人及び入札談合等関与行為の範囲拡大、談合に

関与した職員の賠償責任等の厳格化等の措置を講じようとするものであります。

次に、保岡興治君外六名提出の法律案は、官製

談合防止の徹底を図るため、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律を改正しようとするものであり、その主な内容は、公正取引委員会による改善措置要求等の対象となる特定法人の範囲

を拡大し、入札談合等関与行為の類型を追加するとともに、国等の職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を設ける等の措置を講じようとするものであります。

両案は、いずれも第百六十四回国会に提出され、継続審査となつていておりますが、昨

二十九日提出者佐藤剛男君及び近藤洋介君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、直ちに質疑に入りました。同日質疑を終局した後、討論を行い、順次採決をいたしましたところ、まず、達増拓也君外五名提出の官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。太田和美君。

〔太田和美君登壇〕

○太田和美君 民主党の太田和美です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、たゞいま議題となりました民主党・無所属クラブ提出の官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案に賛成、与党提出の入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。(拍手)

まず、本法案の経緯を申し上げますが、民主党は、国民への許しがたい背信行為である官製談合の根絶を図るため、昨年十月に、官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案を提出しました。しかし、与党は審議に応じず、審議未了、廃案となりました。

その後、防衛施設庁による官製談合事件の発覚等も踏まえ、民主党は、ことしの通常国会において、刑罰をより強化した法案を再度提出しました。これに対し、与党もようやく重い腰を上げ、官製談合防止法改正案を提出しましたが、民主党が幾度となく両案の審議を求めて、与党はみずから提出した法案すら審議に応じないという極めて不可解な行動をとり、両案とも継続審議となりました。まさに、本音では、やる気がなかつた、先延ばししたかつたと批判されても仕方がありません。

それが、ここ数ヶ月の間に相次いで発覚した福島県、和歌山県、宮崎県などの官製談合事件により国民の批判が一気に高まつたことを受けて、やつと今回両案を審議することになつたわけです。

しかし、委員会における質疑で明らかになつたように、民主党案、与党案を比較した場合、官製談合防止の徹底を図る上で、民主党案は効果の面ですぐれた内容となつておりますが、哲学や理念、法体系などにおいて大きく異なる与党案にはいま議題となりました民主党・無所属クラブ提出の官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案に賛成、与党提出の入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。(拍手)

まず、現行の談合罪の規定から、公正な価格を害し、不正な利益を得る目的という構成要件を削除して談合罪を実効あるものにするとともに、新たに公務員談合関与罪を設け、談合に関与した公務員を処罰の対象としております。特に、公務員談合関与罪については、三年以下の懲役のみと

以下、主な理由を申し上げます。

第一に、民主党案は、刑法等を改正することに由つて、より一層公務員の談合関与に対する罰則を強化する内容となつております。

まず、現行の談合罪の規定から、公正な価格を害し、不正な利益を得る目的という構成要件を削除して談合罪を実効あるものにするとともに、新たに公務員談合関与罪を設け、談合に関与した公務員を処罰の対象としております。特に、公務員

執行猶予の有無を問わずその職を失うことになる

ため、民主党案はより抑止効果が大きいと考えます。

一方、与党案では、官製談合がこれほどまでに

重大な犯罪であるにもかかわらず、刑法での対応

を避け、しかも罰金刑による裁量の余地を残して

います。懲役刑の年数だけを比べた場合、与党案

の方が重い罰則を科しているように見えます

が、これは單なる目くらまし、やつたふりにすぎ

ないことは明白です。

第二に、民主党案は、職員の賠償責任等を厳格化するため、責任追及の要件を重過失から過失に改めるとしています。

そもそも、予算執行の任務に当たる職員は、適

正な予算執行のため、会計法規を遵守して慎重に職務を遂行することが求められるものであり、軽過失による法令違反が免責される現行規定の合理性は疑わしいと言わざるを得ません。しかし、与党案では、責任の厳格化によって円滑な業務執行に重大な支障を来すおそれがあるとして、この旨の規定を盛り込もうとしませんでした。この考えは、全く理解できません。

第三に、民主党案は、入札談合等関与行為に該当する行為として、発注者側による一定の不作為、いわゆる黙認を追加しているのに対し、与党案では、こうした発注者側の黙認について何ら触れられず、官製談合のかなりの部分は野放しになつたままです。官製談合廃絶のためには、談合が行われている実態にメスを入れることが必要であり、与党案のように、帮助を追加するだけでは十分な効果が上がらないものと考えます。

最後に、官製談合の起きる背景には、天下りの問題があります。

民主党は、天下りが談合の温床となつていると考え、本法案とセットで天下り規制法案を参議院に提出しました。しかし、政府は、公務員の天下りを原則二年間禁止する規制を撤廻する、天下りの自由化プランを検討しています。官製談合を防止しようという議論をしている一方で、官製談合を促進する政策を検討する政府・与党に、改革などできるはずもありません。

以上、与党案では、厳しい世論を正面から受けとめようとせず、談合を徹底的に追及しようといふ姿勢が根本的に欠けているのは明らかです。これに対し、民主党案では、明確に官の犯罪行為を位置づけられるため、摘発をやすくなり、抑止

効果が高まることは明白であります。よつて、私は、民主党案に賛成し、与党案に反対すべきものと考えます。

民主党は、今後とも、官製談合の根絶に向けて全力で取り組むことを国民の皆様にお誓いし、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 斎藤鉄夫君。

〔斎藤鉄夫君登壇〕

○斎藤鉄夫君 公明党の斎藤鉄夫でございます。

私は、自由民主党、公明党を代表し、ただいま議題となつております与党提出の入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案につきまして賛成、民主党の提出した官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案につきまして反対の立場から討論を行います。(拍手)

現行の入札談合等関与行為防止法は、平成十五年一月から施行されており、これまでに公正取引委員会がこの法律に基づき改善措置要求を行つた事例は、平成十七年九月の日本道路公団発注の鋼橋上部工工事に関する入札談合事件等、既に三例あります。また、これらのほかにも、平成十八年二月に、防衛施設庁発注の建設工事をめぐる入札談合事件において、発注機関の職員が刑法の談合罪等に基づき起訴される等、いわゆる官製談合事件が国、地方を問わず多く見られる状況が続いてきたところでございます。

本法律案は、このような状況を踏まえ、官製談合の防止を徹底するために提出されたものであります。

平成十八年一月に、自民党独禁法調査会のもと官製談合防止法検討ワーキングチームが設置さ

官報 (号外)

れ、公明党にも同様に官製談合対策プロジェクトチームが設置され、さらに与党合同で与党官製談合防止法検討ワーキングチームが設置されて、検討を重ねてまいりました。

検討の結果、官製談合の防止を徹底するために、発注機関の職員に対しより重い刑罰を科すこと、また入札談合等関与行為の類型を追加すること等が適切であり、同法のより一層の強化が必要であるとの結論に達し、与党において議員立法として本法律案をまとめたものでございます。

本法律案では、発注機関の職員が、その所属する他の者の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等により行う売買、貸借、請負のことの契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示することまたはその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役または二百五十万円以下の罰金に処する刑罰規定を創設することとしており、懲役刑を重くすることにより未然防止の効果を高めるとともに、罰金刑を残すことにより柔軟な対応を可能としております。

また、入札談合等関与行為については、これまでの公正取引委員会の執行状況を踏まえ、特定の入札談合等に関し、事業者等の明示または黙示の依頼を受け、またはこれらの者にみずから働きかけ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、またはその他の方法により入札談合等を帮助することを追加することとしており、これにより入札談合等関与行為の認定がより行きやすくなるものと考えられます。

さらに、入札談合等関与行為防止法の適用対象である特定法人の範囲に關して、国または地方公共団体が法律により、常時、発行済み株式の総数または総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務づけられる会社のうち、公共性の高い事業を営む民営化会社について、出資比率が二分の一を下回った後も、入札談合等関与行為防止法の適用が可能となるよう改正を行い、官製談合の防止の徹底を図ることとしております。

また、今回の改正案の大きな特徴の一つに、損害賠償と懲戒処分に係る調査結果の公表を義務づけておりますが、これは公明党が強く主張し、自由民主党の賛意を得て盛り込んだものであります。発注機関は、入札談合等関与行為による国等の損害の有無についての調査、入札談合等関与行為を行つた職員の賠償責任の有無等の調査及び入札談合等関与行為を行つた職員に係る懲戒事由の調査について、それぞれその結果を公表しなければならないこととしており、発注機関が損害賠償や懲戒処分についてより適切な対応をすることを求めております。公務員に新たな罰則を新設するにとどまらず、広く国民に責任の所在とその結果を知らしめるところにより、抑止力を一層高め、政治への責務を果たすものとなつております。

以上の点を踏まえますと、本法律案が施行されることによりまして、官製談合の防止の徹底が一層確実なものになると期待されます。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第一、達増拓也君外五名提出、官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立少數。よつて、本案は否決されました。

次に、日程第二、保岡興治君外六名提出、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

●議長(河野洋平君) 日程第三、建築士法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、建築士法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長塩谷立君。

建築士法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔塩谷立君登壇〕

○塩谷立君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、建築物の安全性の確保を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、一定規模の建築物の設計に当たり、構造設計一級建築士または設備設計一級建築士による構造関係規定または設備関係規定への適合性の確認を義務づけること、

第二に、建築士試験の受験資格の見直し、建築士事務所に所属する建築士に対する定期講習の受講の義務づけを行うこと、

第三に、分譲マンションなどの、発注者とエンジニアの異なる一定の建設工事については、

一括下請負を全面的に禁止すること等であります。

本案は、去る十一月十三日本委員会に付託さ

われ、十五日冬赤国士交通大臣から提案理由の説明を聽取し、二十八日に質疑に入り、二十九日参考人の意見聽取を行い、同日質疑を終了いたしました。質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきだと議決した次第であります。

○伊藤達也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録要件の強化、貸金業協会及び貸金業務取扱主任者に係る制度の拡充並びに指定信用情報機関制度の創設を行うとともに、貸金業

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。これを許します。川内博史君。

をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。
なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを
申し添えます。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

下げるなど柱とする法案も提出をしておりました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は
委員長報告のとおり決するに御異議ありません
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 貸金業の規制等に関する法律等の

○議長(河野洋平君) 日程第四、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長伊藤達也君。

日には参考人の意見を聴取するなど、慎重かつ熱心な審査が行われました。

二十二日には、本案に対し、古本伸一郎君外三名から、民主党・無所属クラブ及び日本共産党の共同提案に係る修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、本案及び修正案について質疑を行ない、昨二十九日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は全会一致

れる債務者の方たちが目立ち、重大かつ深刻な社会問題であります。

民主党は、この問題を重く受けとめ、出資法の上限金利が著しく高いこと、出資法と利息制限法の上限金利の間にグレーゾーンが存在することなど、制度的な欠陥を是正するために全力を尽しました。結党翌年の一九九九年の段階で、グレーゾーン金利を廃止すべく、出資法の上限金利を現行の利息制限法の上限金利並みに引き

分に占める自殺率は、消費者金融大手五社の平均が二五・五%にも及び、自殺者が四人に一人に達しているという実態が明らかになりました。さらには、大手十七社のうち、借り手の自殺率が三・三%に達する業者もあり、おぞましい事実が次から次へと出てまいりました。

消費者金融業界をめぐる政官業のもたれ合いあるいは癒着の構造は想像を絶するものがあり、極めて根深いのではないでしようか。彼らは、お金

引き下げ、業として行う著しい高金利の貸し付けに対する罰則の創設、利息とみなされるものの範囲に係る規定の整備等の措置を講ずるものであります。

途になつてゐるという不十分な内容の法案ではあります、不十分な内容だけに、本法案の施行状況やあるいは三年後に行われる見直しに際して私たちが主体的にコミットをしていくために、賛成の立場から討論をさせていただきます。(拍手)

した業界には、監督官庁である財務省、金融庁あるいは日本銀行出身者が天下り、この五年間で七十人を超える方々が天下つてているという実態が明らかになりました。

○川内博史君 私は、民主党・無所属クラブを代表いたしまして、ただいま議題となりました貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について、多重債務者問題解決のためには即刻施行をする必要がある旨を予審見定の上、

日銀の超低金利政策のもとで、あるいは、公的資金の注入の恩恵を受けていた大手銀行が消費者金融業界に融資をし、庶民に高利で貸し付け、食い物についていた構図が改めて明らかになつていま
す。大手銀行、言ひ根葉で、也行銀行、三井ふく

で買えないものはないと言ふかのように、さまざまなロビー活動を展開されていらっしゃいます。しかし、私たちには、国権の最高機関として、借り手と貸し手という立場を見れば、圧倒的に弱い立場に置かれている借り手、債務者、消費者あるいは国民の立場を守るという、文字どおり、社会的公正あるいは社会的正義というお金では買えない価値があるということを、国会の意思として示していかなければならぬと思います。

さらに、民主党修正案の目玉でございました、無人契約機による新たな借り入れを抑制するこ^とと、NPO銀行の財産的基礎要件の適用除外を三年後の見直しの時点で法律の本則に書き込む、これが私たちがかち取った点であります。また、債務者に対して地方公共団体にカウンセリング窓口を設置すること、資金需要者に対するセーフティーネットを拡充強化することを盛り込ませていただきました。

から逐一報告を求めていく」と申し上げておきたいと思います。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（第六十五回国会、内閣提出）
（議長（河野洋平君）防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。安全保障委員長木村太郎君。

は、当初の特例高金利あるいは実質的な利息制限法の上限金利引き上げにつながる案を撤回し、大筋では、施行時期を除けば、民主党の提言に沿った方向で取りまとめさせていただいております。

これに対し、私たちは、五項目の法律の修正案を提出させていただきました。とりわけ、非常利の小規模、ボランティアによる市民バンクの活動が存続ができるよう、登録に係る財産的基礎要素件を適用しないとした提言については、与党の生方からも賛同する声、理解を示す声が出されましたにもかかわらず実現を見なかつた、大変残念であります。

（拍手）
と野党で合意が形成されつつあった項目について、金融庁当局が修正案を取り入れる作業を進めず、非協力的な姿勢を示したことは遺憾でありました。委員会審議におきましても、山本大臣が前向きの御答弁をいただいた後に、わざわざ事務当局がそれより後退した答弁をわざと行うなどの光景が見られました。こうした態度は、政治主導の国会運営を脅かすものであり、民主主義の根幹を授けるがすものと批判せざるを得ないのであります。

の根幹部分、いわゆるグレーゾーンの廃止、出資法の上限金利の引き下げというこの根幹部分を施行前に見直すという、我が国憲政史上、内閣提出法案としてはただ一本であるという不見識な附則、見直し規定、条文がありましたが、私たちの審議によつて、総量規制、みなし弁済規定の廃止、出資法の上限金利を利息制限法の上限金利まで引き下げるのことのこの根幹部分は見直すことはないという山本大臣の答弁をいたしました。しかし、なお少額短期貸し付けの特例高金利の創設と利息制限法の金利区分の見直しによる実質的な金利の引き上げという改悪の余地を本法案は残しています。これらについて、私たち民主党が賛成をする以上、立法者の意思として、私たち立法者の意思として、特例高金利の創設と利息制限法の実質的利上げはないということを改めて申し上げておきたいと存じます。

貸金業制度の改革については、今般の法改正に終わらせず、金融制度の抜本改革も視野に入れ、国民的レベルで恒常的に議論を継続していくことが不可欠であります。委員会質疑あるいは附帯決議などで政府が約束した事柄については、取り組み状況を厳しく監視させていただき、金融厅など

○議長（河野洋平君）採決いたしました。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は
委員長報告のとおり決するに御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま
した。

○加藤勝信君 議事日程追加の緊急動議を提出い
たします。

第百六十四回国会、内閣提出、防衛厅設置法等
の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報
告を求め、その審議を進められることを望みま
す。

○議長（河野洋平君） 加藤勝信君の動議に御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。
よって、日程は追加されました。

〔木村太郎君登壇〕

○木村太郎君　ただいま議題となりました防衛厅設置法等の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという任務の重要性にかんがみ、防衛厅を防衛省とするなど、防衛厅設置法、自衛隊法及び安全保障会議設置法等の一部を改正するものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、防衛厅を防衛省とすること、

第二に、防衛省の長は、防衛大臣とすること、

第三に、自衛隊法上の内閣の首長としての内閣総理大臣の権限については変更せず、内閣府の長としての内閣総理大臣については、これを防衛大臣と改めること、

第四に、国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動等を自衛隊の本来任務として位置づけること、

第五に、安全保障会議の諸問題項に、内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重

要事項及び自衛隊の国際平和協力活動に関する重要事項を明示すること等であります。

本案は、第百六十四回国会に提出され、継続審査となり、去る十月二十七日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われました。

本委員会におきましては、十月二十七日久間防衛官長官から提案理由の説明を聴取し、十一月九日から質疑に入り、二十四日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、本日質疑終局後、討論・採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 討論の通告があります。順次これを許します。赤嶺政賢君。

〔赤嶺政賢君登壇〕

○赤嶺政賢君 私は、日本共産党を代表し、防衛庁設置法・自衛隊法改正案に反対の討論を行います。（拍手）

戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認を規定した憲法九条のもとで、歴代政府は専守防衛を建前とし、自衛隊の任務を日本防衛に限定してきました。それを根底から覆し、海外での活動を自衛隊の任務に位置づけるのが本法案の核心であります。日本の安全保障政策を大転換するものにほかなりません。にもかかわらず、そのことを正面から説明せず、国民的な議論を回避し、わずか十四時間二十分の審議で採決を强行しようとしている政府・与党に対し、断固抗議するものであります。

自衛のための必要最小限度の実力だから憲法に違反しないというのが歴代政府の憲法見解です。だからこそ、自衛隊法三条は、自衛隊の任務を日本防衛に限定してきたのであります。憲法見解と不離一体のものとしてつくられた任務規定を変更し、海外での活動を自衛隊の任務に位置づけることは、憲法に反する行為と言わなければなりません。歴代政府の憲法見解を根底から覆し、憲法九条を真っ向から踏みにじる明白な違憲立法であり、断じて許されません。

新たに任務とされた海外活動なるものは、周辺事態法、テロ特措法、イラク特措法など、米軍に対する後方支援活動そのものであります。こうして海外での米軍戦争支援を自衛隊の存立目的である任務に位置づけ、それにふさわしい体制づくりを進めるというであります。自衛隊の編成、装備、作戦、訓練のあらゆる面で日米の軍事一体化を推し進め、まさに自衛隊を海外派兵隊、米軍戦争支援隊にするものであります。

九一一年テロ以降、アメリカが公然と打ち出したブッシュ・ドクトリン、すなわち先制攻撃戦略は、イラク、アフガニスタンの危機的な情勢悪化と泥沼化、テロと戦争の連鎖の前に、その破綻は明白であります。にもかかわらず、いまだにブッシュ戦略につき従い、海外での米軍戦争支援を自衛隊の任務として本格化させるなど、世界の平和の任務に位置づけるのが本法案の核心であります。日本の安全保障政策を大転換するものにほかなりません。にもかかわらず、そのことを正面から説明せず、国民的な議論を回避し、わずか十四時間二十分の審議で採決を强行しようとしている政府・与党に対し、断固抗議するものであります。

たび重なる談合、水増し事件で問われてきた防衛厅、防衛施設庁の腐敗、隠べい体質には何らメスは入っていません。防衛施設庁談合事件を逆手にとつて、省昇格を進め、米軍再編を初めとする住民無視の軍事行政を迅速かつ強力に推し進める体制をつくろうとしているのであります。断じて容認できません。

最後に、安倍内閣が憲法改正を公然と掲げるもとで、核武装発言、非核三原則の見直し、集団的自衛権行使の解釈変更を次々と打ち出しています。こうした憲法じゅうりんの動きと一体のものと進められている本法案の廃案を断固として要求し、討論を終わります。（拍手）

○議長（河野洋平君） 今津寛君。

〔今津寛君登壇〕

○今津寛君 私は、自由民主党の今津寛であります。自由民主党を代表して、議題となつております内閣提出の防衛厅設置法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

皆さん、中田厚仁さんという青年の名を覚えているでしょうか。私は、国会でPKO法案が可決成立した年に、カンボジア内戦終結に伴う自衛隊派遣に先立ち、同志の若い議員とともにカンボジアを訪れました。中谷元さんや赤城徳彦さん、そういうえば今は民主党の岡田克也さんも一緒でした。

私たちがプロンペンのホテルに到着するや、日本人の青年たちが面会を求め、自衛隊の海外活動は憲法で禁止されているはずなので、派遣を中止明瞭になりました。防衛官長官自身が、これまでの防衛官でも何ら支障はなかつたと言い、憲法九条からあえて省にしていないと説明すれば外国の理解は得られると答弁したのであります。根拠は総崩れであります。

たび重なる談合、水増し事件で問われてきた防衛厅、防衛施設庁の腐敗、隠べい体質には何らメスは入っていません。防衛施設庁談合事件を逆手にとつて、省昇格を進め、米軍再編を初めとする住民無視の軍事行政を迅速かつ強力に推し進める体制をつくろうとしているのであります。断じて容認できません。

最後に、安倍内閣が憲法改正を公然と掲げるもとで、核武装発言、非核三原則の見直し、集団的自衛権行使の解釈変更を次々と打ち出しています。こうした憲法じゅうりんの動きと一体のものと進められている本法案の廃案を断固として要求し、討論を終わります。（拍手）

今の子供たちに知つてもらいたいと私は思いました。子供たちはどうか志を持つて力強く生きてもらいたいと願います。

カンボジアでは、中田さんが亡くなつた翌月、

文民警察官として任務遂行中、岡山県警の高田晴行さんも殉職をされました。平成十五年には、イラクの新しい国づくりに取り組んでいた外務省の奥克彦さんが殉職されました。

こうした方々のとうとい犠牲や、あわせて海外における過酷な環境の中での自衛隊の献身的な活動によって、国際社会における日本の地位と尊厳が守られているということを私たちは忘れてはならないのです。(拍手)

そして、国家国民のために命をかける覚悟が果たして自分にあるだろうかと、私はいつも自分に問いかけています。

そもそも、国民の安全、安心と国家の繁栄のためには、国家の平和と独立を守ることが最重要であることは申し上げるまでもありません。したがつて、どの国も國を守る軍隊を保持し、その管理運営のための国防総省や国防省を持っております。特に先進民主主義国では、國を守る軍隊にはそれにつさわしい位置づけを与え、敬意を表しながらも厳格なシビリアンコントロールを行っています。その中で、我が國のみが国防のための組織を序として格下に位置づけてまいりました。

近年、我が國を取り巻く安全保障環境は大きく変化しております。阪神・淡路大震災に代表される大規模灾害は、ある日突然、国民の生命財産が奪われる可能性があることを我々に知らしめ、また、北朝鮮による弾道ミサイル発射や核実験、九・一米国同時多発テロに見られる国際テロ組織の跳梁はつこは、今日、明日、明後日、いつそ

の脅威が我が國に、私たちのふるさとに、家族に襲いかかってきてもおかしくない現実を見せつけました。

国民の生命財産を守る危機管理体制を一層充実強化するとともに、新たな脅威に対応するため、諸外国と協力して活動していくことが国政上の最重要課題となつていいのではないかでしようか。

世界を見渡せば、どこの国においても国の防衛を担当する行政組織は省であり、我が国のように、安全保障や国際平和協力に対する強い決意を明確に示さなければなりません。

自衛隊員たちは、入隊時の宣誓文にある、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえる」という言葉どおり、創隊以来一千七百名以上の殉職者というとうとい犠牲を払いながら、みずから生命を賭し、自衛隊を非難する人々を含めたすべての国民のために、任務完遂のためひたすら汗を流してまいりました。

その典型的一つが、イラク人道復興支援特措法に基づくイラク派遣であります。平成十六年に、私の地元旭川の第二師団が最初の派遣部隊としてかの地に赴きました。二月一日、その日は零下二十度でした。雪が降つておりました。寒い朝でした。見送りの場にあって、私は、送る者と送られる者、妻子、父母、兄弟の思い、それを受けとめて厳しい任務につく隊員の心情に思いをいたし、たことを思い出します。

全員無事帰還を祈り、旭川での黄色いハンカチ

運動が全国的に展開されました。超党派の国会議員による海外派遣自衛隊員を支援する国会議員の会も結成され、全面的にバックアップいたしました。

イラクのサマワにおいては、危険が存在し、行動が非常に制約された環境下ではありましたが、隊員諸君は、与えられた条件のもとで任務の完遂に全力を尽くすという態度を貫いたのでございました。

武士道の國、日本の侍として、隊員たちの努力は、イラクの人のみならず、国際社会からも大きな評価をいただいております。また、私がゴラン高原、インド洋、クウェート、インドネシアのバンダアチエなどの視察で出会った若い隊員たちは、使命の重さを認識し、自信と誇りに満ちたものでした。

こうした長年の活動により、今や自衛隊は大多数の国民から高い評価と信頼を得るに至つております。このことは、政府による最近の世論調査において、自衛隊によい印象を持つ人が回答者全体の何と八割以上、陸上自衛隊のイラク派遣を評価する人が七割以上を占めていることにもあらわれております。国民にとって自衛隊は最も信頼できる組織の一つであり、いざというときの場合の国民のよりどころとなつております。

○辻元清美君 私は、社民党を代表して、反対討論を行います。(拍手) 今日まで防衛庁を序としてきたのは、戦前の軍国主義の反省に立ち、戦後の日本の土台をつくってきた平和主義の積極的な具現化であつたということを、皆さん、今こそ思い起こすべきです。諸外国並みにといいますが、むしろ、平和国家としての意思をあらわすために、あえて省ではなく府にしているのだと胸を張つて世界にアピールした方が日本のためになり、変える必要はありません。

我が國の独立と平和を守り、我が國の発展と繁栄を支え、日本を代表して国際平和の構築に取り組んでいる自衛隊の任務の重要性と、自衛隊に対する国民の高い信頼と期待を正當に評価すべきであります。

一方、防衛庁の実態を見ると不祥事が絶えません。情報流出、薬物、誤射、無断海外渡航、そして最も憂慮すべきは、自衛隊員の自殺者が近年は年間百人を超えているという現実です。また、防衛庁の談合は三十年前から延々と組織ぐるみでやつていたことがわかりました。きょうも航空自衛隊の情報流出が発覚するというあります。士気を高めるために省にといいますが、まず、み

ずからの組織改革をすることが先ではないでしょうか。

自衛隊法の本来任務に海外での諸活動を加える点は、自衛隊の基本的任務を根底から変えることにはなりません。本来任務を専守防衛としてきたのは憲法との整合性を図るためにあります。状況に流されて変えられるような次元の話ではありません。海外任務について「別に法律で定める」とさる、海外派遣の恒久法制定への意図も透けて見られます。

今必要なことは、海外での自衛隊の活動を丁寧に検証することです。

人道復興支援は、今では、軍事組織による大がかりな活動の時代ではなく、より機能的な非軍事組織にシフトしているのが国際的な流れです。

また、現在、航空自衛隊は内戦状況のバグダッドに物資を運んでいます。しかし、その活動実態は明らかにされておりません。人道復興支援といいながら、なぜ明らかにできないのでしょうか。アメリカでさえ、イラク戦争は間違っていたという声が今高まっています。そのイラク戦争に自衛隊を今なお派遣中であり、その総括もなされない中で本来任務にしようというのは、余りにも愚かです。

そして、この法案だけではなく、外務大臣の核保有議論発言や安倍総理の集団的自衛権の解釈見直し発言は、対立をつくり出し、戦争を呼び込むという安倍路線の本質のあらわれではないですか。議論は自由だと論理をすりかえるのは見苦しいばかりです。（発言する者あり）

最後に申し上げたいと思います。今、やじで大きく声を飛ばしてはりますけれども、まるでこの状況は大政翼賛会みたいじやない

ですか。反対の意見を封じ込めるのはやめてください。

私は、最後に、国会を大政翼賛会にしないためにも、声を大にして反対と訴えて、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（河野洋平君） 笹木竜三君。

〔笹木竜三君登壇〕

○議長（河野洋平君） 笹木竜三君。

私は、ただいま議題となりましたいわゆる防衛省移行法案について、民主党・無所属クラブを代表して、賛成の立場から討論をいたします。（拍手）

国民の生命と財産を守るという仕事に携わる方々には、それにふさわしい環境で働いていただきたい。しかし同時に、その方々には、国民からすればより高いモラルと規律を期待していくべき、これも当然のことだと思います。

この法案が単なる看板のかけかえに終わるのか、名実ともに防衛庁が新しく生まれ変わることができるのか、その一点をずっと考えて、この法案の審議に臨んでおりました。

討論の冒頭ではありますが、極めて遺憾だったことは、前回の調達実施本部の不祥事を上回る形で発覚した防衛施設庁による官製談合問題について、政府は当初、民主党が事件の原因解明のために求めた資料提出にも、まさにびっくりと言わざるを得ない閉鎖的な対応をとつてきました。

○年、防衛施設庁による官製談合問題と、不祥事、

官製談合が続いただけでなく、組織的証拠隠滅までもが繰り返されてきました。

また、防衛施設庁官製談合問題についての二つ

の報告書、「防衛施設庁入札談合等に係る事案の調査について」と「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策報告書」は、まるで国会の議論を拒んでいるかのごとくに、それぞれ通常国会会期末の二日前、三日前に報告されました。政府の国会軽視の姿勢を糾弾しなければならないのは当然のことです。防衛庁は、抜本的な体質改善、徹底した情報開示を行わない限り、まだまだ本当の改革はあり得ないと断言します。

もとより、民主党としては、防衛庁が日本の安全保障を担うべき組織であり、その機能や規模にふさわしいあり方を議論していくことには異論はないところですが、同時に、本法案への対応を決するに当たっては、以下問題点に対する検証が不可欠、重要な姿勢で審議に臨みました。

第一に、シビリアンコントロールの重視です。

確かに、総理の最高指揮監督権、内閣の国会に

対する連帯責任、両院の議決による自衛隊関連の

法律、予算の成立など、国会によるシビリアンコ

ントロールは制度化されています。また、事態

対処法等の有事法、PKO等、個別法、时限法

による国会承認手続も法定はされています。

しかししながら、実態としては、これまでの政府

の説明責任の欠如や隠ぺい体質など、シビリアン

コントロールの形骸化を示す事例が極めて多いの

です。このような批判が絶えない現状をどう受け

とめ、省移行を契機に具体的な改革が図られてい

くか、今後も厳しく注視していかなければならな

いと感じています。

例えば、ドイツにおいては、危機が直前に迫っ

ておらず、対外的にも責任が重くなります。

國を取り巻く安全保障環境は大きな変貌を遂げています。省に移行すれば、隊員の士気は言うに及ばず、対外的にも責任が重くなります。

核を持たないことの強みをどう生かせるか、核を持たないことの弱みをいかに補い得るか、真剣に議論するつもりならば、堂々と委員会の場で議論すればよいのです。しかし、単なる軽口、あるいは衝動的な核保有発言、さらには、重要閣僚が核に関する不見識な発言をすれば、核不拡散体制の信頼性を搖るがし、我が国の国益を損ねることにしかならないのは明らかです。また、国民の生

は、ベトナム戦争の反省を契機に、戦争権限法を定めたことにより議会の関与を強めました。私も、内閣と国会が責任と権限を共有することで、シビリアンコントロールを強化すべき方向性をとるべきだと考えています。

第二に、国際平和協力活動等の本来任務化についての懸念です。

民主党も、国連安理会決議に基づくPKO等の国際平和協力活動は重要だと考えますが、一方で、特にイラク特措法のように、自衛隊の派遣の根拠に問題のある活動があるのも事実です。

民主党は、イラク特措法、テロ特措法に反対しております。また、何度も何度もイラク特措法廃止法案を提出してきました。派遣の根拠となつたイラクにおける大量破壊兵器の存在や密接とされたアルカイダとの関係が否定される、それとどう悪化している現状から、今後とも民主党の姿勢に悪化していくことを付言しておきます。

第三に、北朝鮮情勢等を踏まえた国内外の懸念にどうこたえるかです。

北朝鮮のミサイル発射、地下核実験など、我が国を取り巻く安全保障環境は大きな変貌を遂げています。省に移行すれば、隊員の士気は言うに及ばず、対外的にも責任が重くなります。

核を持たないことの強みをどう生かせるか、核を持たないことの弱みをいかに補い得るか、真剣に議論するつもりならば、堂々と委員会の場で議論すればよいのです。しかし、単なる軽口、あるいは衝動的な核保有発言、さらには、重要閣僚が

命を守るという視点に徹して、真に危機を想定するのだとすれば、核シェルターなど、国民保護の視点からの議論もあわせて行うべきだと考えます。

薬物問題四十七件、無断海外渡航事案九百九十三件、自衛隊員の自殺者数七百七十九名。今挙げたのは、過去十年間、防衛庁で起こった不祥事案の数です。さらに、繰り返される機密情報流出事案、これは採決日の本日もメディアで報道をされています。附帯決議にもあるように、外部人材のトップ検察官への登用などによる、抜本的改革のためのチェック機関をぜひとも設置するべきだと考えます。

国民の生命と財産を守るという崇高な職務に携わる方々には、ふさわしい環境で働いていただきべきです。だからこそ、国民が高いレベルの規律やモラルを求めるのも当然のことであると言えます。今回の防衛庁の省への昇格が、単なる看板のかけかえや焼け太りに終わるのではなく、名実ともに、我が国の防衛を担い、国民の生命と財産を守る行政の府になるためには、その組織体質の改革が不可欠です。我が国の防衛にとって、国会の責任は甚だ重いものであることを述べ、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 東順治君。

〔東順治君登壇〕

○東順治君 私は、公明党を代表し、議題となりました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、自由民主党、そして民主党と同じく、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

本法律案は、外交、財政と並ぶ国の中重要な基本政策である防衛を所管する防衛庁を、我が国の平

和と独立を守り、國の安全を保つという任務の重要性にかんがみ、内閣府の外局から各省と横並びの防衛省に移行させ、重要政策を担う責任ある行政組織としての位置づけを明確にすること。そして、これとあわせて、自衛隊の国際平和協力活動等を、これまでの付随的な任務から本来任務へと位置づけるというものです。この本来任務化は、我が国が国際平和に対する強い取り組みの意思を国際社会により大きくメッセージとして発信することになるであります。

以下、主な賛成の理由を申し述べます。

まず第一に、我が国の危機管理体制をよりよきものとするため、防衛庁から防衛省への移行が必要だということです。防衛庁が担う國の防衛といふ任務と役割は、國家の存立、国民の生命財産に直結するからであります。そのためには、現行の閣議も求められず、諸外国と同格ではないエージェンシーという内閣府の外局から、しかるべき責任を有する省となり、専従の主任の大臣、すなわち防衛大臣を置き、法律の策定、予算のあり方、自衛隊の運用などの政策立案をきちんと行い得る体制を整えることが必要だと考えるところであります。

しかし、さはざりながら、同時に、これまで国民の間には省移行に伴う不安や懸念があることも、見落とせない大きな事実がありました。そこで、法案審議では、専守防衛に徹する、シビリアンコントロールを確保する、非核三原則を堅持する、軍事大国にはならない等々、我が国の安保政策の基本に一切変更がないことが、防衛当局に対しても、見落とせない大きな事実でありました。そこ

ことながら確認されたことは言うまでもありません。

私はまた、これに加え、防衛庁に対しまして、直接国民への説明の場を積極的に設けるべきであるとの提案もいたしました。結果、東京、大阪、名古屋、旭川、長崎の全国五カ所で公開の説明会が実施され、人道復興支援活動でイラクに派遣された自衛隊員の涙ぐましい献身的な活動が報告されるなど、どの会場でも実りある説明会が行われたと聞いております。積極的に国民に説明をしていくことの大切さを、私は改めて痛感したものであります。これらにより、国民の疑問や不安は大きく払拭されたものと私は考えます。

その第二の理由は、国際社会の平和と安定に積極的に取り組むため、国際平和協力活動等の本来任務化が必要だということです。私たち公明党は、PKO協力法の施行以来、一國平和主義からの脱却を進め、国際協調の観点から、憲法の枠内で自衛隊を活用した国際平和協力活動等を支持し、推進をしてまいりました。そして、ゴラン高原などでの国連平和維持活動、スマトラ沖の大津波やジャワ島地震での国際緊急援助活動、インド洋でのテロ対策のための補給活動、イラクでの人道復興支援活動等々が展開されるなど、この間、既に二十回の活動に、約三万人に及ぶ自衛隊員が派遣されてきましたのであります。

こうした活動における自衛隊員の献身的な行動ぶりについては、国内外で回を追うごとに高い評価を得てまいりました。一例として、本年二月の内閣府の世論調査の数字を挙げれば、国際平和協力活動の今後の取り組みに対し、国民の約八五%もの支持を得るに至っております。大変大きな期待感があるのであります。

今後、こうした活動が、本来任務とすることによつて、厳しい環境の中で活動する自衛隊の皆さんは一層の自覚と誇りを持つて職務に専念することになるであります。

このたびの改正を歓迎するものであります。(拍手)

○糸川正晃君 国民新党の糸川正晃です。私は、国民新党・無所属の会を代表して、議題となつております内閣提出の防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

〔糸川正晃君登壇〕

北朝鮮による弾道ミサイル発射や核実験の実施、九・一一米国同時多発テロに見られるよう、近年、大量破壊兵器、弾道ミサイルの拡散の進展と国際テロ組織の活動は国際社会全体に対する大きな脅威となっています。こうした我が国を取り巻く安全保障の大きな変化に対応するためには、我が国の危機管理体制を一層充実強化する必要があります。

本法案により、防衛庁を省と位置づけ、国防衛という国家の存立にかかる重要な任務に専任する主任の大臣を置くことは、まさにこうした時代の要請にこたえるものと考えます。

また、近年、我が国の平和と安全を確保するた

めには、我が国を含む国際社会の平和と安定を実現していくことが不可欠となっています。

これまで自衛隊は海外においてさまざまな活動を実施してきましたが、その成果に対しても国際社会から高い評価が寄せられています。我が国として、引き続き国際社会の平和と安定のための取り組みに主体的かつ積極的に対応していくためには、本法案により自衛隊の任務における国際平和協力活動等の位置づけを見直し、さらなる体制整備に努力していくことが必要不可欠と考えます。

政府からは、本法案の成立によつても、専守防衛、非核三原則、シビリアンコントロールなど我が国の防衛政策の基本については一切変更されない旨の答弁がなされております。また、本法案では、自衛隊に関する責任と権限を有する主任の大臣を置くこととされ、国際平和協力活動や周辺事態への対処が安全保障會議の諮問事項として明示されています。したがつて、本法案によりシビリアンコントロールの一層の徹底が図られるものと考えます。

昭和二十九年に発足し、一昨年創立五十周年を迎えた防衛庁・自衛隊は、旧軍に対する国民の反感もあり、その存在自体についてさえ国民の理解が十分得られない時期が続きました。しかしながら、自衛隊員は、そのような状況にもくじけることなく、みずから任務に対する強い使命感を胸に、日夜厳しい訓練に耐え、国内外のさまざまな現場において黙々と我が国の平和と安全のために尽くしてきました。こうした自衛隊員の長年の努力により、今や自衛隊は国民の多くから高く評価され、大いに頼りにされる組織となつてるのであります。

我が國国民の生命と財産を守るために、国内外において困難な諸活動に従事してきた自衛隊の皆さんの献身的努力にこたえ、今後彼らの任務遂行を一層円滑ならしめるよう体制を整えるためにも、今国会において本法案を成立させ、防衛庁の省移行を実現すべきであります。

以上で、本法律案に対する私の賛成討論を終わらしました。（拍手）

○議長（河野洋平君） これにて討論は終局いたしました。

○議長の報告 (通知書受領)

一、昨二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律

（理事事務補欠選任）
一、去る二十八日、国土交通委員会において、次

のとおり理事を補欠選任した。

理事 西銘恒三郎君（理事林田彪君去る二十

八日理事事務補欠選任につきその補欠）

一、去る二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

（常任委員辞任及び補欠選任）
一、去る二十八日、議長において、次のとおり常

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（常任委員辞任及び補欠選任）
一、去る二十八日、議長において、次のとおり常

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

補欠

農林水産委員
（常任委員辞任及び補欠選任）
一、去る二十八日、議長において、次のとおり常

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

補欠

官 報 (号 外)

一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

宇宙の平和利用決議に関する質問主意書(吉井英勝君提出)

いじめ問題と発達障害児教育に関する質問主意書(山井和則君提出)

元外務審議官とミスターXの間の「三つの基本的な原則」に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

元外務審議官の対米認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一八五四年の琉米修好条約に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

元外務審議官の答弁書受領(鈴木宗男君提出)

一、去る二十八日、内閣から次の答弁書を受領し

た。衆議院議員鈴木宗男君提出政官関係を巡る外務審議官の認識に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出日本政府のイラク戦争についての見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河村たかし君提出サマワ自衛隊派兵に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政治と外務省の関係に関する質問に対する答弁書

官報(号外)

政官関係を巡る外務審議官の認識に関する
再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六五第一四〇号)を踏まえ、追加質問する。

一、西田恒夫外務審議官(以下、「西田審議官」という。)は法令を遵守する義務を負うか。

二、「前回答弁書」において、「西田恒夫外務審議官が二〇〇六年十月六日に報道関係者と接触した事実があるか。」との質問に対し、政府は「御指摘の外務審議官は、御指摘の日を含め日々様々な形で報道関係者からの取材に応じている。」と答弁しているところ、二〇〇六年十月六日に「西田審議官」が報道関係者と飲食を伴う接触を行つたか否かについて確認を求める。

三、二で飲食をともなつた接触を行つた事実があるならば、それは五千円を超えているか。また、報道機関側が飲食費を負担したという事実があるか。

四、「西田審議官」が外務省総合外交政策局長をつとめていた時期を明らかにし、その間に提出した国家公務員倫理法に基づく贈与等報告の件数を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六五第一六二号

平成十八年十一月二十八日

質問 第一六四号

日本政府のイラク戦争についての見解に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

平成十八年十一月十七日提出

質問 第一六三号

日本政府のイラク戦争についての見解に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

平成十八年十一月十七日提出

質問 第一六二号

日本政府のイラク戦争についての見解に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

平成十八年十一月十七日提出

質問 第一六一號

日本政府のイラク戦争についての見解に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

平成十八年十一月十七日提出

質問 第一六〇號

日本政府のイラク戦争についての見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

質問主意書

衆議院議員鈴木宗男君提出政官関係を巡る外務審議官の認識に関する再質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政官関係を巡る外務審議官の認識に関する再質問に対する

外務審議官は、法令を遵守する義務を負つていている。

御指摘の外務審議官は、法令を遵守する義務を負つていている。

塩崎官房長官は、九日午前の記者会見で「今後もイラクの復興を主体的に支援する姿勢は変わらない」と、従来の政策に変更がないことを示した。しかし、イラク戦争そのものは非について触れていない。

外務省として、御指摘の日に御指摘の外務審議官が飲食を伴う形で報道関係者からの取材に応じた事実ではないと承知している。

二及び三について

外務省として、御指摘の日に御指摘の外務審議官が飲食を伴う形で報道関係者からの取材に応じた事実ではないと承知している。

四について

御指摘の外務審議官は、平成十四年九月三十一日から平成十七年八月一日までの間、外務省総合外交政策局長を務めた。外務省において確認できる範囲では、この期間内に御指摘の外務審議官が提出した国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)第六条第一項の規定に基づく五千円を超える贈与等又は報酬の支払に係る報告は、八件である。

イラク戦争を一貫して推進・指揮してきたラムズフェルド国防長官の更迭は、現在のイラク政策だけでなくイラク戦争そのものの必要性・正当性について厳しい判断を下したものである。イラク戦争について「米国支持」の態度を繰り返し表明してきた日本政府は、かつての自らの判断を検証する必要があると考える。

従つて、以下、質問する。

一、《イラク攻撃について》

ブッシュ米大統領は、二〇〇三年三月一七日午後八時、イラクのフセイン大統領が政権にある限り武装解除はできないとして、フセイン大統領と二人の息子に対して四八時間以内に国外退去するよう要求し、拒否すれば軍事行動に踏み切ると通告した。それを受けて小泉内閣総理大臣は、二〇〇三年三月一八日午後、「米国の方針を支持します」と表明した。

その後、アメリカが派遣した調査団が「イラクに大量破壊兵器は存在しない」との最終報告を提出した。

認め、同戦争を推進・指揮したラムズフェルド国防長官を更迭した。二〇〇七年一月から米上院軍事委員長に就任する民主党のカール・レビン議員は、二〇〇六年一月一三日、早期撤退開始に向けた動きを強めることを強調、そうした発言を受けた今後のイラク政策の見直しが進むと考えられる。

1 米国にとつてイラク攻撃にはどんな大義があつたのか、今日現在の日本政府の見解を示されたい。

2 「日本が米国のイラク攻撃を支持したのは正しかつた」という見解は、日本政府は今日現在も変えていないのか。

二 『イラクへの自衛隊派遣について』

イラクへの自衛隊派遣にあたり、政府は「この問題の根幹というのが、中東の、パレスチナ、イスラエルの和平にあるわけでして、この点についても、それから近隣諸国の平和と安定の維持につきましても、日本は石油の多くをこの地域に依存しているわけですから、我が国としても、この地域が平和であつて安定をしているということはまさに國益であるというふうに思つています。」(川口順子外務大臣・二〇〇三年四月一六日、衆議院外務委員会)要するに米国からは具体的に支援の中身を、これを聞かれているわけじやありません。どうしても支援してくれど、そういうふうな話ではなくて、あくまで我が國の必要性という観点からこの問題に取り組もうということあります。あくまでも自主的な、我が國としての自主的な判断であるということであります。それは、やっぱり中東地域の安定、イラクの安定、中東地域の安定、そして、例えば石油供給の安定とか、また国際社会の平和と安定という、そういうことを中心に考えた結果でございます。(福田康夫官房長官・二〇〇三年七月二二日、参議院外交防衛委員会)と答弁している。当時官房副長官だった安倍首相も、自著の中で「日本は、エネルギー資源である原油の八五%を中東地域にた

よつていて。しかもイラクの原油の埋蔵量は、サウジアラビアについて世界第二位。この地域の平和と安定を回復するということは、まさに日本の國益にかなうことなのである」(『美しい国へ』三五頁)と書いている。

1 自衛隊を「石油供給の安定」のために派遣しているという見解は、日本政府は今日現在も変えていないのか。

2 自衛隊をイラクに駐留したことによって得た「國益」とはどのようなものと考えているのか。具体的に明らかにされたい。

3 二〇〇三年当時の、「自衛隊をイラクに派遣する」とした判断について、日本政府は現在も正しかつたと考へるか。

4 日本政府は、いまのイラク情勢を「内戦」歩手前と判断しないのであれば、日本が独自に判断した根拠を示されたい。

5 「内戦」歩手前と判断するか。

4 日本政府は、今日現在イラクは「この地域が平和で安定している」状況にあると考えるが、また「この地域の平和と安定を回復する」という方向に向かつていると考へるか。

3 『米国のイラク占領政策と、イラク国内の情勢について』

2 「復興支援」以外の任務内容はあるのか、具体的に明らかにされたい。

3 米軍部隊の兵士を輸送するのは「復興支援」に入るのか。日本政府の見解を示されたい。

4 日本政府は航空自衛隊を即時撤退させるべきと考えるがどうか。日本政府の見解を示されたい。

5 イラク政府がイラクを「内戦状態」と判断した場合、航空自衛隊を撤退させるのか。日本政府の見解を示されたい。

6 撤退時期を決めるのはあくまでも日本の主的な判断とするなら、「復興支援」が目的となつていて、米軍が撤退しても復興支援が必要であればイラクに留まるということであるのか。日本政府の見解を示されたい。

7 現在自衛隊がイラクに駐留していることによつて得ている「國益」とはどのようなものと考えているのか。日本政府の見解を示された

る場合、それぞれの根拠を明らかにされたい。

3 日本が米国のイラク占領政策を支持したのは正しかつたとの見解は、日本政府は今日現在も変えていないのか。

8 将来自衛隊がイラクに駐留することによつて得られる「國益」とはどのようなものと考えているのか。日本政府の見解を示されたい。

内閣衆質一六五第一六四号
平成十八年十一月二十八日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出日本政府のイラク戦争についての見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出日本政府のイラク戦争についての見解に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

政府としては、イラクが十二年間にわたり、累次の国際連合安全保障理事会決議(以下「安保理決議」という)に違反し続け、国際社会が与えた平和的解決の機会をいかそうとせず、最後まで国際社会の真摯な努力にこたえようとしたことから、安保理決議に基づく米国、英国资等の各国による武力行使を支持したものであり、現在においてもこの考えに変わりはない。

二の1から3まで並びに四の7及び8について

自衛隊のイラクへの派遣は、国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生活の安定と向上、イラク政府による有効な統治の確立等に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に關し、我が国がこれに主体的かつ

積極的に寄与するため、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行い、もつてイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的としているものである。

イラクが、主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主的国家として再建されることは、イラク国民や中東地域の平和と安定はもとより、石油資源の九割近くを中東地域に依存する我が国を含む国際社会の平和と安全の確保にとって極めて重要であると考えている。

我が国は、イラク国民による速やかな国家再建を支援することを国際社会に要請する安保理決議を踏まえ、我が国にふさわしい貢献を行うため自衛隊をイラクに派遣することを決定したものであり、現在においてもこれは正しい決定であったと考えている。

イラクでは、バグダッド等で各種の事件が頻発し、宗派間の対立も見られるなど、依然予断を許さない状況が継続しており、現時点で安定した状況にあるとは言えないが、こうした状況下にあって、イラク政府は、国際社会と協力しつつ、バグダッドでの集中的な治安対策の実施、国民融和計画の策定等、事態の改善に向けて懸命の努力を払っていると承知しており、今後安定した状況に向かっていくことが強く期待されるところである。

御指摘の「米国のイラク占領政策」、「成功」等の意味が必ずしも明らかではないが、米国等は

累次の安保理決議に基づきイラクにおいて活動しているところである。いずれにせよ、政府としては、イラクが十二年間にわたり、累次の安保理決議に違反し続け、国際社会が与えた平和的解決の機会をいかそうとせず、最後まで国際社会の真摯な努力にこたえようとしたことから、安保理決議に基づき米国、英国等の各国によりとられた行動を支持したものである。

三の4及び5について
御指摘の「内戦一步手前」の意味が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、「内戦」については、国際法上その具体的な意味について、確立された定義があるとは承知しておらず、現在のイラクの状況がこれに該当するかどうか等について判断することは困難である。

四の1について
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第二百三十七号)。以下「法」という。に基づき派遣されている航空自衛隊の部隊等(以下「派遣空自部隊等」という。)は、人道復興支援活動として、人道復興関連物資等の輸送を実施している。

四の2について
派遣空自部隊等は、人道復興支援活動に支障を及ぼさない範囲で、安全確保支援活動として、法第三条第三項に規定する輸送等を実施している。

四の3について
政府としては、国際連合及び多国籍軍がイラクへの支援を継続していることも踏まえ、法に基づき決定された基本計画に従い、引き続き、人道復興支援活動を中心とした対応措置を実施することにより、イラクの復興を支援していく方針である。

四の4について
政府としては、国際連合及び多国籍軍がイラクへの支援を継続していることも踏まえ、法に基づき決定された基本計画に従い、引き続き、人道復興支援活動を中心とした対応措置を実施することにより、イラクの復興を支援していく方針である。

四の5について
御指摘の「内戦状態」の意味が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、派遣空自部隊等の活動については、法に基づき適切に対応する考えである。

四の6について
お尋ねについては、仮定の問題であることから、お答えすることは困難である。

三の1から3までについて
安保理決議第千五百四十六号の主文第十五項において、「人道復興支援に対するイラク国民による有効な統治の確立に向けた政治状況の

必要を満たすよう支援するために、また、UNAMIの努力を支持するために、・・・多国籍軍に對して軍隊を含む支援を提供するよう要請する」とされ、また、安保理決議第千六百三十七号の前文において、「人道復興支援の提供に参加することを含め、イラクの安全及び安定の維持へ貢献するための努力を継続するとの多国籍軍の意思を歓迎」するとされているところ、多国籍軍の権限にはイラクの復興を支援する活動も含まれている。

平成十八年十一月二十日提出
質問 第一六五号

サマワ自衛隊派兵に関する質問主意書
提出者 河村たかし

進展、現地の治安に係る状況、国際連合及び多国籍軍の活動状況及び構成の変化等の諸事情を、政府としてよく見極めつつ、イラクの復興の進展状況等を勘案して、適切に対応してまいりたい。

平成十八年十一月二十八日
内閣衆質一六五第一六五号
内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 河野洋平殿
衆議院議員河村たかし君提出サマワ自衛隊派兵に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河村たかし君提出サマワ自衛隊

一について

派兵に関する質問に対する答弁書

保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号)以下「イラク特措法」という)の規定に基づきイラク国内に派遣された陸上自衛隊の部隊等においては、そのイラク国内での活動期間中、一日平均二十名程度の隊員が、例えば、軽度の下痢、風邪、外傷等により、派遣部隊に所属する医官の診察を受けたほか、合計七名の隊員が発熱、骨折等により我が国に後送され、診察、検査等の診療を受けたが、死者はない。

二について

お尋ねの「いわゆる現地反政府勢力と自衛隊との衝突・戦闘」の意味が必ずしも明らかではないが、イラク国内に派遣された陸上自衛隊の部隊等が、イラク国内においてイラク特措法第十七条等に基づく武器の使用をしたことはない。

三について

イラク国内に派遣された陸上自衛隊の自衛隊員を含め、自衛隊員が、公務上の災害を受けた場合、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の規定が準用され、負傷したときは療養補償が行われるほか、障害が存するときは障害補償が行われ、死亡したときは遺族に対して遺族補償及び葬祭補償が行われる。また、イラク国内に派遣された陸上自衛隊の自衛隊員を含め、公務で外国旅行中の自衛隊員

が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、イラク特措法に規定する対応措置に係る業務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合は、障害補償等の金額について加算する措置がとられている。

イラク国内に派遣された陸上自衛隊の自衛隊員については、これまでに療養補償として三件、二百四万二千六百七円、障害補償として二件、二百一十八万五千五百五十二円を支給している。

四について

政府としては、陸上自衛隊の部隊等によるイラク特措法に規定する対応措置については、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、部隊等の安全の確保に十分に配慮して実施されたと考えている。

平成十八年十一月二十日提出
質問 第一六六号
道路交通法の執行に関する質問主意書
提出者 河村たかし

平成十八年十一月二十日提出
質問 第一六七号
政治と外務省の関係に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

内閣衆質一六五第一六六号
平成十八年十一月二十八日
内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 河野洋平殿
内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議員河村たかし君提出道路交通法の執行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員河村たかし君提出道路交通法の執行に関する質問に対する答弁書

警察庁においては、お尋ねのような判断基準を定めていない。

なお、どのような事案が御指摘の「不起訴が見込まれる事案」に該当するかについては、各都道府県警察において、個別具体的な事案の内容立証状況等に照らして、適切に判断されるべきものと考えている。

道路交通法の執行に関する質問主意書
提出者 河村たかし
平成十八年十一月二十日提出
質問 第一六六号
道路交通法の執行に関する質問主意書
提出者 河村たかし
平成十八年十一月二十日提出
質問 第一六七号
政治と外務省の関係に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男
平成十八年十一月二十日提出
質問 第一六七号
政治と外務省の関係に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

田原 同感ですね。それが今までできていなければ、日本の外務省が臆病になりすぎているからだと思う。安倍さんはきっとやつてくれると思います。

田中 政治が『君らを守るぞ』と言つてくれれば、外務省の人間は喜んでやりますよ。

田原 やはりそれは田中アレルギーなんですよ。

田中 (驚いて) 私が悪いの?

田原 田中さんは北朝鮮外交を一生懸命おやりになつた。しかし、一時、田中外交を批判する声があまりにも大きくなつてしまつたために、外務省がいまも後遺症で怖じ氣づいている。

田中 それは内心忸怩たるところはあります。変えていかなくてはいけないと思う。けれど、そのためには政治が中長期的な観点から一定の方針を守るといふことがないと、官僚にとつてみれば危なくて行動ができない。」

ただ私が安倍さんに望むのは、中国との関係構築です。日中間の問題は靖国問題ではないんです。それは一部ではあるけれど、もっと大きな歴史問題、安全保障の問題、それから経済・技術協力の問題がある。それらを見据えて、この機会に大国と大国の関係を能動的に築いてもらいたい。朝鮮半島の問題についても、包括的な解決を目指して、シナリオを作り、戦略的に、能動的に動いてほしい。安倍さんは

ただ私が安倍さんに望むのは、中国の記載があることを外務省は承知している

し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三

条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があると認めたときは、その事実を公正取引委員会に通知しなければならない。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第五条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項並びに第四条第一項及び第三項中「重大な」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。(入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(以下「新法」という。)第四条第四項の規定は、新法第二

条第五項に規定する国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員(以下この条において「職員」という。)がこの法律の施行の日以下「施行日」という。)以後に同項に規定する入札談合等関与行為を行つた場合について適用し、職員が施行日前に同項に規定する入札談合等関与行為を行つた場合には、なお

従前の例による。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、第三条の規定による改正後の地方自治法第二百四十三条の二(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。)の規定にかわらず、なお従前の例による。

第四条 施行日前の事実に基づく国の会計事務を処理する職員に係る懲戒処分の要求については、第四条の規定による改正後の会計検査院法第三十一条第一項の規定にかわらず、なお従前の例による。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前の事実に基づく予算執行職員等の責任に関する法律第二条第一項に規定する予算執行職員及び同法第九条第一項に規定する公庫等予算執行職員の弁償責任については、第五

条の規定による改正後の予算執行職員等の責任に関する法律第三条第二項並びに第四条第一項及び第三項(これらの規定を同法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかるため、談合罪を目的犯でないものとし、公の競売又は入札で契約を締結するためのものに係る談合等(以下「談合等」という。)の発生に関する状況、談合等の実態等を勘案し、民営化会社の役員又は職員が談合等に関与する行為の防止その他の談合等の防止のための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第七条 政府は、この法律の施行後一年以内に、(検討)

この法律による改正後の刑法及び新法の施行の状況、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定にかかるもの)が行う競売又は入札で契約を締結するためのものに係る談合等(以下「民営化会社」という。)が行う競売又は入札で契約を締結するためのものに係る談合等(以下「談合等」という。)の発生に関する状況にかんがみ、官製談合等の防止の徹底を図るため、談合罪を目的犯でないものとし、公の競売又は入札で契約を締結するためのものに関する公務員の談合等に係る处罚規定を設けるとともに、公正取引委員会による改善措置要求の対象となる特定法人及び入札談合等関与行為の範囲の拡大等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 議案の目的及び要旨
本案は、最近における官製談合等の事件の発生に関する状況にかんがみ、官製談合等の防止の徹底を図るため、談合罪を目的犯でないものとし、公の競売又は入札で契約を締結するためのものに関する公務員の談合等に係る处罚規定を設けるとともに、公正取引委員会による改善措置要求の対象となる特定法人及び入札談合等関与行為の範囲の拡大等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 刑法の一部改正

(一) 談合罪の構成要件から「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的」を削除し、公の競売又は入札で契約を締結するためのものに関する談合した者を处罚対象とするこ

と。

(二) 公の競売又は入札で契約を締結するためのものの職務を行う公務員が、その職務上の地位を利用して、談合に関与したときは、三年以下の懲役に処するものとするこ

と。

2 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部改正

(一) 公正取引委員会の改善措置要求の対象となる特定法人に、特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総

官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(達増拓也君外五名提出、告書)

第一百六十四回国会衆法第五号)に関する報

株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社を追加すること。

(二) 入札談合等関与行為に該当する行為として、契約の締結に関し権限等を有する職員が入札談合等が行われる明白なおそれがあることを知りながら当該入札談合等を防止するための措置を講じないことを追加すること。

(三) 入札談合等関与行為を行つた職員で国等に損害を与えたものに対する損害賠償請求の要件を故意又は重過失から「故意又は過失」に改めること。

(四) 入札談合等関与行為を行つた職員に対する損害賠償に關する訴えが提起されたときは、裁判所は、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該職員の入札談合等関与行為によつて生じた損害の額について意見を求めるべきなはないものとすること。

(五) 公正取引委員会は、入札談合等関与行為があり、又はあつたと認めるときは、その旨を会計検査院に通知しなければならないものとすること。また、会計検査院は、検査の結果國の契約に関し、独占禁止法第三条又は第八条第一項第一号に違反する行為があると疑うる事實があると認めたときは、その事實を公正取引委員会に通知しなければならないものとすること。

3 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、1は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

改正する。
改正する。
改正する。

二 議案の否決理由

本案は、官製談合等の防止の徹底を図るために関する公務員の談合等関与行為に対する処罰規定を設けるとともに、公正取引委員会による改善措置要求の対象となる特定法人及び入札談合等関与行為の範囲の拡大、入札談合等関与行為を行つた職員の賠償責任等の厳格化等の所要の措置を講じようとするものであるが、妥当でないものと認め、これを否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年十一月二十九日

| | |
|--------------|--------------|
| 衆議院議長 河野 洋平殿 | 経済産業委員長 上田 勇 |
|--------------|--------------|

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十八年二月二十二日

提出者

保岡 興治
佐藤 剛男
漆原 良夫
佐藤 茂樹

小野 晋也外二十二名

賛成者

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律
入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成十四年法律第二百一号)の一部を次のように

題名を次のように改める。

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

第一条中「入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため」を削り、「連携協力等」の下に「入札談合等関与行為を排除し、及び防止するための措置を、「定める」の下に「とともに、職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定める」を加える。

第二条第二項中「国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人

二 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務付けられてゐる株式会社(前号に掲げるもの及び政令で定めるものを除く。)

第三条第四項中「方法」の下に「(以下「入札等」という。)」を加え、同条第五項に次の一号を加える。

一 国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務付けられてゐる株式会社(前号に掲げるもの及び政令で定めるものを除く。)

第二条第四項中「方法」の下に「(以下「入札等」という。)」を加え、同条第五項に次の一号を加える。

三 第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に第一条を加える。

(職員による入札等の妨害)

第四条 第八条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に

関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他に入札等に関する秘密を教示すること又は

その他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四条第六項中「及び第四項」を「第四項(第二

理由

最近における官製談合の事件の発生に関する状況にかんがみ、官製談合の防止の徹底を図るために、公正取引委員会による改善措置要求等の対象となる特定法人の範囲の拡大、入札談合等関与行為の類型の追加及び入札談合等関与行為を行つた職員に対する損害賠償の請求等に係る調査結果の公表の義務付けを行うとともに、国等の職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議案の目的及び要旨

入札談合等闇与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案(保岡興治)

君外六名提出、第一百六十四回国会衆法第七号)に関する報告書

本案は、最近における官製談合の事件の発生に關する状況をかんがみ、官製談合の防止の教訓

に間違つたれば済むがんがる（官製談合の附上）の徹底を図るため、公正取引委員会による改善措置要求等の対象となる特定法人の範囲の拡大、入札談合等関与行為の類型の追加及び入札談合等関与行為を行つた職員に対する損害賠償の請求等に係る調査結果の公表の義務付けを行うとともに、国等の職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の題名を、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に改めるとともに、法律の趣旨に「職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定め

る旨を明記すること。

2 公正取引委員会の改善措置要求等の対象となる特定法人ごと、特別の法律による設立され

二議案の可決理由

6 この法律は、公布の日から起算して三月を
超えない範囲内において政令で定める日から
施行すること。

排除及び防止に万全を期すること。

関与行為があると認める場合において、会計検査院にこれを通知するなど相互に十分に連携協力をし、もつて入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に万全を期すること。

公共団体等の職員に対する損害賠償の請求につ

四 責の重大性を踏まえ、そのあり方について更に検討を行うこと。

いっては、国民の税金を運用・執行するという職務は、首長の多選が、入札談合等関与行為と密接不可分な関係にまで至っている事例もあるとの指

摘にかんがみ、その弊害を除去しうる方策について早急な検討を行うとともに、いわゆる天下りが、組織的な入札談合等関与行為を強く誘引している実情を踏まえ、早期退職慣行のは正な

ど、公務員の人事任用面における対策を早急に講ずること。

建築士法等の一部を改正する法律案

右圖

五
五
一
八
三
一

平成十八年十月二十四日
内閣總理

平成十八年十一月三十日 衆議院会議録第十九号

**建築士法等の一部を改正する法律
(建築士法の一部改正)**

第一条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「免許」を「免許等」に、「第二十二条」を「第二十二条の三」に、「第四章の二」を「第五章」に、「第二十二条の二」を「第二十二条の四」に、「第二十二条の二」を「第二十二条の四」に、「第五章 建築士事務所」を「第六章 建築士事務所」に、「第五章の二」を「第七章」に、「第六章」を「第八章」に、「第三十四条」を「第三十一条」に、「第七章」を「第九章」に、「第三十四条の二」を「第三十四条の五」を「第三十四条—第三十七条」に、「第八章」を「第十章」に、「第三十五条」に、「第三十八条」を「第三十八条—第四十五条」に改める。

第二条第二項及び第三項中「用いて」の下に

「建築物に關し」を加え、「工事監理等」を「工

事監理その他」に改め、同条第四項中「工事監理等」を「工事監理その他」に改め、同条第五項中「建築工事」を「建築工事の」に改め、同条第八項

を同条第九項とし、同条第七項中「昭和二十五年法律第二百二号」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 この法律で「構造設計」とは基礎伏図、構造

計算書その他の建築物の構造に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの(以下「構造設計図書」という)の設計を、「設備設計」とは

建築設備(建築基準法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第三号に規定する建築設備をいいう。以下同じ。)の各階平面図及び構造詳細

図その他の建築設備に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの(以下「設備設計図書」という)の設計をいう。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 免許等

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、第九条第一項又は第十条第一項の規定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、一級建築士にあつては一級建築士免許証を国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては二級建築士免許証又は木造建築士免許証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

第五条に次の二項を加える。

5 一級建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第六条に次の二項を加える。

2 国土交通大臣は、一級建築士登録等事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第十条の五 國土交通大臣は、他に中央指定登録機関の指定を受けた者なく、かつ、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、中央指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、事務の実施の方法その他の事項についての一級建築士登録等事務の実施に関する計画が、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

第十条の二第一項中「登録」を「並びに登録」に、「並びに免許証の」を「構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付並びに一

級建築士免許証、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付」に改め、同条第二項中「免許証の交付」を「一級建築士免許証、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付」に改め、同条を第十条の三とし、同条の次に次の三十五条を加える。

(中央指定登録機関の指定)

第十条の四 國土交通大臣は、その指定する者(以下「中央指定登録機関」という。)に、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務並びに構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付の実施に関する事務(以下「一級建築士登録等事務」という。)を行わせることができること。

2 國土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中央指定登録機関の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第十条の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第十条の七第二項の規定による命令に

より解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第十条の六 國土交通大臣は、中央指定登録機関の指定をしたときは、中央指定登録機

名称及び住所、一級建築士登録等事務を行

理的及び技術的な基礎を有するものであることを。

三 一級建築士登録等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて一級建築士登録等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを。

事務所の所在地並びに一級建築士登録等事務の開始の日を公示しなければならない。

2 中央指定登録機関は、その名称若しくは住所又は一級建築士登録等事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しうとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十条の七 中央指定登録機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、中央指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は处分を含む)若しくは第十条の九第一項に規定する登録等事務規程に違反する行為をしたとき、又は一級建築士登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、中央指定登録機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第十条の八 中央指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、一級建築士登録等事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 一級建築士登録等事務に従事する中央指定登録機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録等事務規程)

第十条の九 中央指定登録機関は、一級建築士登録等事務の開始前に、一級建築士登録等事務に関する規程(以下この章において「登録等事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一級建築士登録等事務の実施の方法その他登録等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

(報告、検査等)

第十条の十 中央指定登録機関は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

(事業計画等)

第十条の十一 中央指定登録機関は、第一項の認可をした登録等事務規程が一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、中央指定登録機関に対し、その登録等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 國土交通大臣は、第一項の認可をした登録等事務規程が一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、中央指定登録機関に対し、その登録等事務規程を変更すべきことを命ずることができるものと認める。

(監督命令)

第十条の十二 国土交通大臣は、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、中央指定登録機関に対し、一級建築士登録等事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 國土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第十条の十三 国土交通大臣は、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、中央指定登録機関に対し、一級建築士登録等事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 國土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(報告、検査等)

第十条の十四 中央指定登録機関は、一級建築士登録等事務の適正な実施のため必要な事項について、国土交通大臣に照会することができる。この場合において、国土交通大臣は、中央指定登録機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。

ものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(一級建築士登録等事務の休廃止等)

第十条の十五 中央指定登録機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、一級建築士登録等事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣が前項の規定により一級建築士登録等事務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 國土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第十条の十六 国土交通大臣は、中央指定登録機関が第十条の五第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、中央指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて一級建築士登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 第十一条の五第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 第十条の六第二項、第十条の十一又は前条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3 第十一条の五第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 第十条の六第二項、第十条の十一又は前条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

三 第十条の七第二項、第十条の九第三項又は第十条の十二の規定による命令に違反したとき。

四 第十条の九第一項の認可を受けた登録等事務規程によらないで一級建築士登録等事務を行つたとき。

2 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証の書換え交付若しくは再交付に係る手数料を徴収する場合においては、前条の規定により都道府県指定登録機関が行う二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証明書の書換え交付若しくは再交付を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該都道府県指定登録機関に納めさせ、その収入とすることができる。

(構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登録)

第十一条の二十一 第十条の二第一項第一号の登録(第十一條を除き、以下この章において単に「登録」という。)は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務(以下この章において「講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十条の二十三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 未成年者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた者

2 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証の書換え交付若しくは再交付に係る手数料を徴収する場合においては、前条の規定により都道府県指定登録機関が行う二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証明書の書換え交付若しくは再交付を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該都道府県指定登録機関に納めさせ、その収入とすることができる。

日から起算して二年を経過しない者
五 第十条の三十六第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第十条の二十四 国土交通大臣は、登録の申請をした者(第二号において「登録申請者」といふ。)が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分に応じ、当該各項の科目の欄に掲げる科目について、それぞれ当該各項の講師の欄に掲げる者のいずれかに該当する者が

の欄に掲げる者(いづれかに該当する者が講師として従事する講習事務を行うものであること)。

二 登録申請者が、業として、設計、工事監理、建築物の販売若しくはその代理若しくは媒介又は建築物の建築工事の請負を行う者(以下この号において「建築関連事業者」という。)でなく、かつ、建築関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

三 登録の区分

四 登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、登録講習機関に関する事項で国土交通省令で定めるもの

(登録の公示等)

第十条の二十五 国土交通大臣は、登録をしたときは、前条第二項第一号から第四号までに掲げる事項その他の国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

2 登録講習機関は、前条第一項第一号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとす

□ 登録申請者の役員(持分会社(会社法

(平成十七年法律第八十六号)第五百七十一条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)に占める建築関連事業者又はその役員若しくは職員(過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合

が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、建築関連事業者の役員又は職員(過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

ハ 登録申請者は、登録講習機関登録簿に次に掲げる

事項を記載してするものとする。

三 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる

事項を記載してするものとする。

2 第十条の二十二から第十条の二十四までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(承継)

第十条の二十七 登録講習機関が当該登録に係

る事業の全部を譲渡し、又は登録講習機関に

ついて相続、合併若しくは分割(当該登録に

係る事業の全部を承継させるものに限る。)が

あつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合に

おいて、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。

以下この項において同じ。)、合併後存続する

法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人

は、その登録講習機関の地位を承継する。

だし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相

続人、合併後存続する法人若しくは合併によ

り設立した法人若しくは分割により当該事業

の全部を承継した法人が第十条の二十三各号

るときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の更新)

第十条の二十六 登録は、五年以上十年以内に

おいて政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第十条の二十六 登録は、五年以上十年以内に

おいて政令で定める期間ごとにその更新を受

けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録講習機関の地位を承継した者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務の実施に係る義務)

第十条の二十八 登録講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(講習事務規程)

第十条の二十九 登録講習機関は、講習事務に関する規程(以下この章において「講習事務規程」という。)を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習事務規程には、講習事務の実施の方

法、講習事務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十条の三十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、

貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備え

て置かなければならない。

2 利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されてい

るときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成さ

れているときは、当該電磁的記録に記録さ

れた事項を国土交通省令で定める方法によ

り表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電

磁的方法であつて国土交通省令で定めるも

のにより提供することの請求又は当該事項

を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第十条の三十一 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、講習事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(適合命令)

第十条の三十二 国土交通大臣は、登録講習機関が第十条の二十四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録

帳簿を備え付け、これを保存しなければならぬ。

(講習事務の休廃止等)

第十条の三十五 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところによ

り、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により講習事務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、当該届出に係る登録は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第十条の三十六 国土交通大臣は、登録講習機

関が第十条の二十八の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の事務の方法の改善に関する必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条の二十五第二項 第十条の二十七第二項、第十条の三十第一項、第十条の三十一又は前条第一項の規定に違反したと

き。

2 第十条の二十九第一項の規定による届出のあつた講習事務規程によらないで講習事務を行つたとき。

3 正当な理由がないのに第十条の三十二第二項各号の請求を拒んだとき。

4 第十条の三十二又は第十条の三十三の規定による命令に違反したとき。

5 講習事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその事務に従事する者若しくは法人にあつてはその役員が、講習事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

6 不正な手段により登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、

その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による講習事務の実施)

第十条の三十七 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録を受ける者がいないとき。

二 第十条の三十五第一項の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録講習機関が天災その他の事由により講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により講習事務を行い、又は同項の規定により行つている講習事務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が第一項の規定により講習事務を行うこととした場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

第十一条の三十八 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第十一条の次に次の二条を加える。

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等)

第十一条の二 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の交付を申請することができるとときは、速やかに、構造設計一級建築士証

一 一級建築士として五年以上構造設計の業務に従事した後、第十条の二十二から第十二条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下この章において「登録講習機関」という)が行う講習(別表第一(一)の項講習の欄に掲げる講習に限る)の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士

二 國土交通大臣が、構造設計に關し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認めの一級建築士

2 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、設備設計一級建築士証の交付を申請することができる。

(別表第一(二)の項講習の欄に掲げる講習に限る)の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士

二 國土交通大臣が、設備設計に關し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認めの一級建築士

3 國土交通大臣は、前二項の規定による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の申請があつたときは、遅滞なく、その交付をしなければならない。

第十一条の次に次の二条を加える。

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等)

第十一条の二 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士(以下それぞれ「構造設計一級建築士」又は「設備設計一級建築士」という。)は、第九条第一項又は前条第一項の規定によりその免許を取り消され

たときは、速やかに、構造設計一級建築士証

又は設備設計一級建築士証を国土交通大臣に返納しなければならない。

5 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第十二条を次のように改める。

(国土交通省令及び都道府県の規則への委任)

第十二条 この章に規定するもののほか、一級建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消並びに住所等の届出、一級建築士免許証及び一級建築士免許証明書の交付、書換え交付、再交付及び返納その他一級建築士の免許に関する必要な事項並びに第十条の二第一項第一号の登録、同号及び同条第二項第一号の講習、登録講習機関その他の構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 この章に規定するもののほか、二級建築士及び木造建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消並びに住所等の届出、二級建築士免許証及び木造建築士免許証並びに二級建築士免許証明書及び木造建築士免許証明書の交付、書換え交付、再交付及び返納その他の二級建築士

2 この章に規定する建築に関する科目を修めて卒業した者(以下「卒業した者」といふ)に、「を修めて卒業した後、建築に関する実務の経験を有する者」を「正規の建築又は土木に

建築に関する四年以上の実務の経験を有する者」を「者であつて、その卒業後建築実務の経験を四年以上有する者(前号に掲げる者を除く。)」

に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の二中「短期大学」の下に「修業年限が三年であるものに限る。」を加え、「正規の建築又は土木に

建築に関する修業年限三年の課程」を「国土交通大臣の指定期間による建築に関する科目を修めて卒業した者」に、「を修めて卒業した後、建築に関する実務の経験を有する者」を「正規の建築又は土木に

建築に関する四年以上の実務の経験を有する者」を「者であつて、その卒業後建築実務の経験を四年以上有する者(前号に掲げる者を除く。)」

る課程」を「国土交通大臣の指定する建築に関する科目」に、「後 建築に関して三年以上の実務の経験を」を「者であつて、その卒業後建築実務の経験を二年以上」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号に掲げる者」に改め、同条第四号中「建築に関する」を「建築実務の経験を」に改め、「の実務の経験を」を削る。

第十五条の二第二項中「一を限り」を削り、同条第四項を削る。

第十五条の三から第十五条の五までを削る。

第十五条の六第二項ただし書中「数は」の下に同項の」を加え、同条第四項を削り、同条を第十五条の三とする。

第十五条の七の見出しを「(不正行為の禁止)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条を第十五条の四とし、同条の次に次の二条を加える。(準用)

第十五条の五 第十条の五から第十条の十三まで及び第十条の十五から第十条の十八までの規定は、中央指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定(第十条の五第一項第一号及び第二項第四号並びに第十条の七第一項を除く)中「一級建築士登録等事務」とあるのは「試験事務規程」とあるのは「試験委員を含む。」と、「登録等事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十条の五中「前条第二項」とあるのは「第十五条の二第二項」と、同条第一項第一号中「一級建築士試登録等事務の実施」とあるのは「一級建築士試

験事務(第十五条の二第一項に規定する一級建築士試験事務をいう。以下同じ。)の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等試験等事務の実施」とあるのは「二級建築士等試験」「一級建築士試験事務」と、第十条の十六第二項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は第十五条の三の規定」と、「規定」と読み替えるものとする。

2 第十五条の二第三項の規定は、前項において読み替えて準用する第十条の九第一項若しくは第十条の十六第二項の規定による認可、命令又は処分をしようとするときについて準用する。

第十五条の八から第十五条の十六までを削る。

第十五条の十七第二項中「都道府県ごとに一を限り」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第十条の五から第十条の十三まで、第十条の十五から第十条の十八まで、第十五条の二第三項、第十五条の三、第十五条の四及び前二項の規定は、都道府県指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定(第十条の五第一項第一号及び第二項第四号並びに第十条の七第一項を除く)中「國土交通大臣」とあるのは「都道府県建築士審査会」と、前条第二項中「前項」とあるのは「次条第三項」と読み替えるものとする。

第十五条の十七第四項及び第五項を削り、同条を第十五条の六とする。

第十五条の十八を第十五条の七とする。

第十六条第三項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、「第十五条の十七」を「第十五条の六」に改める。

第十七条の見出し及び同条第二項中「都道府県規則」を「都道府県の規則」に改める。

第十八条第三項中「注意を与える」を「対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、当該」に改める。

第二十条第一項中「木造建築士たる」を「木造建築士等試験事務」と、「役員」とあるのは「役員(第十五条の三第一項の試験委員を含む。)」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「試験事務規程」と、第十条の五第一項又は第二項の規定の適

用がある場合は、この限りでない。

第二十条第五項中「建築基準法第二条第三号六第二項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「二級建築士等試験事務(第十五条の六第一項に規定する二級建築士等試験事務をいう。以下同じ。)の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「命今」と、「規則」と、第十条の七第一項中「國土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「命令」とあるのは「命令、規則」と、第十条の十六第二項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は第十五条の六第三項において準用する第十五条の三の規定」と、第十五条の二第三項中「中央建築士審査会」とあるのは「都道府県建築士審査会」と、前条第二項中「前項」とあるのは「次条第三項」と読み替えるものとする。

第二十条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行つた場合においては、前条第一項の規定によるほか、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第二十条の二 構造設計一級建築士は、第三条第一項に規定する建築物のうち建築基準法第二十条第一号又は第二号に掲げる建築物に該

当するものの構造設計を行つた場合においては、前条第一項の規定によるほか、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の構造設計を行つた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、

設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第二十条の二 構造設計一級建築士は、第三条第一項に規定する建築物のうち建築基準法第二十条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行つた場合においては、前条第一項の規定によるほか、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2 構造設計一級建築士は、前項の規定により号に係る部分に限る。の規定及びこれに基づく命令の規定(以下「構造関係規定」という。)に適合するかどうかの確認を求めるなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

建築物が建築基準法第二十条(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定及びこれに基づく命令の規定(以下「構造関係規定」という。)に適合するかどうかの確認を求めるなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

3 構造設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを確認したときは、当該構造設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

4 構造設計一級建築士は、第二項の規定により確認を求めた一級建築士から請求があつたただし書を加える。

ただし、次条第一項又は第二項の規定の適

で、第二十三条の五第一項、第二十三条の七、第二十三条の八第一項及び第二十三条の九の規定の適用については、これらの規定（第二十三条第一項、第二十三条の二及び第二十三条の九を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第二十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定事務所登録機関（第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）」と、第二十三条の二中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事の第二十六条の三第一項の指定を受けた者」と、第二十三条の八第一項第三号中「登録」とあるのは「都道府県知事が登録」と、第二十三条の九中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（登録簿及び第二十六条の三第一項の国土交通省令で定める書類を除く。）」とする。

2 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき建築士事務所の登録に係る手数料を徴収する場合においては、前条の規定により指定事務所登録機関が行う建築士事務所の登録を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定事務所登録機関に納めさせ、その収入とすることができる。

（管理建築士講習の講習機関の登録）

第二十六条の五 第二十四条第二項の登録（次項において単に「登録」という。）は、同条第二項の講習の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行う。

2 第十二条の二十三、第十条の二十四、第十条

の二十五第一項及び第十条の二十六の規定は登録に、第十条の二十五第二項及び第三項並びに第十条の二十七から第十条の三十八までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、第十条の二十四第一項第一号中「別表第一の各項の講習の欄」とあるのは「別表第二講習の欄」と、「講習事務」とあるのは第二十四条第二項の講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）と、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（登録の区分に関する事項を除く。）」とあるのは「都道府県知事の第二十六条の三第一項の指定を受けた者」と、第二十三条の八第一項第三号中「登録」とあるのは「都道府

県知事が登録」と、第二十三条の九中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（登録簿及び第二十六条の三第一項の国土交通省令を「第二十四条の八」に改め、同項第四号中「建築士事務所を管理する建築士」を「管理建築士」に改め、同項第六号中「建築士事務所を管理する」を「管理建築士である」に改め、同項第九号中「建築士事務所を管理する建築士」を「管理建築士」に改める。）、第二十四条の六第一項中「設計又は工事監理受託契約」を「設計受託契約」又は「工事監理受託契約」という。）を建築主と締結する契約（以下「設計受託契約」又は「工事監理受託契約」という。）を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士（次項において「管理建築士等」という。）をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

第一 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類
第二 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法
第三 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
2 管理建築士等は、前項の説明をするとき同号を同項第四号とし、同条を第二十四条の八第二十四条の五を第二十四条の六とし、同条第二号を同項第四号とし、同条を第二十四条の八第三号に次の一項を加える。
第一 前項の規定により置かれる建築士事務所を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
第一 前項の規定により置かれる建築士（以下「管理建築士」という。）は、当該建築主に対し、一級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。
第二十四条の四を第二十四条の五とする。
第二十四条の三第一項中「備え」を「備え付け」に改め、同条を第二十四条の四とする。
第二十四条の二の次に次の二項を加える。
（再委託の制限）

第二十四条の三 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならない。

2 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理（いすれも共同住宅その他の多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものの新築工事に係るものに限る。）の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。

第一 前項第一号に掲げる事項の下に「（前号に掲げる事項を除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。
一 前条第一項各号に掲げる事項
第二十四条の六第一項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、「ほか」の下に「設計受託契約

第五 契約の解除に関する事項
一 前項の規定により置かれる建築士事務所を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 前項の規定により置かれる建築士事務所を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
第一 前項の規定により置かれる建築士事務所を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
第一 前項の規定により置かれる建築士事務所を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
第一 前項の規定により置かれる建築士事務所を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第二十四条の三 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならない。

2 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理（いすれも共同住宅その他の多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものの新築工事に係るものに限る。）の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。

官報(号外)

は、建築士として三年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、第二十六条の五第一項の規定及び同条第二項において準用する第十条の二十三から第十条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下この章において「登録講習機関」という。)が行う別表第三講習の欄に掲げる講習の課程を修了した建築士でなければならない。

第二十三条の四第一項第七号中「第二十四条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第二十三条の二第四号中「建築士事務所を管理する建築士」を第二十四条第二項に規定する第五章を第六章とする。

第二十二条の二第二十二条の二を第二十二条の四とする。

第二十二条の三前条の登録は、別表第二の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これららの講習の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行う。

第二十二条の二次の各号に掲げる建築士は、第四章中第二十二条の次に次の二条を加える。

第二十二条の二次の各号に掲げる建築士は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、次条第一項の規定及び同条第二項において準用する第十条の二十三から第十条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(次条において「登録講習機関」という。)が行う当該各事務所に属するものに限る。別表第二(一)

の項講習の欄に掲げる講習
二 二級建築士(第二十二条第一項の建築士事務所に属するものに限る。)別表第二(二)
三 木造建築士(第二十三条第一項の建築士事務所に属するものに限る。)別表第二(三)
四 構造設計一級建築士 別表第二(四)の項講習の欄に掲げる講習
五 設備設計一級建築士 別表第二(五)の項講習の欄に掲げる講習
(定期講習の講習機関の登録)
第二十二条の三前条の登録は、別表第二の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これららの講習の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行う。

2 第十条の二十三、第十条の二十四、第十条の二十五第一項及び第十条の二十六の規定は前条の登録に、第十条の二十五第二項及び第三項並びに第十条の二十七から第十条の二十八までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、第十条の二十四第一項第一号中別表第一の各項の講習の欄」とあるのは「別表第二の各項の講習の欄」と、「講習事務」とあるのは「第二十二条の二の講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)」と読み替えるものとする。

3 前条の登録及び講習並びに登録講習機関に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

別表第一(第十条の二、第十条の二十二、第十条の二十四関係)

| 科 目 | 講 習 | 習 | 講 習 | 科 目 | 設 備 設 計 一 級 建 築 士 講 習 |
|---|--|--|---|---|---|
| イ 構造関係規定 に関する科目 | イ 構造関係規定 に関する科目 | 口 建築物の構造 に関する科目 | 口 建築物の構造 に関する科目 | イ 構造関係規定 に関する科目 | イ 構造関係規定 に関する科目 |
| (1) 学校教育法による大学(以下「大学」という。)において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 | (1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 | (1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 | (1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 | (1) 学校教育法による大学(以下「大学」という。)において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 | (1) 学校教育法による大学(以下「大学」という。)において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 |
| 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 |

別表第二(第二十二条の二、第二十二条の三関係)

| (一) | 講 習 | (二) | (一) | (一) | (一) |
|------|-------|-----------------------|------------------------------|------------------|------------------|
| 定期講習 | 一級建築士 | 設 備 設 計 一 級 建 築 士 講 習 | イ 建築物の建築 に関する法令に 関する科目 | 口 建築設備に 関する科目 | 口 建築設備に 関する科目 |
| 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 |
| 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 |

官 報 (号 外)

| 定期講習 | | 二級建築士 | イ 建築物の建築 に関する法令に 関する科目 |
|-----------------------|--|--|--|
| 定期講習 | | 木造建築士 | 口 建築物(第三 条に規定する建 築物を除く。)の 設計及び工事監 理に関する科目 |
| (四) | | (三) | (二) |
| 構造設計一 級建築士定 期講習 | 口 構造設計に する科目 | イ 建築物の建築 に関する法令に 関する科目 | 口 建築物(第三 条に規定する建 築物を除く。)の 設計及び工事監 理に関する科目 |
| 者 | (1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 | (1) 大学において行政法を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 | (1) 大学において行政法を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 |

| 別表第三(第二十四条、第二十六条の五関係) | | 設備設計一 級建築士定 期講習 | イ 設備関係規定 に関する科目 |
|-----------------------|-----------------------------|-----------------------|--|
| 講習 | 科 目 | 口 設備設計に する科目 | (1) 大学において行政法を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 |
| 管理建築士 講習 | イ この法律その他 関係法令に関する 科目 | 口 建築物の品質確 保に関する科目 | (1) 大学において行政法を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 |
| 講習 | 科 目 | 口 建築物の品質確 保に関する科目 | (1) 大学において行政法を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 |

第二条 建築士法の一部を次のように改正する。
目次中「建築士事務所の業務の適正な運営等
を図ることを目的とする団体の指定」を「建築士
事務所協会及び建築士事務所協会連合会」に、
「第四十五条」を「第四十四条」に改める。

第二十二条の四の見出しを削り、同条第一項
中「ため、」の下に「建築士に対する建築技術に関
する研修並びに」を加え、同条第二項中「ため、」
の下に「建築士に対する建築技術に関する研修
並びに」を加え、「第四項及び第五項」を「以下こ
の条に改め、同条第四項中「この項及び次項」
を「この条」に改め、同条第五項を同条第六項と

し、同条第四項の次に次の一項を加える。
5 建築士会及び建築士会連合会は、建築士に
対し、その業務に必要な知識及び技能の向上
を図るための建築技術に関する研修を実施し
なければならない。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 建築士事務所協会及び建築士事
務所協会連合会

第二十七条の二の見出しを「建築士事務所協
会及び建築士事務所協会連合会」に改め、同条
第一項を次のように改める。

その名称中に建築士事務所協会という文字

を用いる一般社団法人(次項に規定するもの)を除く。)は、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主(以下単に「建築主」という。)の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所の開設者を社員(以下この章において「協会会員」という。)とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

第二十七条の二第二項中「前項の指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)は、第一項に規定する一般社団法人(以下「建築士事務所協会」という。)及び前項に規定する一般社団法人(以下「建築士事務所協会連合会」という。)は、その目的を達成するため」に改め、「ものとする」を削り、同項第一号中「関し、」の下に「設計等の業務に係る」を加え、「設計等を委託する」を削り、同項第二号中「設計等を委託する建築主等」を「建築主その他の関係者」に、「処理」を「解決」に改め、同項第三号中「対する」の下に「建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する」を加え、同項第四号中「その他指定法人の」を「前三号に掲げるもののほか、そのに改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 その名称中に建築士事務所協会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士事務所の適正な運営及び建築主の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所協会を社員(第六項において「連合会会員」という。)とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

第二十七条の二に次の五項を加える。

4 第一項及び第二項に規定する定款の定め

は、これを変更することができない。

5 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、建築士事務所協会にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、建築士事務所協会連合会については国土交通大臣に届け出なければならない。

6 建築士事務所協会は協会会員の名簿を、建築士事務所協会連合会は連合会会員の名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならない。

(加入)
第二十七条の三 建築士事務所協会は、建築士事務所の開設者が建築士事務所協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不正当な条件を付してはならない。

2 協会会員でない者は、その名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いてはならない。

(苦情の解決)
第二十七条の五 建築士事務所協会は、建築主その他の関係者から建築士事務所の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該建築士事務所の開設者に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

(建築基準法の一部改正)
第三条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。
第二条第十一号中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改め、同条第十七号中「いう」を「い」、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定(同法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定)の二第三項の規定により建築物が構造関係規定をいう。第五条の四第二項及び第六条第三項第二号において同じ。)又は設備関係規定(同法第二十条の三第二項に規定する設備関係規定)をいう。第五条の四第三項及び第六条第三項第三号において同じ。)に適合することを確認した構造設計一級建築士(同法第十条の二第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。第五条の四第二項及び第六条第三項第二号において同じ。)又は設備設計一級建築士(同法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。

第四十一条中第十四号を第十五号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十四 第二十七条の四第二項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会会員といふ文字を用いた者

第43条を削り、第44条を第43条とする。

第四十五条に次の二号を加える。

四 第二十七条の四第一項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会又は建築士事務所協会連合会という文字を用いた者

第45条を削り、第46条を第45条とする。

第41条中第十四号を第十五号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十四 第二十七条の四第二項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会会員といふ文字を用いた者

第43条を削り、第44条を第43条とする。

第四十五条に次の二号を加える。

四 第二十七条の四第一項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会又は建築士事務所協会連合会という文字を用いた者

第45条を削り、第46条を第45条とする。

第41条中第十四号を第十五号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十四 第二十七条の四第二項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会会員といふ文字を用いた者

第43条を削り、第44条を第43条とする。

一 当該紛争について、当事者間において審査会によるあつせん又は調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、当事者間に審査会によるあつせん又は調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第二十六条第三項中「ある」の下に「施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは」を加え、「工事で」を「建設工事で」に改め、同条第四項中「国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関する建設工事については」を削り、同条第五項中「同項の工作物の」を削る。

第四十条の三中「備え、」の下に「かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを」を加える。

第四十四条の五中「地方自治法」の下に「昭和二十二年法律第六十七号」を加える。

第五十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「又は帳簿」の下に「若しくは図書」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

る。

3 新建築士法第十条の二十第一項の指定及びこれを加える改正規定、同法第二十三条の次に一条二十六第三項から第五項まで、第四十条の三及び第五十五条の改正規定を除く。)及び附則第十三条(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)附則第一項ただし書の改正規定に限る。)の規定 平成十九年四月一日

二 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日三 第二条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

日

(施行前の準備)

第二条 第一条の規定による改正後の建築士法(以下「新建築士法」という。)第十条の二第一項第一号、第二十二条の二又は第二十四条第二項の登録を受けようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前において、その申請を行うことができる。新建築士法第十条の二十九第一項(新建築士法第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による講習事務規程の届出についても、同様とする。

2 新建築士法第十四条第一号から第三号までの規定による一級建築士試験の受験資格並びに新建築士法第十五条第二号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格については、施行日前に第一条の規定による改正前の建築士法(以下「旧建築士法」という。)第十四条第一号から第二号まで又は第十五条第二号に規定する課程を修めて卒業した者はそれぞれ新建築士法(以下「旧建築士法」という。)第十四条第一号から第三号まで又は第十五条第二号に規定する建築士試験の受験資格並びに新建築士法第十四条第一号から第三号まで又は第十五条第二号に規定する科目を修めて卒業した者は、その者が有する当該課程を修めて卒業した後

の施行日前における建築に関する実務の経験においても、同条第二項並びに新建築士法第十条の五、第十条の六第一項並びに第十条の九第一項及び第二項の規定の例により行うことができ

建築士法第十五条第二号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格については、施行日前から引き続き旧建築士法第十四条第一号から第二号まで又は第十五条第二号に規定する課程に在学する者(施行日前に当該課程に在学し、施行日以後に再び当該課程に在学することとなつた者のうち、国土交通大臣が定める者を含む。)で施行日以後に当該課程を修めて卒業したものは、それぞれ新建築士法第十四条第一号から第三号まで又は第十五条第二号に規定する科目を修めて卒業した者とみなす。

4 新建築士法第十四条第四号の規定による一級建築士試験の受験資格については、施行日前における二級建築士としての実務の経験は、同号に規定する実務の経験とみなす。

5 新建築士法第十四条第五号の規定による一級建築士試験の受験資格並びに新建築士法第十五条第三号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格については、この法律の施行の際現に旧建築士法第十四条第四号の規定による国土交通大臣の認定又は旧建築士法第十五条第三号の規定による都道府県知事の認定を受けている者は、それぞれ新建築士法第十四条第五号の規定による国土交通大臣の認定又は新建築士法第十五条第三号の規定による都道府県知事の認定を受けた者とみなす。

6 新建築士法第十五条第一号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格については、次に掲げる者は、新建築士法第十五条第一号に規定する建築に関する科目を修めて卒業した者とみなす。

2 新建築士法第十条の四第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条第二項並びに新建築士法第十条の五、第十条の六第一項並びに第十条の九第一項及び第二項の規定の例により行うことができ

る。

3 新建築士法第十四条第一号から第三号までの規定による一級建築士試験の受験資格並びに新

建築士法第十五条第一号に規定による二級建築士試験の受験資格並びに新建築士法第十条の五、第十条の六第一項並びに第十条の九第一項及び第二項の規定の例により行うことができ

る。

定する正規の建築に関する課程を修めて卒業した者

二 施行日前に旧建築士法第十五条第一号に規定する正規の土木に関する課程を修めて卒業した者で当該課程を修めて卒業した後の新建築士法第十四条第一号に規定する建築実務の経験(当該課程を修めて卒業した後の施行日前における建築に関する実務の経験を含む。)

三 施行日前から引き続き旧建築士法第十五条

第一号に規定する正規の建築に関する課程に在学する者(施行日前に当該課程に在学し、施行日以後に再び当該課程に在学することとなつた者のうち、国土交通大臣が定める者を含む。)で施行日以後に当該課程を修めて卒業したもの

四 施行日前から引き続き旧建築士法第十五条

第一号に規定する正規の土木に関する課程に在学する者(施行日前に当該課程に在学し、施行日以後に再び当該課程に在学することとなつた者のうち、国土交通大臣が定める者を含む。)で施行日以後に当該課程を修めて卒業したるもの

五 施行日前から引き続き旧建築士法第十五条

第一号に規定する正規の土木に関する課程に在学する者(施行日前に当該課程に在学し、施行日以後に再び当該課程を修めて卒業した者のうち、国土交通大臣が定める者を含む。)で施行日以後に当該課程を修めて卒業した者

六 施行日前から引き続き旧建築士法第十五条

第一号に規定する正規の土木に関する課程に在学する者(施行日前に当該課程に在学し、施行日以後に再び当該課程を修めて卒業した者のうち、国土交通大臣が定める者を含む。)で施行日以後に当該課程を修めて卒業した者

七 施行日前から引き続き旧建築士法第十五条

第一号に規定する正規の土木に関する課程に在学する者(施行日前に当該課程に在学し、施行日以後に再び当該課程を修めて卒業した者のうち、国土交通大臣が定める者を含む。)で施行日以後に当該課程を修めて卒業した者

八 この法律の施行の際現に旧建築士法第十五条の二第一項又は第十五条の十七第一項の指定を受けている者(以下「旧指定試験機関」という。)

は、それぞれ新建築士法第十五条の二第一項又は第十五条の六第一項の指定を受けた者とみなす。

9 施行日前に旧建築士法第十五条の四第一項(これらは第三項又は第十五条の十四第四項(これ

らの規定を旧建築士法第十五条の十七第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新建築士法第十五条の五

第一項又は第十五条の六第三項において準用する新建築士法第十条の六第一項若しくは第三項

又は第十条の十六第三項の規定によりされた公示とみなす。

10 施行日前に、旧建築士法又はこれに基づく命令若しくは規則により旧指定試験機関に対してを行い、又は旧指定試験機関が行った処分、手続その他の行為は、新建築士法又はこれに基づく命令若しくは規則中の相当する規定によって新

建築士法第十五条の二第一項に規定する中央指

定試験機関又は新建築士法第十五条の六第一項に規定する都道府県指定試験機関(以下この項において「新指定試験機関」という。)に対して行

11 この法律の施行の際現に旧指定試験機関の役員(旧建築士法第十五条の六第一項(旧建築士法第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)の試験委員を含む。)である者が施行日前に新建築士法第十五条第四号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格について、同号に規定する建築実務の経験とみなす。

12 新建築士法第二十条の二及び第二十条の三の規定は、施行日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「適用開始日」という。)以後に新建築士法第二条第六項に規定する構造設計又は設備設計を行つた場合について適用する。

13 この法律の施行の際現に旧建築士法第二十四条第一項の規定により置かれている建築士事務所を管理する建築士については、新建築士法第二十四条第二項の規定は、当該建築士事務所に引き続き建築士事務所を管理する建築士として置かれる場合に限り、施行日から起算して三年を経過する日までの間、適用しない。

14 新建築士法第二十四条の三の規定は、施行日前に建築士事務所の開設者が委託を受けた設計又は工事監理の業務については、適用しない。

15 施行日前に締結された設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約については、新建築士法第二十二条の八及び第二十六条第二項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16 この法律の施行の際現に旧建築士法第二十三条第一項の登録を受けている者に対する新建築士法第二十六条第一項又は第二項の規定による登録の取消しその他の監督上の処分に関する新建築士法第十五条第五項において準用する場合(以下「旧指定試験機関」という。)及び第十五条の十七第五項において準用する場合

を含む。)に該当する行為は、新建築士法第十五条の五第一項又は第十五条の六第三項において

読み替えて準用する新建築士法第十条の七第二項に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

17 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現にその名称中に建築士事務所協会又は建築士事務所協会連合会という文字を用いて一般社団法人に関する第二条の規定による改正後の建

築士法第二十七条の二第五項の規定の適用については、同項中「成立したときは、成立の日」とあるのは、「建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」とする。

(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 適用開始日前に行つた設計による建築物の計画については、適用開始日から起算して六月を経過する日までの間は、第三条の規定による改正後の建築基準法(次項において「新基準法」という。)第六条第三項第一号(新建築士法第二十条の二第一項及び第二十条の三第一項の規定に係る部分に限る。)、第二号及び第三号の規定は、適用しない。

18 新建築士法第二十四条の三の規定は、施行日前に建築士事務所の開設者が委託を受けた設計又は工事監理の業務については、適用しない。

19 新建築士法第二十四条の三の規定による改正前の建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認がされた建築物の工事及び前項の規定の適用がある場合において施行日以後に新建築士法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認がされた建築物の工事について、新建築士法第五条の四第二項及び第三項の規定は、新基準法第五条の四第二項及び第三項の規定は、適用しない。

20 施行日前に第三条の規定による改正前の建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認がされた建築物の工事について、新建築士法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認がされた建築物の工事について、新建築士法第五条の四第二項及び第三項の規定は、適用しない。

21 第五条 施行日前に建設業者が請け負つた建設工事については、第四条の規定による改正後の建設業法(以下「新建設業法」という。)第二十二条第三項の規定にかかるらず、なお従前の例によ

る。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に建設工事紛争審査会に係属している第四条の規定による改正前の建設業法(次項において「旧建設業法」という)第二十五条の十一のあつせん又は調停に関し当該あつせん又は調停の目的となつてある請求についての新建設業法第二十五条の十六の規定の適用については、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の時に、あつせん又は調停の申請がされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の項中「第十条の二及び第十五条の十八」を「第十条の三及び第十五条の七」に改める。

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第百五十八号を同表第百五十九号とし、同表第一百五十四号から第百五十七号までを

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置による。(政令への委任)

一号ずつ繰り下げ、同表第百五十三号の次に次のように加える。

| 百五十四 構造設計一級建築士等に係る登録講習機関の登録 | |
|---|-------------------------------------|
| (一) 建築士法第十条の二第一項第一号(登録講習機関の登録)の登録(更新) | 登録件数 登録件数 登録件数 |
| (二) 建築士法第二十二条の二(登録講習機関の登録)の登録(更新) の登録を除く。) | 一件につき 九万円 九万円 一件につき 九万円 |

(三) 建築士法第二十四条第二項(登録講習機関の登録)の登録(更新)
の登録を除く。)

(住民基本台帳法の一部改正)

第十一條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

| 百十 建築士法第十条の四第一項に規定する中央指定登録機関 | 建築士法による同法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務について総務省令で定めるもの |
|-----------------------------------|--|
| 百十一 建築士法第二十六条の三第一項に規定する都道府県指定登録機関 | 建築士法による同法第二十六条の三第一項に規定する一級建築士等登録事務について総務省令で定めるもの |

| 百十二 建築士法第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関 | 建築士法による同法第二十六条の三第一項に規定する事務所登録等事務について総務省令で定めるもの |
|----------------------------------|--|
| 百十三 建築士法第二十二条の二第一項若しくは木造建築士の免許 | 建築士法による同法第二十二条の二第一項若しくは木造建築士の免許 |

別表第三の二十六の項中「二級建築士又は木造建築士の免許」を「同法第四条第二項若しくは第三項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請、同法第二十三条第一項若しくは第二項の登録又は同法第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出」に改め

る。

一 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第四十条第二項

二 景観法(平成十六年法律第百十号)第六十五条第一項

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

(住宅の品質確保の促進等に関する法律及び景観法の一部改正)

第十二條 次に掲げる法律の規定中「第二条第六

定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四百三条のうち、建築士法第十五条の第三項の改正規定中「第十五条の三第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号」を第十条の五第二項第一号に改め、同法第二十二条の二の改正規定中「第二十二条の二」を「第二十二条の四」に改める。

第四百四条中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の四第一項に改める。

附則第一項たゞし書中「限る。」並びに「限る。」に改め、「除く。」の下に「並びに第二百三条」を加える。

理由

建築物の安全性の確保を図るために、一定の規模の建築物の構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による構造関係規定又は設備関係規定への適合性の確認の実施、建築士事務所に属する建築士等に対する講習の受講の義務付け、建築士事務所の開設者が委託を受けた設計又は工事監理の業務の再委託の制限、建設業者が請け負った多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事の一括下請負の禁止等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築士法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、建築物の安全性の確保を図るために、一定規模の建築物の構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による構造関係規定又は設備関係規定への適合性の確認の実施、建築士事務所に属する建築士等に対する講習の受講の義務付け等の措置を講じようとするもので、その主

な内容は次のとおりである。

1 建築設計の専門分化を踏まえ、一定規模の建築物の設計に当たって、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による構造関係規定又は設備関係規定への適合性の確認を義務付けること。

2 建築士の資質、能力の向上を図るために、建築士試験の受験資格の見直し、建築士に対する定期講習の受講の義務付けを行うこと。

3 建築士事務所の業務の適正化を図るために、設計・工事監理の契約締結前に、管理建築士等による一定の重要な事項の説明を義務付けること。

4 建築士事務所の団体による自律的な監督体制の確立を図るために、建築士事務所協会等を法定化し、当該協会において苦情解決や研修等の業務を実施すること。

5 建築士及び建築士事務所の登録、名簿の閲覧等の事務の効率化を図るために、国土交通大臣又は都道府県知事の指定を受けた機関がこれららの事務を行うことができるること。

6 建設業者が請け負った多数の者が利用する一定の重要な施設等の建設工事の一括下請負を禁止すること。

7 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

建築物の安全性の確保を図るために、一定規模の建築物の構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による構造関係規定又は設備関係規定への適合性の確認の実施、建築士事務所に属する建築士等に対する講習の受講の義務

る建築士等に対する講習の受講の義務付け等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十八年十一月二十九日

衆議院議長 河野 洋平殿

立

〔別紙〕

建築士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 構造計算書偽装問題等により国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信が広まっていることを踏まえ、本法の的確な運用がなされるよう、国民、関係者等への周知徹底並びに特定行政庁、建築士及び建築士事務所関係の団体等への指導助言に努め、構造計算書偽装問題等の再発防止に万全を期すこと。

二 建築士は、建築物の設計、工事監理等の専門技術者として、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の安全性の確保及び質の向上に寄与するよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならぬ職責を負っていることにかんがみ、工事施工者等との適切な役割分担を踏まえ、その職責が全うされるよう本法の施行に万全を期すこと。

三 建築士が自己研鑽を図るとともに、建築士事務所が適正な業務の実施を行い、専門資格者としての社会的使命と責任を果たすため、団体の加入率向上の取り組みを通じて、団体による自

律的な監督体制が確立されるよう、関係団体等に對して、十分な指導助言を行うこと。

四 建築設備設計・工事監理業務において重要な建築物の設計に当たって、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による構造関係規定又は設備関係規定への適合性の確認を義務付けること。

も、その有効活用と関係規定の適切な運用が図られるよう、特定行政庁、建築士関係団体等へて、設備設計一級建築士制度のもとにおいても、その有効活用と関係規定の適切な運用が図られるよう、特定行政庁、建築士関係団体等へて、設備設計一級建築士制度のもとにおいて

の周知徹底を図ること。

五 建築物の品質を確保するためには、工事監理業務の適正化を図ることが重要であることにかんがみ、建築主に提出される工事監理報告書の記載内容を充実すること等により、工事監理の実効性確保に努めること。

六 建築士の業務報酬基準については、建築士が行う業務の実情を十分に考慮し、必要に応じ、見直しを行うこと。

七 消費者及び発注者の保護と施工体制の適正を確保するため、技術者の配置や施工の体系等の施工体制に関する情報について、工事管理の過程で、現場において確認を徹底させるとともに、閲覧等を通じて、消費者及び発注者に対する開示が適切になされるよう指導に努めること。

八 政府は、法附則第八条に基づき、この法律の施行後五年を経過した場合において、建築士の能力及び資質の向上の状況、設計及び工事監理業務の適正化の状況、消費者への情報開示の状況、建設工事の施工の適正化の状況等を踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十八年十月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律
(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第一条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十七条中「五年」を「十年」に、「十万元」を「三十万元」に改め、同条第四号を削る。

第四十七条の二を次のように改める。

第四十七条の二 第三十六条の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者は、五年以下の懲役若しくは十万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十七条の二の次に次の一条を加える。
第四十七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十七条の二 第四十七条の二を加え、同項第二号中

「又は第四十七条の二」を「又は第四十七条の二」に改め、同項第二号中

「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改め、同項第二号中

「又は第四十七条の二」を「これら」に改め、同項第二号中

「題名を次のように改める。

貸金業法

目次

三 第二十二条第一項(第二十四条第二項、

第二十四条の二第二項、第二十四条の三第

二項、第二十四条の四第二項及び第二十四
条の五第二項(第二十四条の六においてこ
れらの規定を準用する場合を含む。)におい

第一節 登録(第三条—第十二条)

第二章 貸金業者

4 この法律において「顧客等」とは、資金需要

て準用する場合を含む。)の規定に違反した

者

第四十八条第一号中「第十二条第三項」を「第
十三条の三」に改め、同条第二号を次のように
改める。

二 第十五条第一項に規定する事項を表示せ
ず、若しくは説明せず、又は虚偽の表示若
しくは説明をした者

第四十八条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十五条第一項の規定に違反した者

第四十八条第五号の二中「において準用する
場合を含む」の下に「以下この号において同
じ」を加える。

第四十九条第一号及び第二号を削り、第三
号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号
及び第六号を削り、第七号を第三号とし、第八
号から第十二号までを四号ずつ繰り上げる。

第五十一条第一項第一号中「第四十七条の下
に「又は第四十七条の二」を加え、同項第二号中
に「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改
め、同項第二号中

「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改
め、同項第二号中

「又は第四十七条の二」を「これら」に改め
る。

第五十二条第一項第一号中「第四十七条の下
に「又は第四十七条の二」を加え、同項第二号中
に「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改
め、同項第二号中

「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改
め、同項第二号中

「又は第四十七条の二」を「これら」に改め
る。

第五十三条第一項第一号中「第四十七条の下
に「又は第四十七条の二」を加え、同項第二号中
に「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改
め、同項第二号中

「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改
め、同項第二号中

「又は第四十七条の二」を「これら」に改め
る。

第五十四条第一項第一号中「第四十七条の下
に「又は第四十七条の二」を加え、同項第二号中
に「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改
め、同項第二号中

「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改
め、同項第二号中

「又は第四十七条の二」を「これら」に改め
る。

第五十五条第一項第一号中「第四十七条の下
に「又は第四十七条の二」を加え、同項第二号中
に「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改
め、同項第二号中

「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改
め、同項第二号中

「又は第四十七条の二」を「これら」に改め
る。

第五十六条第一項第一号中「第四十七条の下
に「又は第四十七条の二」を加え、同項第二号中
に「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改
め、同項第二号中

「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改
め、同項第二号中

「又は第四十七条の二」を「これら」に改め
る。

第五十七条第一項第一号中「第四十七条の下
に「又は第四十七条の二」を加え、同項第二号中
に「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改
め、同項第二号中

「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改
め、同項第二号中

「又は第四十七条の二」を「これら」に改め
る。

第五十八条第一項第一号中「第四十七条の下
に「又は第四十七条の二」を加え、同項第二号中
に「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改
め、同項第二号中

「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改
め、同項第二号中

「又は第四十七条の二」を「これら」に改め
る。

者である顧客又は保証人となるうとする者を
いう。

5 この法律において「債務者等」とは、債務者
又は保証人をいう。

6 この法律において「資金需要者等」とは、顧
客等又は債務者等をいう。

7 この法律において「極度方式基本契約」と
は、貸付けに係る契約のうち、資金需要者で
ある顧客によりあらかじめ定められた条件に
従つた返済が行われることを条件として、當
該顧客の請求に応じ、極度額の限度内におい
て貸付けを行うことを約するものをいう。

8 この法律において「極度方式貸付け」とは、
極度方式基本契約に基づく貸付けをいう。

9 この法律において「極度方式保証契約」と
は、極度方式基本契約に基づく不特定の債務
を主たる債務とする保証契約をいう。

10 この法律において「貸金業協会」とは、第三
章第一節の規定に基づいて設立された法人を
いう。

11 この法律において「電磁的記録」とは、電子
的方式、磁気的方式その他の知覚によつ
て認識することができない方式で作られる記
録であつて、電子計算機による情報処理の用
に供されるものとして内閣府令で定めるもの
をいう。

12 この法律において「電磁的方法」とは、電子
情報処理組織を使用する方法その他の情報通
信の技術を利用する方法であつて内閣府令で
定めるものをいう。

〔第二章 登録〕を〔第二章 貸金業者〕に改め

**第二節 業務(第十二条の二—第二十四条
の六)**

**第三節 監督(第二十四条の六の二—第二
十四条の六の十一)**

第三章 貸金業協会

**第一節 設立及び業務(第二十五条—第三
十六条)**

**第二節 協会員(第三十七条—第三十八条)
(一)**

第三節 管理(第三十九条—第四十一条)

**第四節 監督(第四十一条の三—第四十一
条の六)**

**第五節 雜則(第四十二条—第四十四条)
(一)**

第四章 雜則(第四十二条—第四十六条)

第五章 罰則(第四十七条—第五十二条)

附則

第一条を次のように改める。

第一条 この法律は、貸金業が我が国の経済社
会において果たす役割にかんがみ、貸金業を
営む者について登録制度を実施し、その事業
に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者
の組織する団体を認可する制度を設け、その
適正な活動を促進することにより、貸金業を
営む者の業務の適正な運営を確保し、もつて
資金需要者等の利益の保護を図るとともに、
国民経済の適切な運営に資することを目的と
する。

第二条第二項中「受けて貸金業を営む」を「受
けた」に改め、同条に次の九項を加える。

4 この法律において「顧客等」とは、資金需要

官報(号外)

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節 登録

第四条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「この章及び第三十八条第一項」を「この節、第二十四条の六の六第一項第一号及び第三十一号第八号」に、「以下同じ」を「第二十四条の六の四第二項及び次章を除き、以下同じ」に、「及び住所並びに」を「商号又は名称及び」に、「その者氏名及び住所」を「その者の氏名」に改め、同項第三号及び第四号中「及び住所」を削り、同項第六号中「二十四条の七第一項」を「第十二条の三第一項」に、「規定する者」を「規定する貸金業務取扱主任者」に改める。

第六条第一項第三号中「第三十七条第一項」を「二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項」に、「第三十八条第一項」を「二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）に改め、同項第十三号中「第二十四条の七」を「第十二条の三」に改め、同項に次の二号を加える。

十五 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者十六 他に営む業務が公益に反すると認められる者

第八条第二項中「又は第十三号」を「第十三号又は第十六号」に改める。

第十一条第二項第一号中「表示」の下に「又は広告」を加え、同項第二号中「広告をし、又は」を削る。

第三章の章名を削り、第十二条の次に次の節名及び七条を加える。

第二節 業務

（業務運営に関する措置）

第十二条の一 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務に関して取扱い、その貸金業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（貸金業務取扱主任者）

第十二条の二 貸金業者は、営業所又は事務所に於て、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に從事する者のうちから次項及び第七条の規定に適合する貸金業務取扱主任者を選任し、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に從事する使用人その他の従業者に対する助言又は指導で、これらの者が貸金業に関する法令（条例を含む。以下この条及び第二十条の二において同じ。）の規定を遵守して貸金業の業務を適正に実施するために必要なものを行わせなければならない。

（貸金業務取扱主任者は、第六条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当する者以外の者でなければならない。）

2 貸金業務取扱主任者は、第六条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

3 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が第一項の職務を適切に遂行できるよう必要な配慮を行わなければならず、貸金業の業務に從事する使用者その他の従業者は、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者

（証明書の携帯）

第十二条の四 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に從事する使用者その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければならない。

4 貸金業者は、貸金業務取扱主任者に第五項

該業務を行う営業所又は事務所の貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなければならない。

5 貸金業者は、貸金業務取扱主任者を選任した場合には、その選任した日から起算して六月以内、内閣府令で定めるところにより、当該貸金業務取扱主任者に、貸金業務取扱主任者研修（都道府県知事が行う貸金業に関する研修）の法に関する知識その他の貸金業務取扱主任者の職務に必要な知識及び能力に関する研修をうけたことを証する書類を受けた者である。

6 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が貸金業務取扱主任者研修を受けた者であるときは、当該貸金業務取扱主任者研修を受けた日から内閣府令で定める期間を経過する日までの間に、内閣府令で定めるところにより、当該貸

又は第六項の規定により貸金業務取扱主任者研修を受けさせたときは、内閣府令で定めるところにより、二週間以内に、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

9 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が選任した貸金業務取扱主任者がその職務に関する法令の規定に違反した場合においてその情状により貸金業務取扱主任者として不適当であると認めるときは、当該貸金業者に対し、当該貸金業務取扱主任者の解任を勧告することができる。

10 都道府県知事は、内閣府令で定めるところにより、貸金業協会その他の団体であつて、貸金業務取扱主任者研修を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして内閣総理大臣が指定するものに、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることができる。

11 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、暴力団員等の使用の禁止

第十二条の五 貸金業者は、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してはならない。

12 第十二条の六 貸金業者は、その貸金業の業務（禁止行為）

に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 資金需要者等に対し、虚偽のことを告げ、又は貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない行為

二 資金需要者等に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為(次号に掲げる行為を除く。)

三 保証人となろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為

四 前三号に掲げるもののほか、偽りその他不正又は著しく不当な行為

(生命保険契約の締結に係る制限)

第十二条の七 貸金業者は、貸付けの契約(住宅資金貸付契約(住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。)その他の内閣府令で定める契約を除く。)の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故とし得ない。

(相談及び助言)

第十二条の八 貸金業者は、資金需要者等の利益の保護のために必要と認められる場合に、資金需要者等に対して、借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を適正かつ確実に実施することができると認められる団体を紹介するよう努めなければならない。

第十三条第一項中「資金需要者である顧客又

は保証人となろうとする者」を「顧客等」に、「そ

の者」を「当該顧客等」に改め、同条第二項を削る。

第十四条中「の各号」を削り、同条第一号中

「表示するもの」の下に「市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合その他の貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合にあつては、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの」を加える。

第十五条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合に、その他の内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合にあつては、貸付けの利率に準ずるもの」として内閣府令で定めるもの」として内閣府令で定めるもの

3 貸金業者は、資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて資

金需要者等の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないよう、貸金業の業務を行わなければならない。

4 貸金業者は、貸付けの契約の締結を勧誘した場合において、当該勧誘を受けた資金需要者等から当該貸付けの契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)が表示されたときは、当該勧誘を引き続き行つてはならない。

第十六条の次に次の二条を加える。

(保証契約締結前の書面の交付)

第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合に

は、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項(一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第十六条の三 貸金業者が、貸付けの契約の相

手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を

等の利益の保護に欠けるおそれがある表示又は説明として内閣府令で定めるもの

改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百五十四条の規定の趣旨

その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの

六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息(利息制限法(昭和二十九年法律第二百号)第二条の規定により利息とみなされるものを含む。)第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一項第一号並びに第四十三条第一項において同じ。)の額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証契約の保証人となる

2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息(利息制限法(昭和二十九年法律第二百号)第二条の規定により利息とみなされるものを含む。)第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一項第一号並びに第四十三条第一項において同じ。)の額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証契約の保証人となる

2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息(利息制限法(昭和二十九年法律第二百号)第二条の規定により利息とみなされるものを含む。)第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一項第一号並びに第四十三条第一項において同じ。)の額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証契約の保証人となる

2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息(利息制限法(昭和二十九年法律第二百号)第二条の規定により利息とみなされるものを含む。)第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一項第一号並びに第四十三条第一項において同じ。)の額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証契約の保証人となる

2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息(利息制限法(昭和二十九年法律第二百号)第二条の規定により利息とみなされるものを含む。)第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一項第一号並びに第四十三条第一項において同じ。)の額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証契約の保証人となる

官 報 (号 外)

記載した書面をこれらの者に交付しなければならない。

一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、貸付けの契約の相手又は相手となるとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。

第十七条の見出しを「(契約締結時の書面の交付)」に改め、同条第一項中「係る契約」の下に「(極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。)」を加え、「の各号」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 極度額

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

第十七条第三項中「前項各号に掲げる事項」を「第十六条の二第一項各号に掲げる事項(一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。)」に、「当該保証人」を「当該保証契約の保証人」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものと定めるものを締結したときは、

遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらとの保証契約の保証人に交付しなければならない。

第十七条に次の三項を加える。

5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。

6 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約(当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。)を締結した場合において、その相手方又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約の保証人に対し、これらの者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け

及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項又は第四項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、第一項又は第四項の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

一 契約年月日

二 貸付けの金額(極度方式保証契約にあっては、保証に係る貸付けの金額)

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

7 貸金業者は、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、第一項から第五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものとみなす。

一 受領年月日

二 受領金額

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 貸金業者は、貸付けの契約のうち、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合には、第一項に規定する書面の交付

又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の

内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電

3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約(当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。)又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対するその者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項又は第四項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、第一項又は第四項の規定による書面の交付を行つたものとみなす。

一 受領年月日

二 受領金額

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 貸金業者は、貸付けの契約のうち、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合には、第一項に規定する書面の交付

又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の

磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものとみなす。

第十九条の次に次の二条を加える。

(帳簿の閲覧)

第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、貸金業者は、当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

(特定公正証書に係る制限)

第二十条 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については、特定公正証書(債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合は、直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。

一 貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。)

二 前号に掲げる契約に係る保証契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正

証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

3 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合に、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

4 貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合に、あらかじめ(当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに)、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨等が直ちに強制執行に服することとなる旨において同じ。)の作成を公証人に嘱託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。

二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの

第三十一条の二中「(条例を含む。以下同じ。)を削り、「その他の者」の下に「(以下この条において「特定受給権者」という。)」を加え、「その者の預金通帳等(当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なもの)の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管してはならない」を次に掲げること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 債務者の又は年金証書その他その者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管してはならない」に改め、同条に次の各号を加える。

一 特定受給権者の預金通帳等(当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出

用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報をその

他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは

払込みに必要なものとして政令で定めるも

の又は年金証書その他特定受給権者が公的

給付を受給することができることを証する

書面その他のものをいう。)の引渡し若しく

は提供を求め、又はこれらを保管する行為

しとその払い出した金銭による当該債権の

弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出

しとその払い出した金銭による当該債権の

弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為

三 第二十二条第一項中「みだりに」を削り、同号を同項第七号とし、第二号を第三号とし、第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 債務者等が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを

五 第二十二条第一項に次の二号を加える。

六 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

七 第二十二条第一項に次の二号を加える。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は

九 第二十二条第一項に次の二号を加える。

十 債務者等に対し、前各号(第六号を除く。)のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

十一 第二十二条第一項に次の二号を加える。

十二 第二十二条第一項に次の二号を加える。

十三 第二十二条第一項に次の二号を加える。

十四 第二十二条第一項に次の二号を加える。

十五 第二十二条第一項に次の二号を加える。

十六 第二十二条第一項に次の二号を加える。

十七 第二十二条第一項に次の二号を加える。

十八 第二十二条第一項に次の二号を加える。

十九 第二十二条第一項に次の二号を加える。

二十 第二十二条第一項に次の二号を加える。

二十一 第二十二条第一項に次の二号を加える。

二十二 第二十二条第一項に次の二号を加える。

二十三 第二十二条第一項に次の二号を加える。

二十四 第二十二条第一項に次の二号を加える。

第四十二条を「第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十」に、「第十七条の」を「第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)の」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二十四条の六の十第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。)を有するもの」と、同条第二項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)の当該債権」又は「都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の四第一項及び第二十四条の四第一項及び第四十二条を「第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで及び第二十四条の六の十」に改め、同条第三項中「第十六条の四第一項及び第二十四条の六の十」に、「第十七条の」を「第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)の」に改め、同条第三項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第二十四条の五第一項及び第四十二条を「第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで及び第二十四条の六の十」に、「第十七条の」を「第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)の」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二十四条の六の十第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を取得した保証業者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。)を有するもの」と、同条第二項中「その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)の当該債権」又は「都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の四第一項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条を「第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第三十四条の六の十」に、「第十七条の」を「第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)の」に改め、同条第二項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条を「第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十」に、「第十七条の」を「第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)の」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二十四条の六の十第一項から第四項までの規定中「内閣総理大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第一項中「その登録を受けた貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の二第一項中「第十七条、第十八条

り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者

七条(第六項を除く。)の」に改め、同項後段を次のように改める。

七条第六項を除く。)の」に改め、同項後段を次のように改める。

債権を他人に譲渡する場合について、第二十一条第一項から第三項まで、第二十二条の二、第二十三条及び第二十四条第一項の規定は貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について、第二十四条の二第一項の規定は貸金業を営む者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二及び第二十一条の規定は保証業者が貸金業を営む者との間でその貸付けに係る契約についてした保証に基づく求償権、当該貸金業を営む者の当該貸付けに係る契約若しくはその保証契約に基づく債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権(以下この条において「保証等に係る求償権等」という。)を取得した場合における当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者について、第二十四条の三第一項の規定は貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託する場合について、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二及び第二十一条の規定は貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が当該債務の弁済に係る求償権若しくは当該弁済による代位に係る債権又はこれらの保証債権(以下この条において「受託弁済に係る求償権等」という。)を取得した場合(保証業者が当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を取得した場合を除く。)における当該弁済をした者について、第二十四条の四第一項の

規定は保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及び第二十四条の四第一項の規定は保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該保証契約に係る求償権等を譲り受けた者について、前条第一項の規定は貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等(保証業者が取得した当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を除く)を他人に譲渡する場合について、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及び前条第一項の規定は受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的説替えは、政令で定める。

第二十四条の六の次に次の一節を加える。

(開始等の届出)

第三節 監督

第二十四条の六の二 貸金業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めることにより、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 貸金業(貸金業の業務に関する広告権の取立てに係る業務を含む。第二十四条の六の六第一項第二号において同じ。)を開始し、休止し、又は再開したとき。

二 第六条第一項第十四号に該当するに至つたことを知つたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める場合に該当するとき。

(業務改善命令)

第二十四条の六の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の業務の運営に関し、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該貸金業者に対して、その必要な限度において、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

(監督上の処分)

第二十四条の六の四 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該貸金業者に対し登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第一項第十三号から第十六号までのいずれかに該当することとなつたとき。

二 貸金業の業務に関する法令(第十二条、第十二条の五、第二十四条第三項及び第四項並びに第二十四条の三第三項及び第四項を除く。)又は法令に基づく内閣総理大臣若しくは都道府県知事の処分に違反したとき。

三 第二十四条第三項に規定する取立て制限者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき。

四 貸付けの契約に基づく債権譲渡等をした

場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当たりその相手方が取立て制限者(第二十一条第三項に規定する取立て制限者をい

う。以下この号において同じ。)であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを証明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを証明できなかつたとき。

ハ 当該保証契約の締結を行つた取立て制限者又は当該保証契約の締結の後当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ニ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権譲渡等を受けることを証明できなかつたとき。

ホ 当該保証契約の締結を行つた取立て制限者又は当該保証契約の締結の後当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ヘ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権譲渡等を受けることを証明できなかつたとき。

ロ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権譲渡等を受けることを証明できなかつたとき。

ハ 当該保証契約の締結を行つた取立て制限者又は当該保証契約の締結の後当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ホ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権譲渡等を受けることを証明できなかつたとき。

ヘ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権譲渡等を受けることを証明できなかつたとき。

ロ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権譲渡等を受けることを証明できなかつたとき。

ハ 当該保証契約の締結を行つた取立て制限者又は当該保証契約の締結の後当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ホ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権譲渡等を受けることを証明できなかつたとき。

ヘ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権譲渡等を受けることを証明できなかつたとき。

ロ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権譲渡等を受けることを証明できなかつたとき。

ハ 当該保証契約の締結を行つた取立て制限者又は当該保証契約の締結の後当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ホ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権譲渡等を受けることを証明できなかつたとき。

のような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。

十 受託弁済に係る求償権等を取得した受託弁済者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、当該受託弁済者が、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の三第二項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等处罚に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように当該貸金業者が相当の注意を払つたことを証明できなかつたとき。

十一 第二号に掲げるもののほか、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反したとき。

十二 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)が、前項第二号から第十二号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該貸金業者に対し当該役員の解任を命ずることができる。

(登録の取消し)

第二十四条の六の五 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消すことができる。

2 一 当該貸金業者の営業所若しくは事務所の所在地又は当該貸金業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在)を確知できない場合において、内閣府令で定めることにより、その実態を公表するところにより、その事実を公告したところにより、その登録を取り消すことができる。

二 正当な理由がないのに、当該登録を受けた日から六月以内に貸金業を開始しないとき、又は引き続き六月以上貸金業を休止したとき。

2 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定に

一 第六条第一項第一号若しくは第四号から第十二号までのいずれかに該当するに至つたとき、又は登録の時点において同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 第七条各号のいずれかに該当して引き続き貸金業を営んでいる場合において、新たに受けるべき第三条第一項の登録を受けていないことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

四 第十二条の規定に違反したとき。

五 第十二条の五の規定に違反したとき。

六 第十五条第二項の規定は、前項の处分があつた場合について準用する。

七 第二十四条の六の六 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消すことができる。

2 一 当該貸金業者の営業所若しくは事務所とともに、内閣府令で定めることにより、貸金業に係る事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これをその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

二 公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないとき。

三 (報告微収及び立入検査)

四 第二十四条の六の九 貸金業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めることにより、貸金業に係る事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これをその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

五 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

六 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

よる処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(登録の抹消)

第二十四条の六の七 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第二項、第七条若しくは第十条第二項の規定により登録が効力を失つたとき、又は第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該貸金業者の登録を抹消しなければならない。

五 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需用者等の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入りさせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入りさせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることはできる。

六 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需用者等の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に對して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

(資金業協会の協会員でない貸金業者に対する監督)

第二十四条の六の十一 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者であつて貸金業協会に加入していないものの貸金業の業務について、資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資することのないよう、貸金業協会の定款、業務規程その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

2 前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣又は都道府県知事は、貸金業協会に入加入していない貸金業者に対して、貸金業協会の定款、業務規程その他の規則を考慮し、当該貸金業者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則以下「社内規則」という。)の作成又は変更を命ぜることができる。

3 前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた貸金業者は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、その登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事の承認を受けなければならない。

4 前項の承認を受けた貸金業者は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、その登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事の承認を受けなければならない。

第五章の二を削る。

第四章の章名を削り、第二十五条の前に次の章名及び節名を付する。

(協会の目的等)

第二十五条 貸金業協会(以下この章において「協会」という。)は、資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資することの目的とする。

2 協会は、法人とする。

3 協会は、全国を地区とするものでなければならぬ。

4 協会は、その名称中に貸金業協会という文字を用いなければならない。

5 協会でない者は、その名称又は商号中に、貸金業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(設立の認可)

第二十六条 協会は、貸金業者でなければ、これを設立することができない。

2 貸金業者は、協会を設立しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(認可申請書の提出)

第二十七条 前条第二項の認可を受けようとする者は、その認可を受けようとする協会について、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員の氏名及び協会員の商号、名称又は氏名

(認可申請書の審査)

第二十八条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

1 定款等の規定が法令に適合し、かつ、資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するために十分であること。

2 当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。

一 認可申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなるとき。

二 認可を受けようとする協会の役員のうちにつつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 認可申請書又はその添付書類のうちに虚偽の記載があるとき。

(營利追求の禁止)

第三十条 協会は、營利の目的をもつて業務を行つてはならない。

(定款)

第三十一条 協会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所その他の事務所の所在地

四 協会員に関する事項

五 総会に関する事項

六 役員に関する事項

七 理事会その他の会議に関する事項

八 協会員の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。第三十七条第五項において同じ。)及び使用者の資質の向上に関する事項

九 業務規程その他の規則の作成及び変更に関する事項

十 協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款等の遵守の状況の調査に関する事項

十一 会費に関する事項

十二 会計及び資産に関する事項

(業務規程の記載事項)

第三十二条 協会は、その業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 協会員が営む貸金業に係る過剰貸付けの改める。

防止に関する事項(次号に掲げるものを除く。)

二 協会員がその貸金業の業務に関して資金需要者である個人の顧客と締結する極度方

式基本契約で定められた条件のうち、一定期間における最低の返済額その他の返済に関する事項

三 協会員がその貸金業の業務に関して広告の内容、方法、頻度及び審査に関する事項

四 協会員がその貸金業の業務に関して勧誘に関する事項

五 協会員がその貸金業の業務に関して債権の取立てに関する事項

六 協会員に対する監査に関する事項

七 協会員が営む貸金業の業務に対する資金需要者等(債務者等であつた者を含む。)からの苦情の解決に関する事項

八 資金需要者等に対する借入れ及び返済に関する相談又は助言その他の支援に関する事項

九 貸金業の業務に従事する者に対する研修に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、協会の目的を達成するために必要な事項(定款等の変更の認可等)

第三十三条 協会は、定款又は業務規程を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 協会は、第二十七条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け

出なければならない。協会の規則(定款及び業務規程を除く。)の作成、変更又は廃止がなされたときも、同様とする。

(支部)

第三十四条 協会は、都道府県の区域ごとに支部を設けなければならない。

2 支部は、協会の目的の達成に資するため、支部に所属する協会員に対する指導、連絡及び監督を行う。

(会長又は理事の行為についての損害賠償責任)

第三十五条 協会は、会長又は理事がその職務を行うことについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

(第五章の章名を削り、第三十六条を次のよう改める。)

(協会の住所)

第三十六条 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(第三十六条の次に次の節名を付する。)

第二節 協会員

(第三十七条及び第三十八条を次のように改める。)

(協会員の資格及び協会への加入の制限)

第三十七条 協会の協会員は、貸金業者に限りある。

(第三十六条の次に次の節名を付する。)

第二節 協会員

(第三十七条及び第三十八条を次のように改め

(協会員の資格及び協会への加入の制限)

第三十七条 協会の協会員は、貸金業者に限りある。

(第三十六条の次に次の節名を付する。)

第二節 協会員

4 協会は、その定款において、第六項の場合を除くほか、貸金業者は何人も協会員として加入することができる旨を定めなければならない。

第三十八条の次に次の節名を付する。

第三節 管理

(第三十九条から第四十一条の二までを次のよう改める。)

(役員の選任及びその職務権限)

第三十九条 協会に、役員として、会長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。

2 会長は、協会を代表し、その事務を総理する。

3 理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行ふ。

4 監事は、協会の事務を監査する。

5 役員が第六条第一項第一号から第六号までのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

6 協会は、その定款において、法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣若しくは都道府県知事の処分に違反する行為をして、貸金業の業務の停止を命ぜられ、又は法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款等に違反する行為をして、協会から除名の处分を受けたことがある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができることを定めることができる。

7 協会は、協会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

8 協会に加入していない者は、その名称又は商号中に、協会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(協会員に対する処分等)

第三十八条 協会は、その定款において、協会員が、法令、法令に基づく行政官庁の処分又は役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款若しくは業務規程に違反したときは、協会に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(仮理事又は仮監事)

第四十一条 内閣総理大臣は、不正の手段により

役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員が法令、法令に基づく行政官庁の処

分若しくは定款若しくは業務規程に違反したときは、協会に対し、当該役員の解任を命ず

ることができる。

(仮理事又は仮監事)

第四十二条 内閣総理大臣は、理事又は監事の職務を行う者のない場合において、必要があ

ると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

官報(号外)

(秘密保持義務)

第四十一条の二 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関する限り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(定款等の変更命令)

第四十一条の三 内閣総理大臣は、協会の定款等又は業務の運営若しくは財産の状況に關し、資金需要者等の利益の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要な限度において、当該協会に對し、定款等の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。(法令違反等による認可の取消し、業務の停止、役員の解任等)

第四十一条の四 内閣総理大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款等(以下この条において「法令等」という。)に違反した場合又は協会員が法令等に違反する行為をしたにもかかわらず、当該協会員に対し法令等を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款等により認められた権能を使はずその他必要な措置をとることを怠つた場合において、資金需要者等の利益の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一

部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款等に定める必要な措置をとることを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第四十一条の二の次に次の二節及び章名を加える。

第四節 監督

(定款等の変更命令)

第四十一条の三 内閣総理大臣は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるとときは、協会に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入りらせ、当該協会の業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、協会から業務の委託を受けた者に對し、当該協会の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該協会から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入りさせ、当該協会の業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができることとする。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(内閣総理大臣への提出書類)

第四十一条の六 協会は、事業年度ごとに、次

に掲げる書類を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 前事業年度の事業概況報告書及び当該事業年度の収支予算書

第五節 雜則

(苦情への対応)

第四十一条の七 協会は、資金需要者等(債務者等であつた者を含む。)から協会員が営む貸金業の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 協会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員に周知しなければならない。
(内閣総理大臣又は都道府県知事に対する協力)

第四十一条の八 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を図るために、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

閣府令で定めるところにより、この法律の規定に基づく登録の申請、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができるものとする。

(協会による啓発活動等)

第四十一条の九 協会は、金融に係る知識の普及、啓発活動及び広報活動を通じて、資金需要者等の利益の保護の促進に努めなければならない。

(協会の登記)

第四十一条の十 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 協会は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

3 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

4 第二項の十一 協会は、次の事由により解散する。
一 定款に定める事由の発生
二 総会の決議
三 破産手続開始の決定
四 協会の設立の認可の取消し

3 協会が第一項第一号の規定により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 協会について破産手続開始若しくは破産手続終結の決定があつた場合又は破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所書記官は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協会の解散に関し必要な事項は、政令で定める。(認可等の公示)

第四十一条の十二 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨(第一号に掲げる場合にあつてはその旨及び認可を受けた協会の定款等、第三号に掲げる場合にあつてはその旨及び変更後の定款又は業務規程、第四号に掲げる場合にはあつてはその旨及び届出があつた事項)を官報で公示しなければならない。

一 第二十六条第二項の認可をしたとき。
二 第二十九条の規定により認可を取り消したとき。
三 第三十三条第一項の認可をしたとき。
四 第三十三条第二項の届出があつたとき。
五 第四十一条の三の規定により定款等の変更その他監督上必要な措置をとることを命じたとき。

六 第四十一条の四の規定により認可を取り消し、業務の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款等に定める必要な措置をとることを命じたとき。
七 前条第一項の認可をしたとき。
八 前条第三項の届出があつたとき。
九 前条第四項の通知を受けたとき。

第四章 雜則

第四十二条を次のように改める。

(高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効)

第四十二条 貸金業を営む者が業として行う金銭を目的とする消費貸借の契約(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつて金銭を交付する契約を含む。)において、年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。)を超える割合による利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。)の契約をしたときは、当該消費貸借の契約は、無効とする。

2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第四項から第七項までの規定は、前項の利息の契約について準用する。

二 四十三条第一項中「利息制限法(昭和二十九年法律第二百号)第三条の規定により利息とみなされるものを含む。」を削り、「同法」を「利息制限法」に改め、同項第一号中「又は同条第二項から第四項まで〔を〕若しくは第十六条の二第一項並びに第十七条第三項及び第四項(これら

第六章の章名及び第四十二条の一を削る。)

第四十三条第一項中「利息制限法(昭和二十九年法律第二百号)第三条の規定により利息とみなされるものを含む。」を削り、「同法」を「利息

二項第一号中「第三十六条」を「第二十四条の二第一項」に改める。

二項第一号中「第三十六条」を「第二十四条の二第一項」に改め、「場合に」の下に「について」を加える。

二項第一号中「第三十六条」を「第二十四条の二第一項」に改める。

項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により第十七条第一項及び第二項に規定するすべての書面を交付している場合若しくは第十六条の二第一項及び第十七条第三項から第五項まで(これらの規定を第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により第十六条の二第一項及び第十七条第三項から第五項までに規定するすべての書面を交付している場合におけるその交付をしている者に対する極度方式貸付けに係る契約若しくは当該契約に係る保証契約に基づく支払」に改め、同条第二項第一号中「第三十六条」を「第二十四条の二第一項」に改める。

第二十六条第二項の認可を受けようとする貸金業協会の役員」を、「当該貸金業者」の下に「又は同項の認可を受けようとする者」を加える。

第四十四条の五第二項中「第四十二条第三項及び第四項」を「第二十四条の六の十第五項及び第六項」に改め、「場合に」の下に「について」を加える。

第四十七条の二中「第三十六条」を「第二十四条の六の四第一項」に改める。

第四十七条の三第三号中「及び第二十四条の五第二項(二を、第二十四条の五第二項及び第六項)に改め、「場合に」の下に「について」を加える。

第四十八条第一号中「第十三条の三」を「第十二条の五」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二の二 第十二条の六(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して虚偽のことを告げた者

二の三 第十二条の七(第二十四条の二第二項、第二十四条の二第二項及び第二十四条の三第二項の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二の四 第十二条の六(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反した者

二の五 第十二条の七(第二十四条の二第二項、第二十四条の二第二項及び第二十四条の三第二項の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

官報(号外)

第四十八条第二号の一及び第三号を次のように改める。

二の二 第十五条第二項の規定に違反して第

四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの

以外のものを表示し、又は記録した者は人を誤認させるような表示若しくは説明をした者

第四十八条第三号の次に次の二号を加える。

三 第十六条第一項の規定に違反して著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるような表示若しくは説明をした者

三の二 第十六条の二第一項(第二十四条第

二項、第二十四条の二第二項、第二十四条第

三第二項、第二十四条の四第二項及び第二

二十四条の五第二項において準用する場合

二十四条の五第二項において準用する場合

二十四条の五第二項において準用する場合

二十四条の五第二項において準用する場合

二十四条の五第二項において準用する場合

二十四条の五第二項において準用する場合

二十四条の五第二項において準用する場合

の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四の二 第二十条第一項から第三項まで(第

二十四条第二項、第二十四条の二第二項、

二項、第二十四条の五第二項及び第二十四

条の六においてこれらの規定を準用する場

合を含む。)の規定に違反した者

第四十八条第五号を次のように改める。

五 第二十条第四項(第二十四条第二項、第

二十四条の二第二項、第二十四条の三第二

項、第二十四条の四第二項及び第二十四条

の五第二項において準用する場合を含む。)

以下この号において同じ。)の規定を含む。

以下この号において同じ。)の規定を違反

して書面を交付せず、又は第十六条

に違反して書面を交付せず、又は第十六条

の二第一項に規定する事項を記載しない書

面若しくは虚偽の記載をした書面を交付し

た者

三の三 第十六条の三第一項(第二十四条第

二項、第二十四条の二第二項、第二十四条第

の三第二項、第二十四条の四第二項及び第

二十四条の五第二項において準用する場合

二十四条の五第二項において準用する場合

令に違反した者

八の三 第二十四条の六の九の規定による事

業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をし

た事業報告書を提出した者

八の四 第二十四条の六の十第一項又は第二

項(第二十四条第二項、第二十四条の二第

二項、第二十四条の三第二項、第二十四条

の四第二項及び第二十四条の五第二項にお

いてこれらの規定を準用する場合を含む。)

の規定による報告若しくは資料の提出をせ

ず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出を

した者

八の五 第二十四条の六の十第三項又は第四

項(第二十四条第二項、第二十四条の二第

五第二項において準用する場合を含む。)

以下この号において同じ。)の規定を違反

して書面を交付せず、又は第二十条第四項に

規定する事項を記載しない書面若しくは虚

偽の記載をした書面を交付した者

第四十八条第五号の二中「第二十条の二(の

下に「第一号に係る部分に限り、」を加え、「及び

による報告若しくは資料の提出をせず、若

しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をせ

し、又は当該職員の質問に対して答弁をせ

ず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検

査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十八条の二 第三十条の規定に違反した者

は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰

金に処し、又はこれを併科する。

第四十八条の三 第四十一条の二の規定に違反

して職務に關して知り得た秘密を漏らし、又

は盜用した者は、一年以下の懲役若しくは五

十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条第六号から第八号までを削り、同

条第五号中「同条第二項(第二十四条の六におい

て準用する場合を含む。)」を「同条第二項」に改

め、同号を同条第八号とし、同条第四号中「若

しくは」を「又は」に、「及び第二十四条の五第二

項(」を「第二十四条の五第二項及び」に「に

おいてこれらの規定を準用する場合を含む。)」又

は第二十三条の規定に違反した者」を「に違反

して、第二十一条第二項各号(第二十四条第二

め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

七の二 第二十三条の規定に違反した者

第四十九条第三号中「第十九条」の下に「第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十

四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第

二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」を加え、「同

条」を「第十九条」に改め、同号を同条第五号と

し、同号の次に次の一号を加える。

六 第十九条の二後段(第二十四条第二項、

第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四

条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、相当の理由がない

のに、帳簿の閲覧又は謄写の請求を拒んだ

者

第四十九条第二号を同条第四号とし、同条第一号中「第十三条の二」を「第十二条の四」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第十二条の三第一項の規定に違反して、貸金業務取扱主任者を選任しなかつた者

二 第十二条の三第四項の規定に違反した者

第四十九条に次の一号を加える。

九 第三十七条第八項の規定に違反した者

第五十条に次の一号を加える。

三 第二十四条の六の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十三条第一項の規定に違反した者をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十条の三 貸金業協会の役員(仮理事及び仮監事を含む。)又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百円以下の罰金に処する。

4 前項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第五十条の四 前条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第三項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第五十一条第一項第一号中「又は第四十七条の二」を「第四十七条の二、第四十七条の三第三号」に改め、同項第二号中「前条まで」を「第五十号」に改め、同項第二号中「前条まで」を「第五十二条の二まで(第四十七条の三第四号、第四十八条の二)を「第四十七条の三第四号、第四十九号又は第四十八条第八号の七若しくは第九号」に改め、同項第二号中「前条まで」を「第五十二条の二まで(第四十七条の三第四号、第四十八条の二)を除く。」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十二条の二 第四十二条の三の規定による命令に違反した場合においては、その行為をした貸金業協会の役員(仮理事及び仮監事を含む。)は、百万円以下の過料に処する。

第五十三条の三 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした貸金業協会の役員(仮理事及び仮監事を含む。)は、三十万円以下の過料に処する。

会の役員(仮理事を含む。)又は代表者であつた者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十三条第二項後段又は第四十一条の二第二項に於ける規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十七条第七項の規定に違反したとき。

三 第四十一条の十第一項の規定に違反したとき。

2 第二十五条第五項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

三 第五十一条を次のように改める。

2 第二十一条を次のように改める。

第三条 貸金業法の一部を次のように改正する。

(貸金業法の一部改正)

第三条 貸金業法の一部を次のように改正する。

第七章を第五章とする。

会の役員(仮理事を含む。)又は代表者であつた者は、三十万円以下の過料に処する。

第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

一 第三十三条第二項後段又は第四十一条の二第二項に於ける規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十七条第七項の規定に違反したとき。

三 第四十一条の十第一項の規定に違反したとき。

2 第二十五条第五項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

三 第五十一条を次のように改める。

2 第二十一条を次のように改める。

第三条 貸金業法の一部を次のように改正する。

第七章を第五章とする。

「第二章 貸金業者
第一節 登録(第三条第一項)
第二節 監督(第二十二条の二、第二十四条の二、第二十四条の六の二、第二十四条の六の十一)
第三章 貸金業協会
第一節 設立及び業務(第二十五条第一項)
第二節 会員(第三十七条第一項)
第三節 管理(第三十九条第一項)
第四節 雑則(第四十一条の三、第四十一条の二)
第五節 雜則(第四十一条の七、第四十一条の六)
」

「第二章 貸金業者
第一節 登録(第三条第一項)
第二節 監督(第二十二条の二、第二十四条の二、第二十四条の六の二、第二十四条の六の十一)
第三章 貸金業協会
第一節 設立及び業務(第二十五条第一項)
第二節 会員(第三十七条第一項)
第三節 管理(第三十九条第一項)
第四節 雑則(第四十一条の三、第四十一条の二)
第五節 雑則(第四十一条の七、第四十一条の六)
」

「第二章 貸金業者
第一節 登録(第三条第一項)
第二節 監督(第二十二条の二、第二十四条の二、第二十四条の六の二、第二十四条の六の十一)
第三章 貸金業協会
第一節 設立及び業務(第二十五条第一項)
第二節 会員(第三十七条第一項)
第三節 管理(第三十九条第一項)
第四節 雑則(第四十一条の三、第四十一条の二)
第五節 雑則(第四十一条の七、第四十一条の六)
」

「第二章 貸金業者
第一節 登録(第三条第一項)
第二節 監督(第二十二条の二、第二十四条の二、第二十四条の六の二、第二十四条の六の十一)
第三章 貸金業協会
第一節 設立及び業務(第二十五条第一項)
第二節 会員(第三十七条第一項)
第三節 管理(第三十九条第一項)
第四節 雑則(第四十一条の三、第四十一条の二)
第五節 零用(第四十一条の七、第四十一条の六)
」

に改める。

官 報 (号 外)

第一条中「促進する」の下に「ほか、指定信用情報機関の制度を設けるを加え、「運営を確保し、もつて」を「運営の確保及び」に改める。

第二条に次の四項を加える。

13 この法律において「信用情報」とは、資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう。

14 この法律において「個人信用情報」とは、個人を相手方とする貸付けに係る契約・極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。)に係る第四十一条の三十五第一項各号に掲げる事項をいう。

15 この法律において「信用情報提供等業務」とは、信用情報の収集及び貸金業者に対する信用情報の提供を行う業務をいう。

16 この法律において「指定信用情報機関」とは、第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けた者をいう。

第四条第一項第二号中「及び第三十一条第八号」を「二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号」に改め、「次章」の下に「から二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

第六条第一項第十四号中「貸金業を遂行するため必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者」を「純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項第十四号の政令で定める金額は、二千円を下回ってはならない。

4 第一項第十四号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

第十二条の三第一項中「次項及び第七項の規定に適合する」を削り、同条に次の二項を加える。

11 貸金業者が、第二十四条の二十五第一項の登録を受けた者を貸金業務取扱主任者に選任し、又はその選任した貸金業務取扱主任者が同項の登録を受けた場合において、貸金業者が当該貸金業務取扱主任者に係る同条第四項の登録番号を当該貸金業者の登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出たときは、第五項から第八項までの規定は、当該貸金業務取扱主任者については、適用しない。

第十三条に次の二項を加える。

2 貸金業者は、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することが可能な場合において、個人である顧客等と貸付けの契約を締結しようとするときは、当該信用情報を使用して、前項の規定による調査をするよう努めなければならない。

第二十四条の六の二第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 指定信用情報機関と信用情報提供契約(第四十一条の二十第一項第一号に規定する信用情報提供契約をいう。)を締結したとき。
第二章の次に次の二章を加える。

5 内閣総理大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、

第一項の規定による指定をしてはならない。

一 営利を目的としない法人でないこと。
二 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者で、うとする者の申請により行う。

3 第二十四条の十九第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であること。

4 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
イ この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者である。

口 第二十四条の十第二項の規定による命

令により解任され、その解任の日から五年を経過しない者

(指定の公示等)

第二十四条の九 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

2 前条第一項の規定による指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(役員の選任及び解任)

第三十四条の十 指定試験機関の役員の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は处分を含む。)若しくは第二十四条の十三第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第二十四条の十一 指定試験機関は、内閣府令で定める要件を備える者のうちから貸金業務

取扱主任者資格試験委員(以下「試験委員」という。)を選任し、資格試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第二十四条の十一 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第二十四条の十二 指定試験機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、試験事務に関する事項で内閣府令で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十四条の十六 内閣総理大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第二十四条の十七 内閣総理大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、指定試験機関に対し、その試験事務の状況に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定試験機関の事務所に立ち入りらせ、当該試験事務の状況に關し参考となるべき報告若しくて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十四条の十四 指定試験機関は、毎事業年

度、試験事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第二十四条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(試験事務の休廃止)

第二十四条の十八 指定試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

2 内閣総理大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

第二十四条の十九 指定試験機関は、指定試験機関が第二十四条の八第五項各号(第三号を

除く。)のいづれかに該当するに至つたとき、又は不正な手段により同条第一項の規定による指定を受けたときは、当該指定を取り消さなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、指定試験機関が次の各号

のいづれかに該当するときは、当該指定試験

機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条の八第四項各号のいづれかに

適合しなくなつたと認められるとき。

二 第二十四条の十第二項(第二十四条の十

第三項において準用する場合を含む。)、

第二十四条の十三第二項又は第二十四条の十六の規定による命令に違反したとき。

三 第二十四条の十一第一項、第二十四条の十四、第二十四条の十五又は前条第一項の規定に違反したとき。

四 第二十四条の十三第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

六 試験事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその試験事務に従事する試験委員若しくは役員が試験事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
(指定等の条件)

第二十四条の二十 第二十四条の八第一項、第

二十四条の十第一項、第二十四条の十三第一項、第二十四条の十四第一項又は第二十四条の十八第一項の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更するこ

とができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(内閣総理大臣による試験事務の実施等)

第二十四条の二十一 内閣総理大臣は、第二十

四条の八第一項の規定による指定をしたとき

は、試験事務を行わないものとする。

2 内閣総理大臣は、指定試験機関が第二十四

条の十八第一項の規定による許可を受けて試

験事務の全部若しくは一部を休止したとき、

第二十四条の十九第一項の規定により指定試

験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 第二十四条の八第一項の規定による指定をした場合、前項の規定により内閣総理大臣が試験事務を行うこととなつた場合又は内閣総

引継ぎその他試験事務の実施に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

(受験手数料)

第二十四条の二十一 資格試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受

験手数料を国に納付しなければならない。

(貸金業務取扱主任者の登録)

第二十四条の二十五 資格試験に合格した者は、内閣総理大臣に対し、貸金業務取扱主任者の登録(以下「主任者登録」という。)を申請

することができる。

(貸金業務取扱主任者の登録)

第二十四条の二十二 内閣総理大臣は、資格試

験に關して不正の行為があつた場合には、そ

の不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、若しくはその資格試験を無効とし、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 資格試験に合格した者が主任者登録を受けようとするときは、第二十四条の三十六第一項に規定する内閣総理大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が内閣府令で定めるところにより行う講習で主任者登録の申請の日前六ヶ月以内に行われるものを受けなければならない。ただし、資格試験に合格した日から一年以内に主任者登録を受けようとするときは、この限りでない。

3 主任者登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 主任者登録は、内閣総理大臣が、貸金業務取扱主任者登録簿に氏名、生年月日、住所その他内閣府令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を記載してするものとする。

(登録の手続)

第二十四条の二十六 主任者登録を受けること

ができる者が主任者登録を受けようとするとき

は、登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第二十四条の二十四 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、

内閣総理大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求を

することができる。

(内閣総理大臣に対する処分)

第二十四条の二十一 資格試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受

験手数料を国に納付しなければならない。

(貸金業務取扱主任者の登録)

第二十四条の二十五 資格試験に合格した者は、内閣総理大臣に対し、貸金業務取扱主任者の登録(以下「主任者登録」という。)を申請

することができる。

(貸金業務取扱主任者の登録)

第二十四条の二十二 内閣総理大臣は、資格試

験に關して不正の行為があつた場合には、そ

の不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、若しくはその資格試験を無効とし、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 資格試験に合格した者が主任者登録を受けようとするときは、第二十四条の三十六第一項に規定する内閣総理大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が内閣府令で定めるところにより行う講習で主任者登録の申請の日前六ヶ月以内に行われるものを受けなければならない。ただし、資格試験に合格した日から一年以内に主任者登録を受けようとするときは、この限りでない。

3 主任者登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 主任者登録は、内閣総理大臣が、貸金業務取扱主任者登録簿に氏名、生年月日、住所その他内閣府令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を記載してするものとする。

(登録の手続)

第二十四条の二十六 主任者登録を受けること

ができる者が主任者登録を受けようとするとき

は、登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、主任者登録を受けようとする者に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の登録申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により主任者登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、主任者登録をしなければならない。

4 内閣総理大臣は、主任者登録をしたときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、主任者登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 第二十四条の六の四第一項、第二十四条

の六の五第一項又は第二十四条の六の第六第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により第三条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当

該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聽聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法

人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められ

るかを問わず、法人に対するものと認められるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められ

る者として内閣府令で定めるものを含む)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの)

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第二十二条第七項の規定を除く。)に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等处罚に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 暴力団員等

七 第二十四条の三十各号のいずれかに該当することにより主任者登録の取消しの処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

八 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者として内閣府令で定める者

九 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

十 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

十一 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

十二 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

十三 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

十四 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

十五 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

十六 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

十七 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

十八 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

十九 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

二十 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

二十一 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

二十二 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

二十三 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

二十四 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

二十五 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

二十六 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

二十七 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

二十八 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

二十九 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

三十 登録申請書に記載された事項に虚偽の記載があるとき。

取り消されたとき。

四 その職務に関し貸金業に関する法令の規定に違反したとき、又は著しく不適当な行為を行つたとき。

(登録の抹消)

第二十四条の三十一 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、主任者登録を抹消しなければなければならない。

一 本人から主任者登録の抹消の申請があつたとき。

二 第二十四条の二十五第三項の期間の経過によつて、主任者登録が効力を失つたとき。

三 第二十四条の二十九の規定による届出があつたとき。

四 第二十四条の二十九第一号に該当することとなつた場合において、相続人がないとき。

五 前条の規定により主任者登録を取り消したとき。

六 第二十四条の二十七第一項第二号から第六号までのいずれかに該当することとなつた場合 本人

七 第二十四条の三十各号のいずれかに該当することにより主任者登録の取消しの処分を受け、その後見人又は保佐人

三 第二十四条の二十七第一項第二号から第六号までのいずれかに該当することとなつた場合 本人

四 第二十四条の二十九第一号に該当することとなつた場合において、相続人がないとき。

五 前条の規定により主任者登録を取り消したとき。

六 第二十四条の三十一 内閣総理大臣は、主任者登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、主任者登録を取り消すことができる。

一 第二十四条の二十七第一項各号(第七号を除く。)のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により主任者登録を受けたとき。

三 第二十四条の二十三第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により資格試験の合格の決定を

受けようとする者に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

四 内閣総理大臣は、第一項の登録申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により主任者登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、主任者登録をしなければならない。

五 内閣総理大臣は、主任者登録をしたときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

六 第二十四条の二十七の規定は更新の拒否について、第二十四条の二十の規定は更新の手続について、第二十四条の二十一の規定は更新の手続について、第二十四条の二十二の規定は更新の拒否について、それ

ぞれ準用する。

(登録事務の委任)

第二十四条の三十三 内閣総理大臣は、内閣府

官 報 (号 外)

令で定めるところにより、貸金業協会(以下この章において「協会」という。)に、第二十四条の二十五から前条までに規定する主任者登録に関する事務(以下第二十四条の三十五までにおいて「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該

登録事務を行わないものとする。

3 協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その業務規程において主任者登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 第一項の規定により登録事務を行う協会は、主任者登録、第二十四条の二十八の規定による主任者登録の変更、第二十四条の三十の規定による主任者登録の取消し、第二十四条の三十一の規定による主任者登録の抹消又は前条第一項の規定による主任者登録の更新をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 第一項の規定による登録事務を行う協会が二以上ある場合には、各協会は、当該登録事務の適正な実施を確保するため、協会相互間の情報交換を促進するとともに、他の協会に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

(登録手数料)

第二十四条の三十四 主任者登録を受けようとする者は、第二十四条の三十二第一項の規定

平成十八年十一月二十日 衆議院会議録第十九号

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

による主任者登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、登録手数料

を国(前条第一項の規定により協会が登録事務を行う場合にあつては、協会)に納付しなければならない。

2 前項の手数料で協会に納付されたものは、当該協会の収入とする。

(登録事務に係る審査請求)

第二十四条の三十五 第二十四条の三十三第一項の規定により登録事務を行う協会の第二十

四条の二十六第一項の規定による主任者登録の申請に係る不作為若しくは第二十四条の二十七第一項の規定による主任者登録の拒否又は第二十四条の三十の規定による主任者登録の取消しについて不服がある者は、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(登録講習機関の登録)

第二十四条の三十六 資格試験に合格した者に對し主任者登録を受けるための講習を実施しようとする者は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の内閣総理大臣の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、登録申請書を提出しなければならない。

(登録講習機関の登録の拒否)

第二十四条の三十七 内閣総理大臣は、前条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書に記載すべき事項のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなけ

ればならない。

一 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに

当たり、物価統制令第十二条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等处罚に關する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

は、前条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、その登録をしなければならない。

この場合において、登録に関して必要な手続

(登録講習機関の登録の実施)

第二十四条の三十八 内閣総理大臣は、第二十

四条の三十六第二項の規定により登録申請書を提出した者の行う講習が、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであるときは、前条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、その登録をしなければならない。

二 第二十四条の四十六の規定により前条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

は、内閣府令で定める。

三 法人であつて、講習の実施に関する事務

(以下「講習事務」という。)を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 講習の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有していると認められない者

| 科 目 | 講 師 |
|----------------------------|--|
| 一 貸金業に関する法令に関する科目 | 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において民事法学若しくは行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらとの職にあつた者 |
| 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 | 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 |

| 二 実務に関する科目 |
|---|
| 一 第十二条の三第一項に規定する貸金業務取扱主任者であつて、現に同項の貸金業務取扱主任者として同項の助言又は指導を行つてゐる者 |
| 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 |

2 第二十四条の三十六第一項の登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録講習機関の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(登録講習機関の登録の更新)

第二十四条の三十九 第二十四条の三十六第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第二十四条の三十六第二項及び前一条の規定は、前項の登録の更新について準用する。(講習事務の実施に係る義務)

第二十四条の四十 登録講習機関は、公正に、かつ、第二十四条の三十八第一項の規定及び内閣府令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(登録講習機関の登録事項の変更の届出)

第二十四条の四十一 登録講習機関は、第二十条の三十八第二項第二号から第四号までのいずれかに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(講習事務規程)

第二十四条の四十二 登録講習機関は、講習事

務に関する規程(次項において「講習事務規程」という。)を定め、講習事務の開始前に、内閣総理大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習事務規程には、講習の実施方法、講習に関する料金その他の内閣府令で定める事項を定めておかなければならない。

(講習事務の休廃止)

第二十四条の四十三 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十四条の四十四 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの書類が電磁的記録をもつて作成されている場合には当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、その事業年度の末日の翌日から五年を経過する日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

(登録講習機関の登録の取消し等)

第二十四条の四十六 内閣総理大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条の三十七第一号、第三号又は第四号に該当することとなつたとき。

二 第二十四条の四十一から第二十四条の四十三まで、第二十四条の四十四第一項又は

三次の規定に違反したとき。

三 正當な理由がないのに第二十四条の四十

四 第二項の規定による請求を拒んだとき。

五 前条の規定による命令に違反したとき。

一項の登録を受けたとき。

(報告徴収及び立入検査)

第二十四条の四十九 内閣総理大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、登録講習機関に対し、その講習事務の状況に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、登録講習機関の事務所に立ち入りさせ、当該講習事務の状況に関して質問させ、

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(内閣総理大臣による講習事務の実施)

第二十四条の四十八 内閣総理大臣は、第二十条の三十六第一項の登録を受けた者がないとき、第二十四条の四十三の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十四条の四十六の規定により同項の登録を取り消し、又は登録講習機関に対し講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習機関が天災その他の事由により講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 内閣総理大臣が前項の規定により講習事務の全部又は一部を自ら行う場合における講習事務の引継ぎその他講習事務の実施に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

3 第一項の規定により内閣総理大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第二十四条の四十九 内閣総理大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、登録講習機関に対し、その講習事務の状況に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、登録講習機関の事務所に立ち入りさせ、当該講習事務の状況に関して質問させ、

官 報 (号 外)

若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる

ことができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、

その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請

求があつたときは、これを提示しなければな

らない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解してはな

らない。

(登録等の公示)

第三十四条の五十 内閣総理大臣は、次に掲げ

る場合には、その旨を官報で公示しなければ

ならない。

一 第二十四条の三十六第一項の登録をした

とき。

二 第二十四条の四十一の規定による届出が

あつたとき。

三 第二十四条の四十三の規定による届出が

あつたとき。

四 第二十四条の四十六の規定により第二十

四条の三十六第一項の登録を取り消し、又

は講習事務の停止を命じたとき。

五 第二十四条の四十八第一項の規定により

講習事務の全部若しくは一部を自ら行うこ

ととするとき、又は自ら行つていた講習事

務の全部若しくは一部を行わないこととす

ること。

第三章の二 指定信用情報機関

第一節 通則

(信用情報提供等業務を行う者の指定)

第四十一条の十三 内閣総理大臣は、次に掲げ

る要件を備える者を、その申請により、この

章の定めるところにより信用情報提供等業務

を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者

又は管理人の定めのあるものを含み、外国

の法令に準拠して設立された法人その他の

外国の団体を除く。以下この章において同

じ。)であること。

二 第四十一条の三十三第一項の規定により

この項の規定による指定を取り消され、そ

の取消しの日から五年を経過しない者でな

いこと。

三 この法律若しくは個人情報の保護に関す

る法律(平成十五年法律第五十七号)又はこ

れらに相当する外国の法令の規定に違反

し、罰金の刑(これに相当する外国の法令

による刑を含む。)に処せられ、その刑の執

行を終わり、又はその刑の執行を受けるこ

とがなくなつた日から五年を経過しない者

でないこと。

四 役員(業務を執行する社員(業務を執行す

る社員が法人であるときは、その職務を行

うべき者を含む。)、取締役、執行役、会計

参与(会計参与が法人であるときは、その

職務を行なうべき社員を含む。)、監査役、代

表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者

をいう。以下この章において同じ。)のうち

に、次のいずれかに該当する者がないこ

と。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外

国の法令上これらと同様に取り扱われて

いる者

口 破産者で復権を得ないもの又は外国の

法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の

法令による刑を含む。)に処せられ、その

刑の執行を終わり、又は刑の執行を受け

ることがなくなつた日から五年を経過し

ない者

二 第四十一条の三十三第一項の規定によ

りこの項の規定による指定を取り消され

た場合又はこの法律に相当する外国の法

令の規定により当該外国において受けた

当該指定に類する行政処分を取り消

された場合において、その取消しの日前

三十日以内にその法人の役員(外国の法

令上これと同様に取り扱われている者を

含む。ホにおいて同じ。)であつた者でそ

の取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第四十一条の三十三第一項の規定又は

この法律に相当する外国の法令の規定に

より解任を命ぜられた役員でその処分を

受けた日から五年を経過しない者

ヘ この法律若しくは個人情報の保護に関

する法律又はこれらに相当する外国の法

令の規定に違反し、罰金の刑(これに相

当する外国の法令による刑を含む。)に処

せられ、その刑の執行を終わり、又はそ

の刑の執行を受けることがなくなつた日

から五年を経過しない者

五 その取り扱つ信用情報の規模として内閣

府令で定めるものが、信用情報提供等業務

を適正かつ効率的に行うに足りるものとし

て内閣府令で定める基準に適合するもので

あること。

六 信用情報提供等業務を遂行するために必

要と認められる財産的基礎で内閣府令で定

めると認められるものと認められること。

七 その人的構成に照らして、信用情報提供

等業務を適正かつ確実に遂行することがで

きる知識及び経験を有し、かつ、十分な社

会的信用を有すると認められること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定を

したときは、指定信用情報機関の商号又は名

称及び主たる営業所又は事務所の所在地並び

に当該指定をした日を官報で公示しなければ

ならない。

(指定の申請)

第三章の十四 前条第一項の規定による指

定を受けようとする者は、次に掲げる事項を

記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出し

なければならない。

一 商号又は名称

二 主たる営業所又は事務所その他信用情報

提供等業務を行う営業所又は事務所の名称

及び所在地

三 役員の氏名又は商号若しくは名称

四 信用情報提供等業務及び信用情報提供等

業務に付随する業務以外の業務を行うとき

は、その業務の内容

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を

添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要

件に該当することを誓約する書面

二 定款及び法人の登記事項証明書(これら

に準ずるものと含む。)

三 業務規程
四 財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 前項の場合において、定款、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは収支計算書又は事業報告書が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

(指定信用情報機関の役員の兼職の制限)

第四十一条の十五 指定信用情報機関の代表者及び常務に従事する役員は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、貸金業者その他の内閣府令で定める法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は貸金業者その他の内閣府令で定める事業を営んではならない。

(秘密保持義務)

第四十一条の十六 指定信用情報機関の役員若しくは職員又はこれらにあつた者は、信用情報提供等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 業務

(指定信用情報機関の業務)

第四十一条の十七 指定信用情報機関は、この章の規定及び業務規程の定めるところにより、信用情報提供等業務を行うものとする。

(兼業の制限)

第四十一条の十八 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務及び信用情報提供等業務に付随する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、当該指定信用情報機関が信

用情報提供等業務を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定信用情報機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 第四十一条の十四第一項の指定申請書に申請者が信用情報提供等業務及び信用情報提供等業務に付随する業務以外の業務を行う旨の記載がある場合において、当該申請者が第四十一条の十三第一項の指定を受けたときは、当該業務を行うことにつき第一項ただし書の承認を受けたものとみなす。

4 第四十一条の十九 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信用情報提供等業務の一部を、内閣総理大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた信用情報提供等業務の一部を、当該委託をした指定信用情報機関の同意を得て、更に他の者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた信用情報提供等業務の一部を、同項に規定する委託を受けた者及び同項の指

定信用情報機関の同意を得て、更に他の者に委託することができる。

(業務規程の認可)

第四十一条の二十 指定信用情報機関は、信用

情報提供等業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受ければならない。これを変更しようとする

一 加入貸金業者から資金需要者等に係る信

用情報の提供を依頼された場合には、当該

資金需要者等に係るすべての信用情報を提

供すること。

二 加入貸金業者から、その保有する個人信用情報について、資金需要者等ごとに当該の締結に関する事項

3 第一項第五号に掲げる事項に関する業務規

程は、信用情報提供等業務に関する料金が能率的な業務運営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであることを内容とするものでなければならぬ。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可をした業務規程が信用情報提供等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定信用情報機関に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(差別的取扱いの禁止)

5 第四十一条の二十一 指定信用情報機関は、貸金業者が信用情報提供契約の締結を希望する場合には、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

6 第四十一条の二十二 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信用情報提供等業務に関する記録を作成し、これを保存し

7 信用情報提供契約を締結した相手方である貸金業者(以下「加入貸金業者」という)に対する監督に関する事項

8 信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合におけるその委託した業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する事項

9 苦情の処理に関する事項

(記録の保存)

10 前各号に掲げるもののほか、信用情報提供等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定める事項

11 前項第二号に掲げる事項に関する業務規程

官 報 (号 外)

(加入貸金業者に対する監督)
 第四十二条の二十三 指定信用情報機関は、加入貸金業者が指定信用情報機関から提供を受けた信用情報をその顧客である資金需要者等の返済能力の調査(指定信用情報機関が第四十一条の十八第一項ただし書の承認を受けて加入貸金業者の顧客の金銭債務の弁済能力の調査(当該返済能力の調査を除く。)のために信用情報の提供を行つてある場合には、当該弁済能力の調査を含む。)以外の目的で使用しないよう加入貸金業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(指定信用情報機関の情報提供)
 第四十三条 指定信用情報機関は、他の指定信用情報機関の加入貸金業者の依頼に基づき当該他の指定信用情報機関から個人信用情報の提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該依頼に応じ、個人信用情報を提供しなければならない。

2 指定信用情報機関は、前項の規定による個人信用情報の提供に関し、手数料を徴収することができる。

3 指定信用情報機関は、前項の規定により手数料を徴収する場合には、第一項の規定による個人信用情報の提供に関する能率的な業務運営の下における適正な原価に照らし公正妥當な手数料を定めなければならない。

4 第四十二条の十六及び第四十二条の二十二の規定は、第一項の規定による個人信用情報の提供に係る業務について準用する。

(加入貸金業者の名簿の縦覧)
 第四十四条 指定信用情報機関は、加

入貸金業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称の使用制限)
 第四十五条 指定信用情報機関ではない者は、その名称又は商号中に、指定信用情報機関と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(第三節 監督)
 第四十六条 指定信用情報機関は、第十四条の二十四第一項第一号から第三号までのいずれかに掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(変更の届出)
 第四十七条 指定信用情報機関は、第十四条の二十七 指定信用情報機関は、第十四条の十四第一項第一号から第三号までのいずれかに掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(報告微収及び立入検査)
 第四十八条 指定信用情報機関の営業所若しくは事務所その他他の施設に立ち入らせ、当該指定信用情報機関の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(信用情報提供契約の締結等の届出)
 第四十九条 指定信用情報機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、信用情報提供等業務の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めると認めるときは、指定信用情報機関に對し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定信用情報機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定信用情報機関の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(信用情報提供契約の締結等の届出)
 第五十一条 指定信用情報機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 貸金業者と信用情報提供契約を締結したとき、又は当該信用情報提供契約を終了したとき。

二 第四十二条の十五の規定による認可又は第四十二条の十八第一項ただし書の規定による承認を受けた事項を実行したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとき。

3 前二項の規定により立入検査をする職員

(業務及び財産に関する報告書の提出)
 第四十二条の二十九 指定信用情報機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る業務及び財産に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。
 (報告微収及び立入検査)
 第四十三条 指定信用情報機関は、指定信用情報機関の信用情報提供等業務の運営に關し、信用情報提供等業務の適正かつ確実な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定信用情報機関に對して、その業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置を命ずることができる。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)
 第四十四条 指定信用情報機関は、指定信用情報機関の信用情報提供等業務の運営に關し、信用情報提供等業務の適正かつ確実な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定信用情報機関に對して、その業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置を命ずることができる。

(信用情報提供等業務の休廃止)
 第四十五条 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務の全部又は一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定信用情報機関が、天災その他やむを得ない理由により信用情報提供等業務の全部又は一部を休止した場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、加入貸金業者及び他の指定信用情報機関に通知しなければならない。指定信用情報機関がその休止した当該信用情報提供等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(指定の取消し等)
 第四十六条 指定信用情報機関は、指定信

用情報機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十一条の十三第一項の規定による

指定若しくは第四十一条の十八第一項たゞし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。

一 第四十一条の十三第一項第三号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二 不正の手段により第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

内閣総理大臣は、前項の規定により第四十一条の十三第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(個人信用情報の提供)

第四十一条の三十五 加入貸金業者は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したときは、当該信用情報提供契約の締結前に締結した資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約(極度方式基本契約その他)の他の内閣府令で定めるものを除く。次項において同じ。)で当該信用情報提供契約を締結した時点において貸付けの残高があるものに係る次に掲げる事項を、当該指定信用情報機関に提供しなければならない。

一 当該顧客の氏名及び住所その他の当該顧客を識別することができる事項として内閣府令で定めるもの

2 加入貸金業者は、資金需要者である個人の顧客を相手方として貸付けに係る契約(内閣府令で定めるものを除く。)を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を得なければならない。

一 当該顧客から書面又は電磁的方法により得なればならない。ただし、当該契約が当該顧客を相手方とする加入前極度方式貸付契約(当該加入指定信用情報機関との信用情報提供契約の締結前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約をいう。)である場合は、この限りでない。

二 当該顧客に関する個人信用情報を加入指

とき。

三 弁済期にある債務の弁済が信用情報提供等業務の継続に著しい支障を来すこととなる事態又は破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあると認められるとき。

四 指定信用情報機関が天災その他の事由により信用情報提供等業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(第四節 加入貸金業者)

第四十一条の三十六 加入貸金業者は、加入指定信用情報機関に資金需要者等に係る信用情報の提供の依頼(当該資金需要者等に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。)をする場合には、内閣

府令で定める場合を除き、あらかじめ、当該資金需要者等から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

2 加入貸金業者は、資金需要者である個人の顧客を相手方として貸付けに係る契約(内閣府令で定めるものを除く。)を締結しようとする債務者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼(第一号の資金需要者等及び第二号の主たる債務者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。)をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。

(加入指定信用機関の商号等の公表)

第四十一条の三十七 加入貸金業者は、加入指定信用情報機関の商号又は名称を公表しなければならない。

したときは、遅滞なく、当該貸付けに係る契約に係る個人信用情報を信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関(以下「加入指定信用情報機関」という。)に提供しなければならない。

3 前二項の規定による個人信用情報の提供をした加入貸金業者は、当該提供をした個人信用情報に変更があつたときは、遅滞なく、その変更内容を加入指定信用情報機関に提供しなければならない。

4 前二項の規定による個人信用情報の提供をした加入貸金業者は、当該提供をした個人信用情報に変更があつたときは、遅滞なく、その変更内容を加入指定信用情報機関に提供しなければならない。

5 前二項の規定による個人信用情報の提供をした加入貸金業者は、前二項の同意を得た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意

二 前号の個人信用情報を加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入貸金業者に提供する旨の同意

三 第一号の個人信用情報を第四十一条の二十四第一項の規定による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入貸金業者に提供する旨の同意

業者が締結する保証契約に係る主たる債務者の借入金の返済能力その他の金銭債務の弁済能力の調査

2 加入貸金業者又はその役員若しくは職員は、加入指定信用情報機関から提供を受けた

信用情報について、これらの者に該当しなくなつた後において、当該信用情報を使用し、又は第三者に提供してはならない。

第四十四条の三第二項中「内閣総理大臣は」の下に「主任者登録をしようとするときは第二十四条の二十七第一項第六号に該当する事由」を加え、「第二十八条第二項第二号」を「第二十八条第二項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 内閣総理大臣は、第二十四条の三十の規定による主任者登録の取消しをしようとするときには、同条第一号に該当する事由(第二十四条の二十七第一項第六号に係るものに限る。)の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。

第四十四条の四中「貸金業者」の下に「主任者登録を受けた者」を、「当該貸金業者」の下に「当該主任者登録を受けた者」を加える。

第四十七条の三に後段として次のように加える。

4 情を知つて、第六号又は第七号に該当する者から信用情報の提供を受けた者も、同様とする。

第四十七条の三に次の三号及び一項を加える。

5 第四十二条の十六(第四十二条の二十四第四項において準用する場合を含む。)の規

定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

六 第四十一条の三十八第一項の規定に違反して返済能力等調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供をした者

七 第四十一条の三十八第二項の規定に違反して加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を使用し、又は第三者に提供した者は、その違反行為をした指定試験機関又は登録講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

八 第四十一条の三十八第二項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

九 第四十一条の三十八第二項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

十 第四十一条の二十二(第四十二条の二十四第四項において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

十一 第四十一条の十八第一項の規定に違反して、他の業務を行つた者

十二 第四十一条の二十第一項の規定に違反して、業務規程を定めず、若しくは内閣総理大臣の認可を受けず、又は内閣総理大臣の認可を受けずに業務規程の変更をした者

十三 第四十一条の二十九第一項の規定による業務及び財産に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした業務及び財産に関する報告書を提出した者

十四 第四十一条の二十九第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十五 第四十一条の三十二第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の通知をした者

十六 第四十一条の三十二第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の通知をした者

十七 第四十一条の三十二第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の通知をした者

十八 第四十一条の三十二第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の通知をした者

九の六 第四十一条の三十五の規定に違反した者

九の七 第四十一条の三十六第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第二十四条の十七第一項若しくは第二項の規定に違反した者

三 第二十四条の四十九第一項の規定によると報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第二十四条の十八第一項の規定による許可を受けないで、又は第二十四条の四十三の規定による届出をしないで、試験事務又は講習事務の全部を廃止したとき。

五 第四十一条の二に次の二号を加える。

六 第四十一条の三号及び一項を加える。

七 第四十一条の二十九第一項又は第四十二条の二に次の二号を加える。

八 第四十一条の二十九第一項又は第四十二条の二に次の二号を加える。

九 第四十一条の二十九第一項又は第四十二条の二に次の二号を加える。

十 第四十一条の二十九第一項又は第四十二条の二に次の二号を加える。

十一 第四十一条の二十九第一項又は第四十二条の二に次の二号を加える。

十二 第四十一条の二十九第一項又は第四十二条の二に次の二号を加える。

十三 第四十一条の二十九第一項又は第四十二条の二に次の二号を加える。

十四 第四十一条の二十九第一項又は第四十二条の二に次の二号を加える。

十五 第四十一条の二十九第一項又は第四十二条の二に次の二号を加える。

十六 第四十一条の二十九第一項又は第四十二条の二に次の二号を加える。

十七 第四十一条の二十九第一項又は第四十二条の二に次の二号を加える。

十八 第四十一条の二十九第一項又は第四十二条の二に次の二号を加える。

十九 第四十一条の二十九第一項又は第四十二条の二に次の二号を加える。

七の規定に違反して帳簿を備えず、これらは規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。

二 第二十四条の三第一項第四号及び第二項、第四十八条第一項第八号の七及び第九号並びに第二項、第四十八条の三並びに第

五十条第二項を除く。) 各本条の罰金刑

第五十一条の三第一項中「又は代表者であつた者」を「若しくは代表者であつた者、登録講習機関(その登録講習機関が法人であるときは、

その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は指定

信用情報機関の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、

監事、代表者、業務を執行する社員若しくは清算人に改め、同項第三号を同項第四号とし、

同号の次に次の二号を加える。

五 第四十一条の十五の規定に違反して、内閣総理大臣の認可を受けずに、法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は事業を営んだとき。

六 第四十一条の二十五の規定に違反したと

第五十一条の三第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の二号を加える。

一 第二十四条の四十四第一項の規定に違反して財務諸表等を作成せず、若しくは財務

諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは財務諸表等

を備え置かず、又は正当な理由がないのに第五十二条を次のように改める。

同条第二項の規定による請求を拒んだとき。
第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした者その者が法人であるときは、その取締役、執行役、会

計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十二条(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、

第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第四十一条の二十六の規定に違反したとき。

三 第四十二条(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、

第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

四 第四条 貸金業法の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

17 この法律において「住宅資金貸付契約」とは、住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)又は住宅の改良に必要な資金を含む。)又は貸金業務取扱主任者が行う同項の規定を尊重するとともに、同項の指導に従わなければならぬ。

二 第二条に次の二号を加える。

三 貸金業者は、予見し難い事由により、営業所又は事務所における貸金業務取扱主任者の数が第一項の内閣府令で定める数を下回るに至つたときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

四 貸金業者は、貸金業の業務を行うに当たり資金需要者等からの請求があつたときは、当該業務を行う営業所又は事務所の貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなければならない。

五 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住所、前項の証明書の番号その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

六 営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者(第二十四条の二十五第一項の登録を受けた貸金業務取扱主任者をいう。以下同じ。)の氏名及び登録番号

第十二条の三を次のように改める。

(貸金業務取扱主任者の設置)
第十二条の三 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務の規模等を考慮して内閣府令で定める数の貸金業務取扱主任者を置き、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に

従事する使用人その他の従業者に対する助言又は指導で、これらの者が貸金業に関する法令(条例を含む。第二十条の二において同じ。)の規定を遵守してその貸金業の業務を適正に実施するために必要なものを行わせなければならない。

二 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が前項の助言又は指導に係る職務を適切に遂行できるよう必要な配慮を行わなければならず、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者は、貸金業務取扱主任者が行う同項の助言を尊重するとともに、同項の指導に従わなければならぬ。

三 貸金業法の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

四 第十二条の八を第十二条の九とし、第十二条の七の次に次の二号を加える。

五 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

六 第十二条の八 貸金業者は、その利息(みなし利息を含む。第三項及び第四項において同じ。)が利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第一条に規定する金額を超える利息の契約を締結してはならない。

七 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

八 第十二条の八 前項に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他のいかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに関し債権者の受ける元本以外の金銭(契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げるものを除く。)のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるものを除いたものをいう。

九 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

一 公租公課の支払に充てられるべきもの

二 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの

三 債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料(政令で定める額の範囲内のものに限る。)

四 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

五 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

六 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

七 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

八 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

九 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

一 必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。)を削除する。

二 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

三 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

四 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

五 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

六 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

七 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

八 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

九 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

一 必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。)を削除する。

二 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

三 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

四 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

五 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

六 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

七 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

八 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

九 第十二条の八(利息、保証料等に係る制限等)

一項に規定する利息の契約に該当する場合にあつては、同項に規定する増加後の利息。次項後段において同じ。)が当該各項に規定する金額を超えるものを締結してはならない。

4 貸金業者は、利息制限法第一条に規定する金額を超える利息を受領し、又はその支払を要求してはならない。同法第九条各項に規定する利息の契約に係る利息のうち、当該各項に規定する金額を超える部分についても、同様とする。

5 貸金業者は、貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となるうとする者に対し、債務履行担保措置(当該契約に基づく債務の履行を担保するための保証、保険その他これらに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)に係る契約(当該債務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額が当該金銭の額を利息制限法第八条第一項に規定する保証料の額とみなして同条の規定を適用したときに同条の規定により無効とされることとなる部分を含むものに限る。)を、債務履行担保措置を業として當む者と締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件として認めることはできない。

6 貸金業者は、貸付けに係る契約について、業として保証を行う者(以下「保証業者」という。)と保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該保証契約を締結するまでに、当該保証業者への照会その他の方法により次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該保証業者と当該貸付けに係る契約の

一項に規定する利息の契約に該当する場合にあつては、同項に規定する増加後の利息。次項後段において同じ。)が当該各項に規定する金額を超える利息を受領し、又はその支払を要求してはならない。同法第九条各項に規定する利息の契約に係る利息のうち、当該各項に規定する金額を超える部分についても、同様とする。

4 貸金業者は、利息制限法第一条に規定する金額を超える利息を受領し、又はその支払を要求してはならない。同法第九条各項に規定する利息の契約に係る利息のうち、当該各項に規定する金額を超える部分についても、同様とする。

5 貸金業者は、貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となるうとする者に対し、保証料に係る契約(締結時において保証料の額又は保証料の主たる債務の元本に対する割合が確定していない保証料に係る契約として内閣府令で定めるものに該当するものに限る。)を、保証業者との間で締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件として認めることはできない。

6 貸金業者は、保証業者との間で根保証契約(一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約をいう。以下この項において同じ。)を締結しようとする場合において、当該根保証契約が主たる債務の金額又は主たる債務に係る貸付けの契約期間に照らして不適切と認められる極度額又は保証期間を定める根保証契約として内閣府令で定めるものに当たるものであるときは、当該根保証契約を締結してはならない。

7 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による確認に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

8 貸金業者は、貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となるうとする者に対し、保証料に係る契約(締結時において保証料の額又は保証料の主たる債務の元本に対する割合が確定していない保証料に係る契約として内閣府令で定めるものに該当するものに限る。)を、保証業者との間で締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件として認めることはできない。

9 貸金業者は、保証業者との間で根保証契約(一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約をいう。以下この項において同じ。)を締結しようとする場合において、当該根保証契約が主たる債務の金額又は主たる債務に係る貸付けの契約期間に照らして不適切と認められる極度額又は保証期間を定める根保証契約として内閣府令で定めるものに当たるものであるときは、当該根保証契約を締結してはならない。

10 貸金の貸借の媒介を行つた貸金業者は、当該媒介により締結された貸付けに係る契約の債務者から当該媒介の手数料を受領した場合において、当該契約につき更新(媒介のための新たな役務の提供を伴わないと認められる法律行為として内閣府令で定めるものを含む。)があつたときは、これに対する新たな手数料を受領し、又はその支払を要求してはならない。

二 前号の保証料に係る契約を締結する場合には、当該保証料の額

11 金銭の貸借の媒介を行う貸金業者がその媒介に関し受ける金銭は、礼金、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、手数料とみなして前項の規定を適用する。

第十三条を次のように改める。

(返済能力の調査)

第十三条 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借り入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければならない。

12 貸金業者が個人である顧客等と貸付けの契約(極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの契約を除く。)を締結しようとする場合には、前項の規定による調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない。

13 貸金業者は、前項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第一項の規定による調査を行うに際し、資金需要者である個人の顧客(以下この節において「個人顧客」という。)から源泉徴収票(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票をいう。以下この項及び第十三条の三第三項において同じ。)その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けなければならない。ただし、貸金業者が既に

顧客の収入又は収益その他の資力を明らかに

する事項を記載し、又は記録した書面又は電

磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けている場合は、この限りでない。

14 おいて「当該貸金業者合算額」という。)が五十万円を超える場合

イ 当該貸付けの契約貸付けに係る契約

15 おいて「当該貸金業者合算額」という。)が五十万円を超える場合

イ 当該貸付けの契約に基づく極度額(当該貸金業者が当該個人顧客に

対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極

度額(当該貸金業者が当該個人顧客に

対し当該極度方式基本契約に基づく極度

度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額)

ロ 当該個人顧客と当該貸付けの契約以外の貸付けに係る契約を締結しているとき

は、その貸付けの残高(極度方式基本契約にあつては、極度額(当該貸金業者が

当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額)

の合計額

16 二 次に掲げる金額を合算した額(次条第二

項において「個人顧客合算額」という。)が百

万円を超える場合(前号に掲げる場合を除く。)

イ 当該貸金業者合算額

官 報 (号外)

口 指定信用情報機関から提供を受けた信

用情報により判明した当該個人顧客に対する当該貸金業者以外の貸金業者の貸付

けの残高の合計額

4 貸金業者は、顧客等と貸付けの契約を締結した場合には、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 前各項の規定は、極度方式基本契約の極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式

貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあっては、当該下回る額)を増額する場合(当該極度方式基本

契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定めるものを除く。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十三条の次に次の三条を加える。
(過剰貸付け等の禁止)
第十三条の二 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合において、前条第一項の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない。

2 前項に規定する「個人過剰貸付契約とは、個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約(住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約(以下「住宅資金貸付契約等」という。)及び極度方式貸付けに係る契約を除く。)で、当該貸付けに係る契約を締結することによ

り、当該個人顧客に係る個人顧客合算額(住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。)が当該個人顧客に係る基準額(その年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に三分の一を乗じて得た額をいう。次条第五項において同じ。)を超えることとなるもの(当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものを除く。)をいう。

(基準額超過極度方式基本契約に係る調査)

第十三条の三 貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、当該極度方式基本契約に基づき行われる極度方

式貸付けに係る時期、金額その他の状況を勘案して内閣府令で定める要件に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、指定信用情報機関の保有する当該個人顧客に係る信

用情報を使用して、当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するかどうかを調査しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合には、内閣府令で定める期間ごとに、指定信用情報機関が保有する当該個人顧客に係る信用情報を使用して、当該極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するかを調査しなければならない。ただし、当該極度方式基本契約に基づく極度額(当該貸

なければならない場合において、当該個人顧客に係る第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えるときは、当該調査を行ふに際し、当該個人顧客から源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録

した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けなければならない。ただし、貸金業者が既に当該個人顧客の源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるものの提出又は提供を受けている場合は、この限りでない。

4 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 第一項及び第二項に規定する「基準額超過極度方式基本契約」とは、個人顧客を相手方とする極度方式基本契約で、当該極度方式基本契約が締結されることにより、当該個人顧客に係る極度方式個人顧客合算額(次に掲げる金額を合算した額をいう。)が当該個人顧客に係る基準額を超えることとなるもの(当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約として内閣府令で定めるものを除く。)をいう。

（基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置）

第十三条の四 貸金業者は、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、前

条第一項又は第二項の規定による調査により、当該極度方式基本契約が同条第五項に規定する基準額超過極度方式基本契約に該当するとの認められるときは、当該極度方式基本契約に基づく極度額の減額その他の当該極度方式基本契約に関して極度方式貸付けを抑制するため必要な措置として内閣府令で定めるものを講じなければならない。

第十四条第一号を次のように改める。

- 一 貸付けの利率(利息及び第十二条の八第一項に規定するみなし利息の総額(一年分に満たない利息及び同項に規定するみなし

している場合にあっては、当該下回る額)

二 当該個人顧客と当該極度方式基本契約以外の貸付けに係る契約を締結しているときは、その貸付けの残高(極度方式基本契約にあつては、極度額(当該貸金業者が当該個人顧客に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限とあつては、極度額を下回る額を提示している場合にあっては、当該下回る額)の合計額(住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。))を

利息を元本に組み入れる契約がある場合にあつては、当該契約に基づき元本に組み入れられた金錢を含む。)を内閣府令で定める方法によつて算出した元本の額で除して得た年率(当該年率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を百分率で表示するもの(市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合にあつては、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの)をいう。以下同じ。)

第十四条第四号中「貸金業務取扱主任者」を「当該営業所又は事務所に置かれる貸金業務取扱主任者」に改め、同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする。

第十五条第一項第三号を削り、同項第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第三号とする。

第十六条の二を次のように改める。

(契約締結前の書面の交付)

第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約(極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。)を締結しようとする場合には、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該契約の相手方となるうとする者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 貸付けの金額
三 貸付けの利率
四 返済の方式
五 返済期間及び返済回数
六 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)に関する定めがあるときは、その内容
七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結しようとする場合には、当該極度方式基本契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該極度方式基本契約の内容を説明する書面を当該極度方式基本契約の相手方となるうとする者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 極度額(貸金業者が極度方式基本契約の相手方となるうとする者に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額)

3 貸付けの利率
四 返済の方式
五 賠償額の予定に関する定めがあるとき
六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 貸金業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方となるうとする者又は前項の保証人となるうとする者の承諾を得て、前三項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。

第十七条第一項に後段として次のように加える。
当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

第十七条第五項に後段として次のように加える。
当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき(当該保証人の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、同様とする。

第十七条第一項第七号中「(違約金を含む。以下同じ。)」を削り、同項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同条第二項に後段として次のように加える。
当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき(当該保証人の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。)も、同様とする。

第十七条第六項中「(当該契約で定める利息の制限額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。)」を削り、「第一項又は第四項」を「第一項前段又は第四項前段」に改め 同条第七項中「貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の制限額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には」を削り、「第一項若しくは第四項」を「第一項前段若しくは第四項前段」に改める。

第十八条第三項中「(当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。)」を削り、同条第四項を次のように改める。

「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及びこの項」を「並びにこの項」に、「第十六条の二及び」を「第十六条の二第三項及び第四項並びに」に改め、同条第二項中「第十六条の二」を「第十六項及び前項」に、「第十六条の二及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に改める。

第十二条第一項中「(第十六条の二及び前項)を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に、「並びに前項」に、「第十六条の二及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に改める。

「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及びこの項」を「並びにこの項」に、「第十六条の二及び」を「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に改める。

第十三条第一項中「(第十六条の二及び前項)を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に、「並びに前項」に、「第十六条の二及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に改める。

「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及びこの項」を「並びにこの項」に、「第十六条の二及び」を「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に改める。

第十四条第一項中「(第十六条の二及び前項)を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に、「並びに前項」に、「第十六条の二及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に改める。

「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及びこの項」を「並びにこの項」に、「第十六条の二及び」を「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に改める。

第十五条第一項中「(第十六条の二及び前項)を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に、「並びに前項」に、「第十六条の二及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に改める。

「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及びこの項」を「並びにこの項」に、「第十六条の二及び」を「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に改める。

第十六条第一項中「(第十六条の二及び前項)を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に、「並びに前項」に、「第十六条の二及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に改める。

「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及びこの項」を「並びにこの項」に、「第十六条の二及び」を「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に改める。

第十七条第一項中「(第十六条の二及び前項)を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に、「並びに前項」に、「第十六条の二及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に改める。

「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及びこの項」を「並びにこの項」に、「第十六条の二及び」を「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に改める。

第十八条第一項中「(第十六条の二及び前項)を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に、「並びに前項」に、「第十六条の二及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に改める。

「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及びこの項」を「並びにこの項」に、「第十六条の二及び」を「第十六条の二第三項及び第四項」に、「及び前項」を「並びに前項」に、「第十六条の二及び」を「第十六項及び前項」に、「並びに前項」に改める。

ることを代理人に委任することを証する書面を得てはならない。

第二十条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第二十四条第一項中「(第十六条の二及び前項)を「並びに前項」とする。

第二十四条の四第一項中「(第十六条の二及び前項)を「並びに前項」とする。

改める。

第二十四条の四第二項中「(主任者登録を受けた者)を「(貸金業務取扱主任者)に改める。

第四十一条の三十二に次の二項を加える。

第三項の規定により指定信用情報機関によ

る信用情報提供等業務が休止している場合に

おいて、貸金業者が指定信用情報機関の保有

する信用情報の全部又は一部を使用すること

ができるときは、第十三第二項(同条第

五項において準用する場合を含む。)又は第十

三条の三第一項若しくは第二項の規定は、適

用しない。

第十二条第一項中「(主任者登録を受けた者)を「(貸金業務取扱主任者)に改める。

第四十二条第二項中「(第五条第四項から第七

項まで)を「(第五条の四第一項から第四項まで)

に改める。

第四十三条を削り、第四十四条を第四十三

条とし、第四十四条の二を第四十四条とし、第四

十四条の三を第四十四条の二とする。

第四十四条の四中「(主任者登録を受けた者)を

「(貸金業務取扱主任者)に改め、同条を第四十四

条に改める。

第四十四条の五を第四十四条の四とする。

第四十六条第二項中「(第四十四条の三から第

四十四条の五まで)を「(第四十四条の二から第

四十四条の四まで)に改める。

第四十八条第一項第一号の三の次に次の二号

を加える。

第四十四条の五を第四十四条の四とする。

第四十六条第二項中「(第四十四条の三から第

四十四条の五まで)を「(第四十四条の二から第

四十四条の四まで)に改める。

第十二条第一項中「(主任者登録を受けた者)を「(貸金業務取扱主任者)に改める。

第四十二条第一項第一号の三の次に次の二号

を加える。

第四十四条の三第二項に規定する貸金業務取扱主任者であつて、現に貸金

業務取扱主任者等から、当該債務者等が特定公正

証書(債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託す

る方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものとみなす。

第二十条第一項を次のように改める。

「(主任者登録を受けた者)を「(貸金業務取扱主任者)に改め、同条第二項

中「(第十六条の二)を「(第十六条の二第三項及び

第十六条の三第一項中「(第十六条の二)を「(第

十六条の二)及び」を「(第十六条の二)及び

第十六条の三第一項及び第十六条の二)に改め、同条第二項

中「(第十六条の二)を「(第十六条の二)及び

第十六条の三第一項及び第十六条の二)に改め、同条第二項

の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託す

ることを代理人に委任することを証する書面を得てはならない。

第二十条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第二十四条第一項中「(主任者登録を受けた者)を「(貸金業務取扱主任者)に改める。

第三項及び第十四項並びに

第十五条第一項及び第十六項並びに

第十六条第一項及び第十七項並びに

第十七条第一項及び第十八項並びに

第十八条第一項及び第十九項並びに

第二十条第一項及び第二十項並びに

第二十一条第一項及び第二十二項並びに

第二十三条第一項及び第二十四項並びに

第二十五条第一項及び第二十六項並びに

第二十七条第一項及び第二十八項並びに

第二十九項及び第三十項並びに

第三十一項及び第三十二項並びに

第三十三項及び第三十四項並びに

第三十五項及び第三十六項並びに

第三十七項及び第三十八項並びに

第三十九項及び第四十項並びに

第四十項及び第四十一項並びに

第四十二項及び第四十三項並びに

第四十四項及び第四十五項並びに

第四十六項及び第四十七項並びに

第四十八項及び第四十九項並びに

第五十項及び第五十一項並びに

第五十二項及び第五十三項並びに

第五十四項及び第五十五項並びに

第五十六項及び第五十七項並びに

第五十八項及び第五十九項並びに

第六十項及び第六十一項並びに

第六十二項及び第六十三項並びに

第六十四項及び第六十五項並びに

第六十六項及び第六十七項並びに

第六十八項及び第六十九項並びに

第七十項及び第七十一項並びに

第七十二項及び第七十三項並びに

第七十四項及び第七十五項並びに

第七十六項及び第七十七項並びに

第七十八項及び第七十九項並びに

る貸付けの契約を個人である顧客等と締結し、又は同条第五項に規定する極度方式基準契約の極度額を増額した者

一の五 第十三条の三第一項又は第二項の規定に違反した者

第四十八条第一項第三号の二中「第十六条の二第一項〔を〕第十六条の二第一項、第二項又は第三項〔に〕改め、「。以下この号において同じ」を削り、「第十六条の二第一項に〕を「これら」の規定(第十六条の二第三項)にあつては、第二十四条第二項、第二二十四条の二第二項、第二十一条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第一項において準用する場合を含む。)に改め、同項第四号の二中「第二十条第一項から第三項まで」を「第二十条第一項又は第二項に改め、同項第五号中「第二十条第四項」を「第二十条第三項」に改め、同項第十号中「第二项」に改め、同項第五号中「第二十条第四項」を「第二十条第三項」に改め、「第十四条の四第一項」に改める。

第四十九条第一号中「選任しなかつた者」を「置かなかつた者」に改め、同条第三号中「第二条の四」を「第二条の四第一項」に改め、同号に次に次の二号を加える。

三の二 第十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)又は第十三条の三第三項の規定に違反した者

三の三 第十三条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)又は第十三条の三第四項の規定に違反して調査に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又はこれを保存しなかつた者

第五十条第一項第二号の次に次の一号を加え

る貸付けの契約を個人である顧客等と締結し、又は同条第五項に規定する極度方式基準契約の極度額を増額した者

一の五 第十三条の三第一項又は第二項の規定に違反した者

第四十八条第一項第三号の二中「第十六条の二第一項〔を〕第十六条の二第一項、第二項又は第三項〔に〕改め、「。以下この号において同じ」を削り、「第十六条の二第一項に〕を「これら」の規定(第十六条の二第三項)にあつては、第二

二十四条の五第一項において準用する場合を含む。)に改め、同項第四号の二中「第二十条第一項から第三項まで」を「第二十条第一項又は第二項に改め、同項第五号中「第二十条第四項」を「第二十条第三項」に改め、「第二项」に改め、同項第十号中「第二项」を「第二十条第三項」に改め、「第二十条第四項」を「第二十条第三項」に改め、「第二项」に改め、同項第五号中「第二十条第四項」を「第二十条第三項」に改め、「第二项」に改め、「第二条の四」を「第二条の四第一項」に改め、同号に次に次の二号を加える。

二の二 第十二条の四第二項の規定に違反して従業者名簿を備え付けず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者

第五条 利息制限法(昭和二十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 利息等の制限(第一条—第四条)

第二章 営業的金銭消費貸借の特則(第五条—第九条)

附則

第一章 利息等の制限

第一条の見出し中「最高限」を「制限」に改め、同条第一項を次のように改める。

金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

一 元本の額が十万円未満の場合 年二割

二 元本の額が十万円以上百万円未満の場合 年一割五分

三 元本の額が百万円以上の場合 年一割八分

合 年一割八分

第二章 営業的金銭消費貸借の特則(第五条—第九条)

第三条中「何らの名義をもつてする」を「いかなる名義をもつてするか」に、同条ただし書中の「但し」を「ただし」に改める。

第四条の見出し中「賠償額予定」を「賠償額の予定」に改め、同条第一項中「第一条第一項」を「第一条」に、「につき」を「について」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

本則に次の「第一章」を加える。

第一章 営業的金銭消費貸借の特則

(元本額の特則)

第五条 次の各号に掲げる利息に関する第一条の規定の適用については、当該各号に定める額を同条に規定する元本の額とみなす。

一 営業的金銭消費貸借(債権者が業として行う金銭を目的とする消費貸借をいう。以下同じ。)上の債務を既に負担している債務者が同一の債権者から重ねて営業的金銭消費貸借による貸付けを受けた場合における当該貸付けに係る営業的金銭消費貸借上の利息 当該既に負担している債務の残元本の額と当該貸付けを受けた元本の額との合計額

(賠償額の予定の特則)

第七条 第四条第一項の規定にかかるわらず、営業的金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が年二割を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

2 第四条第二項の規定は、前項の賠償額の予定について準用する。

(保証料の制限等)

第八条 営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証(業として行うものに限る。以下同じ。)がされた場合における保証料(主たる債務者が支払うものに限る。以下同じ。)の契約は、その保証料が当該主たる債務の元本に係る法定上限額(第一条及び第五条の規定の例により計算した金額をいう。以下同

ドの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるものについては、第三条本文の規定は、適用しない。

2 営業的金銭消費貸借においては、次に掲げた契約の締結及び債務の弁済の費用に限り、第三条ただし書の規定の適用があるものとする。

二の二 第十二条の四第二項の規定に違反して従業者名簿を備え付けず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者

第五条 利息制限法(昭和二十九年法律第百号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 利息等の制限(第一条—第四条)

第二章 営業的金銭消費貸借の特則(第五条—第九条)

附則

第三条中「何らの名義をもつてする」を「いかなる名義をもつてするか」に、同条ただし書中の「但し」を「ただし」に改める。

第四条の見出し中「賠償額予定」を「賠償額の予定」に改め、同条第一項中「第一条第一項」を「第一条」に、「につき」を「について」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

本則に次の「第一章」を加える。

第一章 営業的金銭消費貸借の特則

(元本額の特則)

第五条 次の各号に掲げる利息に関する第一条の規定の適用については、当該各号に定める額を同条に規定する元本の額とみなす。

一 営業的金銭消費貸借(債権者が業として行う金銭を目的とする消費貸借をいう。以下同じ。)上の債務を既に負担している債務者が同一の債権者から重ねて営業的金銭消費貸借による貸付けを受けた場合における当該貸付けに係る営業的金銭消費貸借上の利息 当該既に負担している債務の残元本の額と当該貸付けを受けた元本の額との合計額

(賠償額の予定の特則)

第七条 第四条第一項の規定にかかるわらず、営業的金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が年二割を超えるときは、その超過部分について、無効とする。

2 第四条第二項の規定は、前項の賠償額の予定について準用する。

(保証料の制限等)

第八条 営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証(業として行うものに限る。以下同じ。)がされた場合における保証料(主たる債務者が支払うものに限る。以下同じ。)の契約は、その保証料が当該主たる債務の元本に係る法定上限額(第一条及び第五条の規定の例により計算した金額をいう。以下同

| | |
|---|--|
| | じ。)から当該主たる債務について支払うべき利息の額を減じて得た金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。 |
| 2 | 前項の規定にかかわらず、同項の主たる債務について支払うべき利息が利息の契約後変動し得る利率(以下「変動利率」という。)をもって定められている場合における保証料の契約は、その保証料が次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。 |
| 1 | 保証契約の時に債権者と保証人の合意により債権者が主たる債務者から支払を受けたことができる利息の利率の上限以下「特約上限利率」という。)の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合 法定期上限額から特約上限率により計算した利息の金額以下「特約上限利息額」という。)を減じて得た金額 |
| 2 | 前号に掲げる場合以外の場合 法定期上限額の二分の一の金額 |
| 3 | 第一項の保証が根保証(一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証)をいう。以下同じ。)である場合における前二項の法定上限額は、その保証料が主たる債務の元本に対する割合をもって定められている場合を除き、保証契約の時に現に存する主たる債務の元本に係る法定上限額とする。 |
| 4 | 前三項の規定にかかわらず、第一項の保証が元本極度額保証人が履行の責任を負うべき主たる債務の元本の上限の額をいう。以下同じ。)及び元本確定期日(根保証契約において主たる債務の元本の確定すべき期日(確定 |
| 7 | 第一項から第四項まで及び前項の規定の適用については、保証契約に関し保証人が主たる債務から受け取る保証料の額を減じて得た金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。 |
| 8 | (保証がある場合における利息の制限の特則) 第九条 前条第一項の保証料の契約後に債権者 |
| | 日に限る。)をいう。以下同じ。)の定めがある根保証であつて、主たる債務者が個人(保証の業務に關して行政機關の監督を受ける者として政令で定める者が保証人である場合に限る。)又は法人であるときは、債権者が法令の規定により業として貸付けを行うことができない者である場合を除き、保証人は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、保証料の支払を受けたことができる。 |
| 1 | 一 第二項第一号に掲げる場合 元本極度額を主たる債務の元本の額、元本確定期日を弁済期とみなして計算した法定上限額から元本極度額を主たる債務の元本の額、元本確定期日を弁済期とみなして計算した特約上限利息額を減じて得た金額 |
| 2 | 二 前号に掲げる場合以外の場合 同号の法定上限額の二分の一の金額 |
| 3 | 前項の規定は、保証人が保証契約の時に債権者に対して同項の規定の適用を受けない旨の意思を表示し、かつ、その旨を主たる債務者に通知した場合には、適用しない。 |
| 4 | 第一項の保証がその主たる債務について行うべき利息の天引きをするとき又は主たる債務について既に他の保証契約があるときは、あらかじめ、保証人となるべき者に対し、その旨の通知をしなければならない。この場合において、当該債権者が当該通知を怠ったときは、これによつて保証人に生じた損害を賠償する責任を負う。 |
| 5 | (出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正) 第六条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。 |
| 6 | 第五条第一項に後段として次のように加え |

当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

第五条第二項に後段として次のように加える。

る。

その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

第五条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年百九・五パーセント(二月二十日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする)を超える割合による利息の契約をしたときは、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

第五条第七項中「第一項及び第二項」を「第一項前段 第二項前段及び第三項前段」に、「第三項」を「第一項後段 第二項後段及び第三項後段」に改める。

第八条第一項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 何らの名義をもつてするを問わず、また、いかなる方法をもつてするを問わず、第五条第三項の規定に係る禁止を免れる行為をした者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

その貸付けに関する利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

第五条第二項に後段として次のように加える。

3 前二項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年百九・五パーセント(二月二十日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・八パーセントとする。)を「年二十パーント」と改め、同条第四項から第七項までを削除する。

第九条第一項第一号中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改め、同項第二号中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第五条第三項又は前条第二項 一億円以下の罰金刑

三号第二項中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

る。

二 第五条第三項又は前条第二項 一億円以下の罰金刑

三号第二項中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

い。

第五条第二項中「年二十九・二パーセント(二月二十九日を含む一年については年二十九・二八パーセントとし、一日当たりについては〇・〇八パーセントとする。)」を「年二十パーント」と改め、同条第四項から第七項までを削除する。

第五条の次に次の三条を加える。

(高保証料の処罰)

第五条の二 金銭の貸付け(金銭の貸付けを行

う者が業として行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の保証(業として行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。)を行う者が、当該保証に係る貸付けの年五パーセントの割合を乗じて計算した金額」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「貸借」の下に「又はその保証」を加え、「何らの」を「いかなる」に、「する」を「するかを」に改める。

第四条の見出し中「金銭貸借」を「金銭貸借等

に改め、同条第一項中「相当する金額」の下に

「(当該貸借の期間が一年未満であるものについ

ては、当該貸借の金額に、その期間の日数に応

じ、年五パーセントの割合を乗じて計算した金

額」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「貸借」の下に「又はその保証」を加え、「何らの」を「いかなる」に、「する」を「するかを」に改め、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の保証に係る貸付けの利息が利息の契約以後変動し得る利率(次条第二項において「変動利率」という。)をもつて定められる場合における前項の規定の適用については、次

の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定め

る割合を貸付けの利息の割合とみなす。

1 当該保証に際し、当該貸付けの債権者と

保証人の合意により利息制限法(昭和二十

九年法律第百号)第八条第二項第一号に規

定する特約上限利率(以下この条及び次条

において「特約上限利率」という。)の定めを

し、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合 当該特約上

限利率

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パー

セント

三号第二項中「年二十九・二パーセント(二月二十九日を含む一年については年二十九・二八パーセントとし、一日当たりについては〇・〇八パーセントとする。)」を「年二十パーント」と改め、同条第四項から第七項までを削除する。

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パー

セント

三号第二項中「年二十九・二パーセント(二月二十九日を含む一年については年二十九・二八パーセントとし、一日当たりについては〇・〇八パーセントとする。)」を「年二十パーント」と改め、同条第四項から第七項までを削除する。

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パー

セント

三号第二項中「年二十九・二パーセント(二月二十九日を含む一年については年二十九・二八パーセントとし、一日当たりについては〇・〇八パーセントとする。)」を「年二十パーント」と改め、同条第四項から第七項までを削除する。

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パー

セント

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パー
セント

4 金銭の貸付けに保証を行う他の保証人がある場合における前三項の規定の適用について

は、第一項中「貸付けの利息」とあるのは、「貸付けの利息及び他の保証人が契約し、又は受領した保証料」とする。

(保証料がある場合の高金利の処罰)

第五条の三 金銭の貸付けを行う者が、当該貸付けに係る保証料の契約の後に当該貸付けの利息を増加する場合において、その保証料と合算して年二十パーセントを超える割合となる利息(年二十パーセントを超える割合のものを除く。)の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合となる利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

2 金銭の貸付けを行なう者が、保証があり、かつ、変動利率をもつて利息が定められる貸付合による利息(年二十パーセントを超える割合のものを除く。)の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該各号に定める割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

一 当該保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により特約上限利率の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合 年十パー
セント

3 (利息及び保証料の計算方法)

第五条の四 前三条の規定の適用については、貸付け又は保証の期間が十五日未満であるときは、これを十五日として利息又は保証料の計算をするものとする。

2 前三条の規定の適用については、利息を天引きする方法による金銭の貸付けにあつては、その交付額を元本額として利息の計算をするものとする。

一 当該保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により特約上限利率の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務

者に当該定めを通知した場合 当該特約上
限利率

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パー
セント

3 金銭の貸付けを行う者が、根保証(元本極度額及び元本確定定期日の定めのあるものに限る。)のある金銭の貸付けを行う場合において、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を超える割合による利息(年二十パーセントを超える割合のものを除く。)の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

一 当該根保証に際し、当該貸付けの債権者と保証人の合意により特約上限利率の定めをし、かつ、債権者又は保証人が主たる債務者に当該定めを通知した場合 当該特約上限利率

二 前号に掲げる場合以外の場合 年十パー
セント

4 前三条の規定の適用については、貸付けを行う者がその貸付けに係り受ける金銭は、次に掲げるものを除き、礼金、手数料、調査料その他の名義をもつてするかを問わず、利息みなす。貸付けられた金銭について支払を受領し、又は要求する者が、その受領又は要求に関し受けた元本以外の金銭についても、同様とする。

一 契約の締結又は債務の弁済の費用であつて、次に掲げるもの

ロ 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの

ハ 貸付けの相手方が貸付けに係る金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料(政令で定める額の範囲内のものに限る。)

二 金銭の貸付け及び弁済に用いるために交付されたカードの再発行に係る手数料その他の貸付けの相手方の要請により貸付けを行う者が行う事務の費用として政令で定めたもの

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十年第二号)の一部を次のように改正する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則第八項から第十六項までを削る。

附 則

(施行期日)

5 前項の規定は、保証を行う者がその保証に関し受ける金銭及び保証料の支払を受領し、又は要求する者がその受領又は要求に関し受けた金銭について準用する。この場合において、同項中「前二条」とあるのは「前二条」と、

「利息」とあるのは「保証料」と読み替える。

第六条中「貸付」を「貸付け」に改め、「及び」の下に「保証料並びに」を、「貸借」の下に「及び保証」を加える。

第八条第一項中「何らの」を「いかなる」に、「する」を「するかを」に、「又は第二項」を「若しくは第二項、第五条の二第一項又は第五条の三」に改め、同条第三項中「何らの」を「いかなる」に、「する」を「するかを」に改め、同条第三項第一号中「第四条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同項第二号中「何らの」を「いかなる」に、「する」を「するかを」に改める。

第九条第一項第一号中「第二項」の下に「第五条の二第一項、第五条の三」を加え、同条第二項「第二項」を加え、同項第二号中「何らの」を「いかなる」に、「する」を「するかを」に改める。

五条の二第一項、第五条の三」を加え、同条第二項「第三項まで」の下に「第五条の二第一項、第五条の三」を加える。

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十年第二号)の一部を次のように改正する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第六十六条の規定 公布の日

九条第二項、第三十条から第三十二条まで及び第三十四条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

三 第三条の規定並びに附則第十六条、第四十条、第四十二条及び第六十五条の規定 施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定並びに附則第十七条から第二十八条まで、第二十九条第三項、第三十五条、第三十八条、第四十六条、第四十七条及び第五十一条から第五十三条までの規定 施行日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 附則第五十五条の規定(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)。同条を除き、以下「組織的犯罪处罚法」という。)第十三条第二項第四号中「(高金利受領等)」の下に「、第五条の二第一項後段(高保証料受領等)若しくは第五条の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段(保証料がある場合の高金利受領等)」を加える改正規定を除く。)及び附則第五十六条の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一号)の施行の日又は第二号に定める日

六 附則第五十五条の規定(組織的犯罪处罚法第十三条第二項第四号中「(高金利受領等)」の下に「、第五条の二第一項後段(高保証料受領等)」若しくは第五条の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段(保証料がある場合の高金利受領等)」を加える改正規定を除く。)の施行の日又は第二号に定める日

五 附則第五十五条の規定(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)。同条を除き、以下「組織的犯罪处罚法」という。)第十三条第二項第四号中「(高金利受領等)」の下に「、第五条の二第一項後段(高保証料受領等)若しくは第五条の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段(保証料がある場合の高金利受領等)」を加える改正規定を除く。)及び附則第五十六条の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一号)の施行の日又は第二号に定める日

六 附則第五十五条の規定(組織的犯罪处罚法第十三条第二項第四号中「(高金利受領等)」の下に「、第五条の二第一項後段(高保証料受領等)」若しくは第五条の三第一項後段、第二項

において、当該登録申請書は、同条第一項の規定により提出されたものとみなす。

3 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十八条第七項の助教授の職にあつた者は、第三号新貸金業法第二十四条の三十八第一項の規定の適用については、准教授の職にあつた者とみなす。

(第四条の規定による貸金業法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 貸金業者は、第四条の規定による改正後の貸金業法(以下「第四号新貸金業法」という。)第十二条の三第一項の規定により設置した貸金業務取扱主任者の氏名及び登録番号を、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)から二週間以内に、当該貸金業者の登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の規定による届出は、第四号新貸金業法第八条第一項の規定によりされたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

4 第一項の規定に違反した者は、第四号新貸金業法第八条第一項の規定に違反した者とみなして、第四号新貸金業法第二十四条の六の四第一項第二号の規定を適用する。

5 第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は

管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、同項の罰金刑を科する。

7 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

8 第五項又は第六項の規定により罰金の刑に処せられた者は、第四号新貸金業法の規定に違反し罰金の刑に処せられたものとみなす。

第十八条 第四号新貸金業法第十六条の二、第十七条及び第十八条の規定は、第四号施行日以後に締結する貸付けの契約について適用し、第四号施行日前に締結した貸付けの契約については、なお従前の例による。

2 第四号新貸金業法第二十四条の二第二項の規定は、第四号施行日以後に貸金業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する保証業者について適用し、第四号施行日前に貸付けに係る契約について保証契約を締結する保証業者について適用し、第四号施行日前に貸金業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者については、なお従前の例による。

2 第四号新貸金業法第二十四条の四第二項の規定は、第四号施行日以後に保証等に係る求償権等(第四号新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。)を譲り受けた者については、なお従前の例による。

2 第四号新貸金業法第二十四条の四第二項の規定は、第四号施行日以後に保証等に係る求償権等(第四号新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。)を譲り受けた者については、なお従前の例による。

2 第二十四条 第四号新貸金業法第二十四条の五第一項の規定は、第四号施行日以後に受託弁済に係る求償権等(第四号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。)を譲渡する場合について適用し、第四号施行日前に受託弁済に係る求償権等(第三号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。)を譲渡する場合について適用し、第四号施行日前に受託弁済に係る求償権等(第三号新貸金業法第二十四条の五第二項の規定は、第四号施行日以後に受託弁済に係る求償

権等(第四号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。)を譲り受ける者について適用し、第四号施行日前に受託弁済に係る求償権等(第三号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。)を譲り受けた者については、なお従前の例による。

第二十五条 施行日から第四号施行日の前日までの間に締結した貸付けに係る契約(第三号新貸金業法第二条第七項に規定する極度方式基本契約を除く。)及び当該契約に係る保証契約に基づく第二号新貸金業法第四十三条第一項及び第二項に規定する超過部分の支払並びに同条第三項に規定する支払については、なお従前の例によ

(利息制限法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 第四号施行日前に締結された利息の契約、賠償額の予定の契約及び保証料の契約の効力については、なお従前の例による。ただし、第四号施行日前に締結された金銭を目的とする消費貸借(債権者が業として行うものに限る。次項において「営業的金銭消費貸借」という。)上の債務を主たる債務とする保証の保証料の契約が第四号施行日以後に締結された場合における利息の契約の効力に関する第五条の規定による改正後の利息制限法第九条第二項及び第三項の規定の適用については、この限りでない。

2 第四号施行日前に締結された営業的金銭消費貸借における利息の契約において利息とみなされるものの範囲については、なお従前の例によ

(第七条の規定による出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 第四号施行日前にした金銭の貸借の媒介の契約に基づいて当該媒介を行う者がその

媒介に關し第四号施行日以後に受けた金銭に入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の

(以下「新出資法」という。)第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第四号施行日前にした貸付けの契約に基づいて当該貸付けを行う者がその貸付け(当該貸付けが第四号施行日前に行われた場合に限る。)に

関し第四号施行日以後に受ける金銭及び第四号

施行日前に貸し付けられた金銭について支払を受領し、又は要求する者がその受領又は要求に

関し第四号施行日以後に受ける元本以外の金銭について

いかかわらず、なお従前の例による。

第二十八条 第四号施行日前にした保証の媒介の契約に基づいて当該媒介を行う者がその媒介に

関し第四号施行日以後に受ける手数料の受領につ

いては、新出資法第四条第二項及び第三項の規

定は、適用しない。

2 第四号施行日前にした保証料の契約に基づいて第四号施行日以後に受ける手数料の受領又はそ

の支払の要求については、新出資法第五条の一

の規定は、適用しない。

(組織的犯罪処罰法の適用に関する経過措置)

第二十九条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が第四号施行日後である場合に

おける第四号施行日から同法の施行の日の前日までの間の組織的犯罪処罰法別表第三十一号の罪、同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第一項第一号(元本を保證して行う出資金の受入れ等)の罪又は同法第一条、第二条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項の違反行為に係る同法第八条第一項(高金利)若しくは第二項(業として行う高金利)の罪、同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第一項第一号(元本を保證して行う出資金の受入れ等)の罪又は同法第一条第二项若しくは第五条第一項第一号(高金利)若しくは第二項の違反行為に係る同法第八条第一項第一号(元本を保證して行う出資金の受入れ等)の罪又は同法第一条、第二条第一項若しくは第五条第一項から第三項まで(高金利、業として行う著しい高金利)若しくは第八条第一項(高金利、業として行う著しい高金利)、第五条の二第二项(高保証料)、第五条の三(保証料がある場合の脱法行為)とあるのは、「第五条第一項から第三項まで(高金利、業として行う著しい高金利)若しくは第八条第一項(高金利、業として行う著しい高金利)、高保証料及び保証料がある場合の高金利)若しくは第八条第一項(高金利、業として行う著しい高金利)、高保証料及び保証料がある場合の高金利)の脱法行為」若しくは第二項(業として行う著しい高金利)の脱法行為)若しくは第八条第一項若しくは第二项(高金利)若しくは第八条第一項(高金利)の脱法行為)若しくは第二項(業として行う著しい高金利)の脱法行為)の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項(元本を保證して行う出資金の受入れ等)とする。この場合においては、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第九条の規定は、適用しない。

(権限の委任)

第三十条 内閣総理大臣は、この附則による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、

前項の規定により委任された権限の一部を財務

局長又は財務支局長に委任することができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前にした利息の契約に基づいてその施行後にした利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。)の受領又は要求(その施行前に金銭の貸付けを行つた者が業としてした金銭の貸付けに係るものに限る。)に対する罰則の適用については、新出資法第五条第二項及び第八条第一項(新出資法第五条第二項に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(金融商品取引法の一部改正)

第三十三条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五条号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項第一号口、第三十三条の五第一項第二号及び第三十五条第二項第三号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

平成十八年十一月三十日 衆議院会議録第十九号

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

第五十九条の四第一項第二号中「貸金業の規制に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(質屋営業法の一部改正)

第三十四条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十六条に次の二項を加える。

2 質屋については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第三項、第八条第二項及び第九条第一項第二号の規定は、適用しない。

第三十五条 質屋営業法の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「二十九・一パーセント」を「二十パーセント」、「百九・五パーセント」と、「二十九・二八パーセント」とあるのは「百九・八パーセント」と、「〇・〇八パーセント」とあるのは「〇・三パーセントとする。」に、「百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年に九・五パーセント)と、十五日として利息については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。」に、「同条第四項」を「同法第五条の四第一項」に改め、「貸付け」の下に「又は保証を加え、「十五日として利息を計算する」を「十五日として利息又は保証料の計算をする」に改める。

第三十七条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二の見出し中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同条第一号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、「以下「貸金業規制法」という。」を削り、「貸金業規制法第二十四条」を「同法第二十四条」に改め、同条第二号中「貸金業規制法第十七条第二項から第四項まで及び第二十四条の二の規定」を「貸金業規制法第十六条の二第一項、第十七条第三項から第五項まで、第二十四条の二並びに二十四条の六の十第一項(貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を

第三十八条 中小企業金融公庫法の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第二号中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二第三項」に改める。

第三十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二の見出し中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第三十条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第十六号を次のように改める。

別表第一第四十六号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第三十二条の二第十六号を次のように改める。

第三十二条の二第十六号を次のように改める。

第三十二条の二第十六号を次のように改める。

第三十二条の二第十六号を次のように改める。

第三十二条の二第十六号を次のように改める。

第三十二条の二第十六号を次のように改める。

第三十二条の二第十六号を次のように改める。

第三十二条の二第十六号を次のように改める。

第三十二条の二第十六号を次のように改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第三十七条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改める。

第三十八条 中小企業金融公庫法の一部を次のように改める。

第三十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改める。

第三十条 登録免許税法の一部を次のように改める。

第三十二条の二第十六号を次のように改める。

除く。)及び第四項(貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。)の規定に改める。

第三十七条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八条 中小企業金融公庫法の一部を次のように改正する。

第三十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第四十二条 住民基本台帳法の一部を次のように改める。

別表第三の三の項及び別表第五第三号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第四十二条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「又は同法第八条第一項」を「同法第八条第一項の届出」、同法第二十

六条第二項の認可又は同法第三十二条第二項

に改める。

別表第一の九の項中「同法第二十六条第二項

に改める。

の認可又は同法第三十三条第二項の届出」を「同法第二十四条の七第一項の試験の実施、同法第二十四条の八第二項の申請、同法第二十四条の十第一項の認可、同法第二十四条の二十五第一項の登録、同法第二十四条の二十八の申請、同法第二十四条の三十二第一項の更新、同法第二十四条の三十六第一項の登録、同法第二十四条の三十九第一項の更新、同法第二十四条の四十第一項の申請に改める。

第三十三条第二項の届出又は同法第四十一条の届出、同法第二十六条第二項の認可、同法第三十三条第二項の届出又は同法第四十二条の十四第一項の申請に改める。

第四十六条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。
第九条第六号を次のように改める。

六 次に掲げる債務について、債務者に対し、その履行を要求すること。

イ 金銭を目的とする消費貸借(利息制限法昭和二十九年法律第百号)第五条第一号に規定する営業的金銭消費貸借(以下この号において単に「営業的金銭消費貸借」という。)を除く。上の債務であつてこの号に規定する営業的金銭消費貸借の債務である。

第六号の規定は、第四号施行日以後にした同号に掲げる行為について適用し、第四号施行日前にした行為については、同号の規定にかかる限り同法第一条に定める利息の制限額を超える利息(同法第二条の規定によって利息とみなされる金銭を含む。)の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第四条に定める制限額を超えるも

る法律の一部改正)

第四十四条 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この法律による改正後の第四十一条の二及び第四十二条第一項」を「貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の九及び第二十四条の六の十第一項」に改める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第四十五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第九項、第十一項、第十五項及び第十六項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律の一部を改正す

る法律の一部改正)

第四十七条 前条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第九条の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第六号の規定は、第四号施行日以後にした同号に掲げる行為について適用し、第四号施行日前にした行為については、同号の規定にかかる限り同法第一条に定める利息の制限額を超える利息(同法第二条の規定によって利息とみなされる金銭を含む。)の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第四条に定める制限額を超えるも

る法律の一部改正)

第四十八条 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「住宅金融専門会社」とは、主として住宅(住宅の用に供する土地及びその土地の上に存する権利を含む。)の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者であつて、この法律の施行の際現に大蔵大臣が指定しているものをいう。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第四十九条 資産の流動化に関する法律(平成十

債務とする保証(業として行うものに限る。)がされた場合における保証料(利息制限法第八条第七項の規定によつて保証料とみなされる金銭を含み、主たる債務者が支払うものに限る。以下この号において同じ。)の支払の債務であつて当該保証料が同条第一項から第四項まで及び第六項の規定により支払を受けることができる保証料の上限額を超えるもの

年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第五号及び第二百二十二条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第二百八十三条第三項中「名義書換代理人」を「権利者名簿管理人」に改める。

(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改

正)

第二条第一項第一号リ、第五条第七号ホ及び第十八条第六項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第五十二条 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号リ、第五条第七号ホ及び第十八条第六項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第五十三条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第五十四条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第五十五条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第五十六条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第五十七条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第五十八条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第五十九条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第六十条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第六十一条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第六十二条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第六十三条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第六十四条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第六十五条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第六十六条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第六十七条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第六十八条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第六十九条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第七十条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第七十一条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第七十二条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第七十三条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第七十四条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第七十五条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第七十六条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第七十七条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第七十八条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第七十九条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第八十条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第八十一条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第八十二条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第八十三条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第八十四条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

第八十五条 債権回収会社は、特定金銭債権に係る次の各号に掲げる債務について、債務者等に対し、當該各号に定めるものの支払を要求してはならない。

るもの　その制限額を超える利息又は賠償額

二　営業的金銭消費貸借上の債務であつて、利息制限法第一条及び第五条の規定により計算した利息の制限額を超える利息(同法第三条及び第六条の規定によって利息とみなされる金銭を含む。以下この号において同じ。)若しくは同法第九条に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第七条に定める制限額を超えるもの　その制限額を超える利息又は賠償額

三　営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証(業として行うものに限る。)がされた場合における保証料(利息制限法第八条第七項の規定によつて保証料とみなされる金銭を含み、主たる債務者が支払うものに限る。以下この号において同じ。)の支払の債務であつて、当該保証料が同条第一項から第四項まで及び第六項の規定により支払を受けることができる保証料の上額を超えるもの　その上限額を超える保証料

(前条の規定による債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条　債権管理回収業に関する特別措置法

第二条第一項に規定する特定金銭債権に係る債務について債権回収会社をいう。次項において同じ。)が第四号施行日前に行つた利息又はその債務の不履行による賠償額の支払の要求については、なお従前の例による。

2　第四号施行日前にした金銭を目的とする消費貸借における利息の契約又は賠償額の予定の契約に基づいて債権回収会社が第四号施行日以後に行つた支払の要求については、前条の規定による改正後の債権管理回収業に関する特別措置法第三条の二第一項後段(高保証料受領等)若しくは第三条後段(保証料がある場合の高金利受領等)第十八条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　第四号施行日前にした保証料の契約に基づいて第四号施行日以後に保証料の支払の要求については、新債権管理回収業法第十八条第五項の規定は、適用しない。

(特定融資枠契約に関する法律の一部改正)

第五十三条　特定融資枠契約に関する法律(平成十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第三条及び」の下に「第六条並びに」を加え、「第五条第七項」を「第五条の四第四項」に改める。

第五十六条　附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日が証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)附則第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条のうち、組織的犯罪処罰法別表第二第十九号の改正規定中「別表第二第十九号」とあるのは、「別表第二第九号」とする。

(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の一部改正)

第五十四条　金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第十一條第一項第四号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第五十七条　金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正

(前条の規定による債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条　債権管理回収業に関する特別措置法

第二条第一項に規定する特定金銭債権に係る債務について債権回収会社(同条第三項に規定する債権回収会社をいう。次項において同じ。)が第四号施行日前に行つた利息又はその債務の不履行による賠償額の支払の要求については、なお従前の例による。

「第五条第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段」に改め、「(高金利受領等)」の下に「、第三条の二第一項後段(高保証料受領等)若しくは第三条後段(保証料がある場合の高金利受領等)」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、「第八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

別表第二第十九号中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改める。

(調整規定)

第五十六条　附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日が証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)附則第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条のうち、組織的犯罪処罰法別表第二第十九号の改正規定中「別表第二第十九号」とあるのは、「別表第二第九号」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第六十条　独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三十条見出しを含む。)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六十一条　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十三條第四十項第一号口(5)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め

第二百三十三條第四十項第一号口(5)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五十八条　株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六十二条　一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の一部改正

する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改定する。

第一百八十八条及び第一百八十九条を次のように改める。

第一百八十八条及び第一百八十九条 削除

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止)

前の抵当証券業の規制等に関する法律の一部改正

第六十三条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)第六条第一項第五号及び第六号二中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第六十四条 金融庁設置法(平成十年法律第三百三十号)の一部を次のように改定する。

第四条第二号中「次号イからラまで」を「次号イからムまで」に改め、同条第三号中ラをムとし、ツからナまでをネからラまでとし、ソの次に次のように加える。

ツ 貸金業協会

第六十五条 金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「次号イからムまで」を「次号イからウまで」に改め、同条第三号中ムをウと

し、ネからラまでをナからムまでとし、ツの次に次のように加える。

要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

一 議案の目的及び要旨
本案は、多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国における経済社会において果たす役割に果とるに、過剰貸付けに係る規制の強化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

正する法律案(内閣提出)に関する報告書

し、ネからラまでをナからムまでとし、ツの次に次のように加える。

第一百八十八条及び第一百八十九条を次のように改める。

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止)

前の抵当証券業の規制等に関する法律の一部改正

第六十六条 政府は、多重債務問題(貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重複的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。以下同じ。)の解決の重要性にかんがみ、関係省庁相互間の連携を強化することにより、資金需要者等が借り入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、資金需要者への資金の融通を図るために仕組みの充実、違法な貸金業を営む者に対する取締りの強化、貸金業者に対する処分その他の監督の状況の検証、この法律による改正後の規定の施行状況の検証その他多重債務問題の解決に資する施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

(検討)

第六十七条 政府は、貸金業制度の在り方について、この法律の施行後二年六月以内に、この法

律による改正後の規定の実施状況、貸金業者の実態等を勘査し、第四条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講すべき施策の必

し、ネからラまでをナからムまでとし、ツの次に次のように加える。

号)第二条第十六項に規定する指定信用情報機関、同法第二十四条の九第二項に規定する指定試験機関及び同法第二十四条の二十第二項に規定する登録講習機関

規制の在り方について、この法律の施行後二年六月以内に、資金需給の状況その他の経済金融情勢、貸付けの利率の設定の状況その他貸金業者の業務の実態等を勘査し、第五条及び第七条の規定による改正後の規定を円滑に実施するためには、講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行ふものとする。

3 政府は、この法律の施行後二年六月を経過した後適切な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行ふものとする。

理由

多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録の要件の強化、貸金業協会及び貸金業務取扱主任者に係る制度の拡充並びに指定信用情報機関制度の創設を行うとともに、貸金業者による過剰貸付けに係る規制の強化を行うほか、みなみ弁済制度の廃止、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利の引下げ、業として行う著しい高金利の罪の創設、利息とみなされるものの範囲に係る規定の整備等の措置を講ずるものがある。これが、この法律案を提出する理由である。

1 貸金業の規制等に関する法律の題名を「貸金業法」に改めること。
2 貸金業の適正化

(一) 貸金業への参入条件として、純資産が五千万円以上であることとすること。

(二) 貸金業協会を、認可を受けて設立する法人とし、貸金業者の加入を確保するとともに、都道府県ごとの支部設置を義務付けること。また、同協会は、広告の頻度や過剰貸付けの防止等について自主規制ルールを制定し、認可を受けること。

(三) 日中の執拗な取立ての禁止、契約の内容を説明した書面の事前交付の義務付け、自殺により保険金が支払われる保険契約を締結することの禁止、公正証書作成に係る委任状の取得の禁止等の行為規制の強化を行うとともに、規制違反に対する業務改善命令を導入すること。

3 過剰貸付けの抑制

(一) 信用情報の適切な管理や全件登録などの条件を満たす信用情報機関を指定する制度を導入し、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みを整備すること。

(二) 貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務付けるとともに、総借入残高が年収の三分の一を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付けを原則として禁止すること。

4

金利体系の適正化

(一) 「みなし弁済」制度(グレーディング金利)を廃止するとともに、出資法の上限金利を年二十パーセントに引き下げ、これを超える

場合は刑事罰を科すこと。

(二) 業として行う貸付けの利息には、公租公課等を除き、契約締結費用及び債務弁済費用も含むこと。

(三) 日賦貸金業者及び電話担保金融の特例を廃止すること。

5 無登録営業の罰則を五年以下の懲役又は千円以下の罰金から十年以下の懲役又は三千円以下の罰金に引き上げること等の罰則の引上げを行うこと。

6 貸金業制度及び金利規制の在り方について、法施行後二年六月以内に関係規定を円滑に実施するため講すべき施策の必要性について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うこと。

7 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業及び金利体系の適正化を図るとともに、過剰貸付けに係る規制の強化等を行

おうとするものであり、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブ及び日本共産党の共同提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十八年十一月二十九日

財務金融委員長 伊藤 達也

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 上限金利引下げを始めとする改正法の可及的

速やかな施行に努めるとともに、カウンセリング体制やサーフィネット貸付の充実、ヤミ金融への取締強化、登録業者の監督強化、金融

融への取締強化、登録業者への監督強化、金融

教育の充実など、多重債務問題の解決に向

けた対策に政府を挙げて取り組むため、内閣官

房に多重債務者対策本部を早期に設置し、関係

省庁が連携して、官民一体となつた取り組みを推進すること。

一 各地方自治体に対し、多重債務者に対する相

談窓口を設置して適切な助言を行い、カウンセ

リング機関とのネットワークを構築して、必要

な紹介を行うなど、多重債務を抱える住民に対する支援体制を整備するよう、要請を行うこ

と。また、事前予防型カウンセリングと債務整

理型事後カウンセリングを共に強化し、資金需

要者が適切なタイミングでカウンセリングを速やかに受けられるよう体制の充実と周知を図ること。

そのため、日本司法支援センター(法テラス)、財團法人日本クレジットカウンセリング協会等について、弁護士会等に必要な協力を要請しつつ、体制及び相互連携の強化を図ること。

無登録・高金利等のヤミ金融被害が増えることのないよう、違法業者の摘発のための体制を整備・拡充し、関係法令に基づく徹底した取締りを行うこと。また、違法業者に関する情報を広く一般から効果的に収集するための手法や、組みの導入に努めること。さらに将来的には、法令違反によって得た利益を剥奪できる制度等について検討を進めること。

一 登録業者の監督についても、より効果的に行うための方策を検討しつつ強化を図ること。また、貸金業者の海外進出状況や進出先での活動状況については、海外の関係当局とも情報交換しつつ、その実態把握に努めること。

一 若年者による健全な実需に基づかない不要不急の借入れなど、無人契約機の安易な利用が多重債務問題の一因となつているとの指摘も踏まえ、十分な実態調査の上、安易な借入れを抑制する仕組みを検討すること。また、郊外における

総量規制など、今回導入する新たな規制の実効性を確保するため、資金需要者の所得確認、借入状況確認、本人確認等の適切な与信審査が行われるよう、指導監督を徹底すること。

一 市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後二年六月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど、必要な見直しを行う。

一 今回の改正後の多重債務問題の状況も見極めつつ、全ての消費者信用の利用者の保護を徹底するため、貸金業者以外の信販や銀行等も含めた消費者信用全体の体制のあり方等について、検討を進めること。

貸金業協会による適切な自主規制が行われるよう配慮すること。

一 成人後の多重債務化を極力抑制するため、金融経済教育をカリキュラムに組み込むなど、学

校段階から家計管理や債務管理についての啓発について、十分な注意を払うこと。

一 資金需要者に対する公的支援制度等のセーフ

ティネットの拡充・強化については、貸し済り等による影響を緩和し、ヤミ金融への流出を防

止する観点から、地方自治体や関係団体とも協

力しつつ、特段の努力を払うこと。

一 総量規制など、今回導入する新たな規制の実効性を確保するため、資金需要者の所得確認、借入状況確認、本人確認等の適切な与信審査が行われるよう、指導監督を徹底すること。

一 市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後二年六月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど、必要な見直しを行う。

一 今回の改正後の多重債務問題の状況も見極めつつ、全ての消費者信用の利用者の保護を徹底するため、貸金業者以外の信販や銀行等も含めた消費者信用全体の体制のあり方等について、検討を進めること。

右

防衛府設置法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成十八年六月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

防衛庁設置法等の一部を改正する法律
(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六百四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

防衛省設置法

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 防衛省の設置並びに任務及び所掌事務等

第三章 本省に置かれる職及び機関等

第四章 特別な職(第七条)

第五章 職員の職務遂行等(第四十条—第四十一条)

第六章 官房長及び局長

第七章 内部部局

第八章 防衛省の任務及び所掌事務

第九章 防衛省の長は、防衛大臣とする。

第十章 防衛省の長官を置く。

第十一章 防衛省の長官を置く。

第十二章 防衛省の長官を置く。

第十三章 防衛省の長官を置く。

第十四章 防衛省の長官を置く。

第十五章 防衛省の長官を置く。

第十六章 防衛省の長官を置く。

第十七章 防衛省の長官を置く。

第十八章 防衛省の長官を置く。

第十九章 防衛省の長官を置く。

第二十章 防衛省の長官を置く。

第二十一章 防衛省の長官を置く。

第二十二章 防衛省の長官を置く。

第二十三章 防衛省の長官を置く。

第二十四章 防衛省の長官を置く。

第二十五章 防衛省の長官を置く。

第二十六章 防衛省の長官を置く。

第五章 職員の職務遂行等(第四十条—第四十一条)
附則

第一条中「防衛庁」を「防衛省」に改める。

第二章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第二章 防衛省の設置並びに任務及び所掌事務等

第三章 本省に置かれる職及び機関等

第四章 特別な職(第七条)

第五章 職員の職務遂行等(第四十条—第四十一条)

第六章 官房長及び局長

第七章 内部部局

第八章 防衛省の長は、防衛大臣とする。

第九章 防衛省の長官を置く。

第十章 防衛省の長官を置く。

第十一章 防衛省の長官を置く。

第十二章 防衛省の長官を置く。

第十三章 防衛省の長官を置く。

第十四章 防衛省の長官を置く。

第十五章 防衛省の長官を置く。

第十六章 防衛省の長官を置く。

第十七章 防衛省の長官を置く。

第十八章 防衛省の長官を置く。

第十九章 防衛省の長官を置く。

第二十章 防衛省の長官を置く。

第二十一章 防衛省の長官を置く。

第二十二章 防衛省の長官を置く。

第二十三章 防衛省の長官を置く。

第二十四章 防衛省の長官を置く。

第二十五章 防衛省の長官を置く。

第二十六章 防衛省の長官を置く。

第二十七章 防衛省の長官を置く。

第二十八章 防衛省の長官を置く。

「以下」の下に「この条において」を加え、同条第
三十三号中「防衛庁」を「防衛省」に改め、同条第
四条とする。

第六条を削る。

第七条中「権限等については」を「権限等は」に
改め、「自衛隊法」の下に「これに基づく命令を
含む。」を加え、同条を第五条とし、同条の前に次
の節名を付する。

に次の節名を付する。

(官房長及び局長)

第九条 官房に、官房長を置く。

第十条 官房長及び局長は、防衛參事官をもつて充
てする。

第十五条第一項中「長官」を「防衛大臣」に、
に、「防衛庁」を「防衛省」に、「長官」を「防衛
大臣」に改め、同条を第七条とし、同条の前
に次の章名及び節名を付する。

第十六条第一項中「長官」を「防衛大臣」に改め、同条
を「は、次に掲げる事務をつかさどる」に改め、
同条第一号中「第五条第一号」を「第四条第一号」
に改め、同条第二号中「第五条第二号」を「第四
条第二号」に改め、同条第四号中「第五条第五
号」を「第四条第五号」に改め、同条第五号中第
五条第六号」を「第四条第六号」に改め、同条第
六号中「第五条第十九号」を「第四条第十九号」に
改め、同条第七号中「防衛庁」を「防衛省」に改
め、同条第八号中「防衛庁」を「防衛省」に改
め、同条を第八条とし、同条の前に次の節名を
付する。

第十二条第一項中「長官」を「防衛大臣」に改め、同条
を「は、次に掲げる事務をつかさどる」に改め、
同条第一号中「第五条第一号」を「第四条第一号」
に改め、同条第二号中「第五条第二号」を「第四
条第二号」に改め、同条第四号中「第五条第五
号」を「第四条第五号」に改め、同条第五号中第
五条第六号」を「第四条第六号」に改め、同条第
六号中「第五条第十九号」を「第四条第十九号」に
改め、同条第七号中「防衛庁」を「防衛省」に改
め、同条第八号中「防衛庁」を「防衛省」に改
め、同条を第八条とし、同条の前に次の節名を
付する。

第十三条 別に法律で定めるところにより防衛
省に置かれる審議会等で本省に置かれるもの
は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該審
議会等については、それぞれ同表の下欄に掲
げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定
めるところによる。

第五条の見出しを「(所掌事務)」に改め、同条
に改め、同条第二項中「防衛庁」を「防衛省」に改
め、同条を第三条とし、同条の前に次の節名を
付する。

第二節 防衛省の任務及び所掌事務

第五条の見出しを「(所掌事務)」に改め、同条
中「防衛庁の所掌事務は、次のとおりとする」を
「防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる」に改
め、同条第八号中「防衛庁の職員の給与等に關
する法律」を「防衛省の職員の給与等に關する法
律」に改め、同条第二十四号及び第二十五号中
「防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる」に改
め、同条第八号中「防衛庁の職員の給与等に關
する法律」を「防衛省の職員の給与等に關する法
律」に改め、同条第二十四号及び第二十五号中

| | |
|-----------|-----------------------|
| 名 称 | 法 律 |
| 自衛隊員倫理審査会 | 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百二十号) |

| | |
|-------------|--|
| 防衛施設中央審議会 | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第二百四十号) |
| 捕虜資格認定等審査会 | 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第二百七十九号) |
| 独立行政法人評価委員会 | 独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号) |
| 第四節 施設等機関 | (設置) 第十四条 本省に、次の施設等機関を置く。 防衛医科大学校 防衛医科大学校 第十六条 本省に、次の施設等機関を削る。 |
| 第五節 特別の機関 | (設置) 第十七条 第一項を削り、同条第二項中「教育訓練する機関とする」を「の教育訓練をつかさどる」と改め、同条第三項に「に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「長官」を「防衛大臣」に改め、同項を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を第十六項とする。 第十八条 第一項を削り、同条第二項中「を教 |

| | |
|------|---|
| 装備本部 | 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、外国軍用品審判所とする。 |
| 幕僚監部 | 第二十一条第一項を削り、同条第二項中「幕僚監部」を「統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部(以下「幕僚監部」という。)」に、「長官」を「防衛大臣」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条を第二十条とする。 |
| 防衛省令 | 第二十二条第三項中「長官」を「防衛大臣」に改め、同項を同条第六項とし、同条を第十六条とする。 |
| 内閣府令 | 第二十三条中「次に掲げる」に改め、同条第七号及び第八号中「長官」を「防衛大臣」に改め、同条を第二十二条とする。 |
| 内閣府令 | 第二十四条中「それぞれ次の」を「、それぞれ次に掲げる」に改め、同条第七号及び第八号中「長官」を「防衛大臣」に改め、同条を第二十三条とする。 |
| 防衛省令 | 第二十五条中「長官」を「防衛大臣」に改め、同条を第二十五条とする。 |
| 防衛大臣 | 第二十六条中「遂行する」を「の遂行」に改め、同条を第二十四条とする。 |
| 内閣府令 | 第二十七条第一項中「を遂行する」を「の遂行」に改め、同条第二項中「長官」を「防衛大臣」に改め、同項を第二十六条とし、同条の次に次の二条を加える。 |

| | |
|------|---|
| 装備本部 | 第二十八条を削る。 |
| 方機関 | 第二十九条第一項を削り、同条第二項中「第四項中「内閣府令」を「第四条第一号」に、「行う機関とする」を「つかさどる」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第三項とし、同条を第二十八条とする。 |
| 内閣府令 | 第三十条第一項を削り、同条第二項中「行う機関とする」を「つかさどる」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、同条第五項を第二項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条を第二十九条とする。 |
| 内閣府令 | 第三十一条第一項を削り、同条第二項中「次に掲げる」に改め、同項第一号中「前条の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「前条第二項」を「前条第一項」に改め、同項第二号中「長官」を「防衛大臣」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の二条を加える。 |
| 防衛大臣 | 2 防衛大臣は、装備本部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、装備本部の地方機関を置くことができる。 |
| 装備本部 | 3 第三十一条第四項を次のように改める。 4 装備本部の位置並びに地方機関の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、防衛省令で定める。 |
| 自衛隊 | 第三十二条の二第一項を削り、同条第一項を同条とし、同条を第三十二条规定する。 |
| 自衛隊 | 第三十三条中「本庁」を「本省」に改め、同条を定めるところによる。 |

官報(号外)

第三十三条中「防衛庁設置法第十七条第二項」

を「防衛省設置法第十五条第一項」に、「第十八

条第二項」を「第十六条第一項」に改める。

第四十八条第一項中「防衛庁設置法第十七条

第二項」を「防衛省設置法第十五条第一項」に、

「第十八条第一項」を「第十六条第一項」に、「第

九十八条の二第一項」を「第九十九条第一項」に

改める。

第四十八条の二第一項中「防衛庁長官」を「防

衛大臣」に改め、同条第二項中「防衛庁長官」を

「防衛大臣」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十九条第二項中「内閣府設置法(平成十一

年法律第八十九号)第五十四条」を「国家行政組

織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条」に

改める。

第六十条第二項及び第三項中「防衛庁以外」を

「防衛省以外」に改める。

第六十四条の二中「防衛庁設置法第十八条第

三項」を「防衛省設置法第十六条第二項」に、「第

九十八条の二」を「第九十九条第一項」に改め

る。

第七十七条の三第一項中「内閣総理大臣」を

「防衛大臣」に改める。

第八十条第一項及び第二項中「その」を「防衛

大臣の」に改める。
第八十四条の次に次の三条を加える。
(機雷等の除去)

第八十四条の二 海上自衛隊は、防衛大臣の命
を受け、海上における機雷その他の爆発性の
危険物の除去及びこれらの処理を行うものと
する。

(在外邦人等の輸送)

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外
国における災害、騒乱その他の緊急事態に際
して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送を
依頼があつた場合において、当該輸送の安

全について外務大臣と協議し、これが確保さ
れていると認めるときは、当該邦人の輸送を

行うことができる。この場合において、防衛

大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して
生命又は身体の保護を要する外国人として同

乗させることを依頼された者を同乗させるこ
とができる。

2 前項の輸送は、第一百条の五第二項の規定に
より保有する航空機により行うものとする。
ただし、当該輸送に際して使用する空港施設
の状況、当該輸送の対象となる邦人の数その
他の事情によりこれによることが困難である
と認められるときは、次に掲げる航空機又は
船舶により行うことができる。

一 輸送の用に主として供するための航空機
(百条の五第二項の規定により保有する
ものを除く)

二 前項の輸送に適する船舶
三 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航
空機で第一号に掲げる航空機以外のもの
(当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場
合におけるものに限る。)
(後方地域支援等)

四 前号に掲げる航空機以外のもの
(当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場
合におけるものに限る。)

五 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航
空機で第一号に掲げる航空機以外のもの
(当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場
合におけるものに限る。)

六 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航
空機で第一号に掲げる航空機以外のもの
(当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場
合におけるものに限る。)

七 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航
空機で第一号に掲げる航空機以外のもの
(当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場
合におけるものに限る。)

八 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航
空機で第一号に掲げる航空機以外のもの
(当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場
合におけるものに限る。)

九 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航
空機で第一号に掲げる航空機以外のもの
(当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場
合におけるものに限る。)

全を確保するための措置に関する法律(平成
十一年法律第六十号)又は周辺事態に際して
実施する船舶検査活動に関する法律(平成十
二年法律第一百四十五号)の定めるところによ
り、後方地域支援としての物品の提供を実施
することができる。

2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動
として、次の各号に掲げる法律の定めるところ
により、それぞれ、当該各号に定める活動
を行わせることができる。
一 周辺事態に際して我が国の平和及び安全
を確保するための措置に関する法律 防衛
省本省の機関又は部隊等による後方地域支
援としての役務の提供及び部隊等による後
方地域捜索救助活動

二 周辺事態に際して実施する船舶検査活動
に関する法律 部隊等による船舶検査活動
及びその実施に伴う後方地域支援としての
役務の提供

三 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭
和六十二年法律第九十三号) 部隊等又は
隊員による国際緊急援助活動及び当該活動
を行なう人員又は当該活動に必要な物資の輸
送

四 国際連合平和維持活動等に対する協力に
関する法律(平成四年法律第七十九号) 部
隊等による国際平和協力業務及び委託に基
づく輸送

第五条第二項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」
に改める。

第六条又は第三十七条に該当する場合のほか、
人に危害を与えてはならない。

六条又は第三十七条に該当する場合のほか、
人に危害を与えてはならない。

第九十三条第三項中「防衛庁長官」を「防衛大
臣」に改める。

第九十四条の六を第九十四条の八とし、第九
十四条の五を第九十四条の七とし、第九十四条
の四の次に次の二条を加える。

(在外邦人等の輸送の際の権限)

第九十四条の五 第八十四条の三第二項に規定
する外国において同項の輸送の職務に従事す
る自衛官は、当該輸送に用いる航空機若しく
は船舶の所在する場所又はその保護の下に入
った当該輸送の対象である邦人若しくは外國
人を当該航空機若しくは船舶まで誘導する経
路においてその職務を行なうに際し、自己若し
くは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊
員又は当該邦人若しくは外國人の生命又は身
体の防護のためやむを得ない必要があると認
める相当の理由がある場合には、その事態に
応じ合理的に必要と判断される限度で武器を
使用することができる。ただし、刑法第三十
六条又は第三十七条に該当する場合のほか、
人に危害を与えてはならない。

第九十四条の六 第三条第二項に規定する活動
に従事する自衛官又はその実施を命ぜられた
部隊等の自衛官であつて、次の各号に掲げる
ものは、それぞれ、自己又は当該各号に定め
る者の生命又は身体を防護するためやむを得
ない必要があると認める相当の理由がある場
合には、当該活動について定める法律の定め
るところにより、武器を使用することができます

一 第八十四条の四第一項第一号に規定する
活動

後方地域支援としての役務の提供又は後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己と共に当該職務に従事する者

二 第八十四条の四第二項第二号に規定する船舶検査活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己と共に当該職務に従事する者

三 第八十四条の四第二項第四号に規定する国際平和協力業務に従事する自衛官 自己と共に現場に所在する他の隊員(第二条第五項に規定する隊員をいう)、国際平和協力隊の隊員(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第十条に規定する協力隊の隊員をいう)又は当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者

第九十六条第一項第一号中「隊員」を「自衛官等」に、「隊員に」を「自衛官等に」に、「隊員の職務に関し隊員」を「自衛官等の職務に関し自衛官等」に改める。

第九十六条の二第二項中「防衛庁」を「防衛省」に改める。

第九十九条を削り、第九十八条の二を第九十条とする。

第一百条の二第一項中「防衛庁設置法第二十七条」を「防衛省設置法第二十六条」に改める。

第一百条の六から第一百条の九までを削る。

第一百条の十第一項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め、同項第三号中「第一百条の八第一項」を「第八十四条の三第一項」に改め、同条を第一百条の六とする。

第一百条の十一中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」

に改め、同条を第一百条の七とする。

第一百三条第二項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改める。

第一百五条第一項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に、「聞き」を「聴き」に改め、同条第四項から第八項までの規定中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改める。

第一百六条第二項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

第一百六条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第一項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め、同条第二項中「基き内閣総理大臣」を「基づき防衛大臣」に改める。

第一百六条の二第一項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

第一百六条の二第二項から第十一項までを削る。

附則第十二項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に、「内閣府令」を「防衛省令」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第十三項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に、「内閣府令」を「防衛省令」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第十四項中「長官」を「防衛大臣」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第十五項を附則第五項とする。

附則第十六項中「第五条第二十四号」を「第四条第二十四号」に改め、同項を附則第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

附則第二十九項中「改正後の給与法」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に、「から第二

条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該各号に定める物品の提供を実施することができる。

一 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法

(平成十三年法律第二百三十三号) 協力支援活動としての物品の提供

二 イラクにおける人道復興支援活動及び安全部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める

法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

一 前項第一号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員又はその職務を行つた者

二 前項第一号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員、当該職務に従事する内閣府本府の職員又は当該職務を行つた者

三 前項第一号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員又はその職務を行つた者

四 前項第一号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員又はその職務を行つた者

五 前項第一号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員又はその職務を行つた者

六 前項第一号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員又はその職務を行つた者

七 前項第一号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員又はその職務を行つた者

八 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律の定めるところにより、当該各号に定める活動を行わせることができることとする。

九 附則第二十八項中「改正前の給与法」を「防衛

法 第二十九項から第二十項までを削り、第二十一項を第十項とし、第二十二項から第二十七項までを削る。

附則第二十九項中「改正前の給与法」を「防衛

法 第二十九項から第二十項までを削り、第二十一項を第十項とし、第二十二項から第二十七項までを削る。

附則第二十九項中「改正前の給与法」を「防衛

法 第二十九項から第二十項までを削り、第二十一項を第十項とし、第二十二項から第二十七項までを削る。

全確保支援活動の実施に関する特別措置法 部隊等による対応措置としての役務の実施に係る活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める物品の提供を実施することができる。

一 部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

二 部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

三 部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

四 部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

五 部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

六 部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

七 部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

八 部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

九 部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

十七条まで」を、「第二十六条及び第二十七条」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第三十項から第三十三項までを削る。

附則第三十四項中「改正後の恩給法」を「防衛府設置法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の附則第三十項の規定による改正後の恩給法（大正十二年法律第四十八号）」に、「從前」を「從前に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第三十五項を附則第十四項とする。

（安全保障会議設置法の一部改正）

第三条 安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「及び前号の規定により國防に関する」を「周辺事態及び前二号の規定によりこれららの規定に掲げる」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重要事項

七 内閣総理大臣が必要と認める自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要な事項

第五条第一項中第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 防衛大臣

第五条第三項中「第七号」を「第九号」に、「同項第六号」を「同項第七号及び第八号」に改める。

第八条第二項中「第七号」を「第九号」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十二条第二項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の身分の引継ぎ）

第二条 この法律の施行の際現に從前の防衛庁の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日に、同一の勤務条件をもつて、この法律の施行の際現に當該職員が属する從前の防衛庁又はこれに置かれる部局若しくは機関に相当する防衛省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の職員となるものとす

る。

（防衛施設中央審議会に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に從前の防衛庁の

防衛施設中央審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、附則第二十三条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）次項において「駐留軍用地特措法」という。第二項の規定により防衛省の防衛施設中

央審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にか

かわらず、同日における從前の防衛庁の防衛施設中央審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に從前の防衛庁の防衛施設中央審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、駐留軍用地特措法第三十一条第六項の規定により防衛省の防衛施設中央審議会の会長として互選されたものとみなす。

（処分等に関する経過措置）

第四条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定により次の各号に掲げる從前の國の機関（以下「旧機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定に基づいて当該各号に定める國の機関（以下「新機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 内閣総理大臣（当該処分又は行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣総理大臣の権限とされる場合を除く。又はその委任を受けた者は防衛大臣又はその委任を受けた者

2 旧法令の規定により旧機関に対しても提出されないものについては、この法律の施行後は、これを新法令の相当規定により新機関

の長に対してその手続をしなければならないこととされた事項について、その手續がされていないものとみなして、当該相当規定を適用す

る。

（命令の効力に関する経過措置）

第五条 旧法令の規定（從前の防衛庁の所掌事務に係るものに限る。）により発せられた内閣府令（中央省庁等改革関係法施行法平成十一年法律第六十号）第千三百四条第一項の規定により内閣府令としての効力を有するものとされた總理府令を含む。）は、この法律の施行後は、新法令の相当規定（防衛省の所掌事務に係るものに限る。）に基づいて発せられた相当の防衛省令としての効力を有するものとする。

（自衛隊法の適用に関する経過措置）

第六条 第二条の規定による改正前の自衛隊法第六十二条第二項に規定する營利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた從前の防衛庁本庁又は防衛施設

62条第二項に規定する營利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた從前の防衛庁本庁又は防衛施設

された申請その他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対しても提出されないものについては、この法律の施行後は、これを新法令の相当規定により新機関の長に対してその手續をしなければならないこととされた事項について、その手續がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(防衛施設庁についての見直し)

第九条 防衛施設庁は、平成十九年度において、廃止するものとし、同庁の機能については、防衛省本省への統合その他の措置を講ずることにより、より適正かつ効率的に遂行すること可能とする体制を整備するものとする。

(地方自治法及び経済産業省設置法の一部改正)

第十条 次に掲げる法律の規定中「防衛庁」を「防衛省」に改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第一百五十六条第五項

二 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十

九号)第四条第一項第二十号

(国会法の一部改正)

第十一條 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)

の一部を次のように改正する。

第三十九条中「法律で国務大臣をもつてその

長に充てることと定められている各庁の副長官

を含む。以下同じ。」及び「(長官政務官を含

む。以下同じ。」を削る。

(国家公務員法の一部改正)

第十二条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百

二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第七号中「及び法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官」を削り、同項第七号の二中「及び

長官政務官」を削り、同項第十六号中「防衛庁の設置等の一部を改正する法律案及び同報告書

職員(防衛庁設置法)を「防衛省の職員(防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法)に、「第

六十二条第一項に規定する審議会等の委員及び調停職員等で」を「第四十二条の政令で定めるも

の委員及び同法第四条第二十四号又は第二十

五号に掲げる事務に従事する職員で同法第四十

二条の政令で定めるもののうち」に改める。

第二十五条第一項中「その庁の職員として」を削る。

第二十五条规定中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

第二十五条第一項中「その庁の職員として」を削る。

(社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

一 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五条第二項

二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第二項第一号

三 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項第一号

四 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第一第六号イ

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一

部改正)

第十七条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の表国立国会図書館支部防衛庁図書館の項を削り、同表に次のように加える。

国立国会図書館支部防衛省図書館

防衛省

(地方財政法の一部改正)

第十四条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「左に」を「次に」に改め、同

項第三号中「防衛庁」を「防衛省」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第十五条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「及び第五十三条第二項」を削る。

別表第一に次のように加える。

防衛省

防衛施設庁

別表第二中「海難審判庁」を「海難審判庁」に改める。

別表第三に次のように加える。

| | |
|-------|----|
| 防衛省 | 一人 |
| 防衛施設庁 | 二人 |

(社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正)

第一項の項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め、同表第二条第一項の表備考の項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改め、同表第二条第二項の項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め、同表第三条第一項の項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め、同表第二条第三項第一号の項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

第一項の項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め、同表第二条第一項の項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

第一項の項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め、同表第二条第三項第一号の項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

(内閣総理大臣の給与等に関する法律の一部改正)

第十二条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百

二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第七号中「及び法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官

ように改正する。

第一条第十号中「及び法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官(以下「副長官」という。)」を削り、同条第十一号中「及び長官政務官」を削る。

附則第四項中「副長官、大臣政務官又は長官政務官」を「又は大臣政務官」に改める。

別表第一官職名の欄中「及び副長官」及び「及び長官政務官」を削る。

(官公庁施設の建設等に関する法律の一
部改正)

第二十条 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「の各号」を削り、同項第三号亦中「防衛庁」を「防衛省」に改め、同号ヘ中「こ
えない」を「超えない」に改める。

(特別調達資金設置令の一部改正)

第二十一条 特別調達資金設置令(昭和二十六年政令第二百五号)の一部を次のように改正す
る。

第二条中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め

る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する
協定の実施に伴う土地等の使用等に関する法
律の一部改正)

第二十二条 日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及
び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位
に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する
特別措置法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に、「内
閣府令」を「防衛省令」に改める。

第十三条中「防衛庁」を「防衛省」に改める。

(航空法の一部改正)

第二十四条 航空法(昭和二十七年法律第二百三
十一号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の四第五項中「取消」を「取消し
に、『防衛庁長官』を「防衛大臣」に改め、同条第
六項及び第七項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に
改める。

第一百三十七条第三項中「防衛庁長官」を「防衛
大臣」に改め、同条第四項中「防衛庁長官が行な
う」を「防衛大臣が行う」に改める。

(航空機製造事業法の一部改正)

第二十五条 航空機製造事業法(昭和二十七年法
律第二百三十七号)の一部を次のように改正す
る。

を次のように改正する。

第七条中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に、
「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六条に基づき日本国にあるアメリカ
合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制
限等に関する法律の一
部改正)

第二十三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及
び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位
に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する
特別措置法の一
部改正)

第二十四条 第二項中「防衛庁の職員の給与等に
関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する
法律」に、「内閣府令」を「防衛省令」に、「防衛
庁長官」を「防衛大臣」に改める。

第七条第二項中「内閣総理大臣の承認を得
て、かつ」を削る。

第二十五条 第二項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に
改め、同条第二項中「内閣府令」を「防衛省令」に
改め、同条第三項中「内閣府設置法(平成十一年法律
第八十九号)第五十四条」を「国家行政組織法(昭和
二十三年法律第二百二十号)第八条」に改める。

第二十六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約に基づき日本国にある
アメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船
の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律
第二百四十三号)の一部を次のように改正す
る。

第二十七条 防衛庁の職員の給与等に関する法律
(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次
のように改正する。

第二十八条 第二項及び第五項中「防衛庁
の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員
の給与等に関する法律」に改める。

第三十条中「内閣府設置法(平成十一年法律
第八十九号)第五十四条」を「国家行政組織法(昭和
二十三年法律第二百二十号)第八条」に改める。

第二十九条 第二項中「従前」を「従前」に改め、同項
の「従前」を「従前」に改める。

第三十一条中「内閣府設置法(平成十一年法律
第八十九号)第五十四条」を「国家行政組織法(昭和
二十三年法律第二百二十号)第八条」に改める。

第三十二条中「内閣府設置法(平成十一年法律
第八十九号)第五十四条」を「国家行政組織法(昭和
二十三年法律第二百二十号)第八条」に改める。

第三十三条中「内閣府設置法(平成十一年法律
第八十九号)第五十四条」を「国家行政組織法(昭和
二十三年法律第二百二十号)第八条」に改める。

第三十四条 第二項及び第五項中「防衛庁の職員
の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等
に関する法律」に改める。

第三十五条 第二項及び第五項中「防衛庁の職員
の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等
に関する法律」に改める。

第三十六条 第二項及び第五項中「防衛庁の職員
の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等
に関する法律」に改める。

第三十七条 第二項及び第五項中「防衛庁の職員
の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等
に関する法律」に改める。

第三十八条 第二項及び第五項中「防衛庁の職員
の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等
に関する法律」に改める。

第三十九条 第二項及び第五項中「防衛庁の職員
の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等
に関する法律」に改める。

第四十条 第二項及び第五項中「防衛庁の職員
の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等
に関する法律」に改める。

第四十一条 第二項及び第五項中「防衛庁の職員
の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等
に関する法律」に改める。

第四十二条 第二項及び第五項中「防衛庁の職員
の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等
に関する法律」に改める。

第四十三条 第二項及び第五項中「防衛庁の職員
の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等
に関する法律」に改める。

第四十四条 第二項及び第五項中「防衛庁の職員
の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等
に関する法律」に改める。

第四十五条 第二項及び第五項中「防衛庁の職員
の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等
に関する法律」に改める。

第四十六条 第二項及び第五項中「防衛庁の職員
の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等
に関する法律」に改める。

第四十七条 第二項及び第五項中「防衛庁の職員
の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等
に関する法律」に改める。

第四十八条 第二項及び第五項中「防衛庁の職員
の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等
に関する法律」に改める。

する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法
律」に改める。

第六条の二 第二項中「防衛庁長官(以下「長官」と
いう。)」を「防衛大臣」に改め、「内閣総理大
臣の承認を得て、かつ」を削る。

第七条第二項中「内閣総理大臣の承認を得
て、かつ」を削る。

第六条 第二項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に、
「きかなれば」を「聴かなければ」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ
合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制
限等に関する法律の一
部改正)

第二十八条 この法律の施行前において前条の規
定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する
法律第二十七条第一項において準用する国家

公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十号)の規定により支給すべき事由の生じた職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及びこれらの災害を受けた職員に対する福祉事業に係る支給については、なお従前の例による。この場合において、同項中「防衛庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、「防衛庁」とあるのは「防衛省の」と、「防衛庁」とあるのは「防衛省」とする。

(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正)

第二十九条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣府令」を「防衛省令」に、「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改める。

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「国立国会図書館支部防衛省図書館」を「国立国会図書館支部防衛省図書館」に改め、「自衛隊法」の下に「昭和二十九年法律第一百六十五号」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三

年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第八条第一項中「第二条第一項第一号、第三号又は第四号」を「第二条第二項第二号又は第三号」に改め、「防衛庁長官」を削る。

附則第十二条の九第一項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

(国家公務員共済組合の存続等)

第三十二条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(次項において「旧国共済法」という。)第三条第二項の規定により同項第一号に掲げる職員をもつて組織された国家公務員共済組合(次項において「防衛庁共済組合」という。)は、この法律の施行の日において、前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により防衛省に属する職員及びその所管する特定独立行政法人の職員をもつて組織する国家公務員共済組合(次項において「防衛省共済組合」という。)となり、同一性をもつて存続するものとする。

二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十八条の二(第二項)

三 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第十三条第二項

四 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第二百六十六号)第十九条第三項

五 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第二百五十六号)第二十条第四項

六 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第二百四十五号)第五条第一項及び第二項

七 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第二百二号)第十五条第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十八条第七項、第三十八条第四項第二号並びに第四十条第四項第二号

八 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成十六年法律第二百十四号)第十二条の表第七条第二項並びに第九条

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

第三十三条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「防衛庁設置法」を「防衛省設置法」に、「第五条第二十五号」を「第四条第二十五号」に改める。

第十四条 次に掲げる法律の規定中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

(道路交通法等の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

(道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第五号)に改める。

第十六条 次に掲げる法律の規定中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

(道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第五号)に改める。

第十七条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(内閣府令(昭和三十六年法律第二百五十九号)第二条第二号)に改める。

第十八条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(内閣府令(昭和三十六年法律第二百五十九号)第二条第二号)に改める。

第十九条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(内閣府令(昭和三十六年法律第二百五十九号)第二条第二号)に改める。

第二十条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(内閣府令(昭和三十六年法律第二百五十九号)第二条第二号)に改める。

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(内閣府令(昭和三十六年法律第二百五十九号)第二条第二号)に改める。

第二十二条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(内閣府令(昭和三十六年法律第二百五十九号)第二条第二号)に改める。

第二十三条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(内閣府令(昭和三十六年法律第二百五十九号)第二条第二号)に改める。

第二十四条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(内閣府令(昭和三十六年法律第二百五十九号)第二条第二号)に改める。

第二十五条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(内閣府令(昭和三十六年法律第二百五十九号)第二条第二号)に改める。

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(内閣府令(昭和三十六年法律第二百五十九号)第二条第二号)に改める。

第二十七条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(内閣府令(昭和三十六年法律第二百五十九号)第二条第二号)に改める。

第二十八条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(内閣府令(昭和三十六年法律第二百五十九号)第二条第二号)に改める。

第二十九条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(内閣府令(昭和三十六年法律第二百五十九号)第二条第二号)に改める。

第三十条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(内閣府令(昭和三十六年法律第二百五十九号)第二条第二号)に改める。

第二項及び第三項の項及び第九条第一項の項(特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法等の一部改正)

第三十三条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「防衛庁設置法」を「防衛省設置法」に、「第五条第二十五号」を「第四条第二十五号」に改める。

第十四条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

第三十五条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

一 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法(昭和三十六年法律第二百五十九号)第二条第二号に改める。

二 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百五十五号)第二十六条(見出しを含む。)

三 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第十三条第二項

四 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第二百六十六号)第十九条第三項

五 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第二百五十六号)第二十条第四項

六 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第二百四十五号)第五条第一項及び第二項

七 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第二百二号)第十五条第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十八条第七項、第三十八条第四項第二号並びに第四十条第四項第二号

八 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成十六年法律第二百十四号)第十二条の表第七条第二項並びに第九条

第三十八条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法の一部改正)

第三十九条 次に掲げる法律の規定中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に、「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣府令」を「内閣府令・防衛省令」に改める。

(研究交流促進法の一部改正)

第三十九条 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に、「防衛庁設置法」を「防衛省設置法」に、「第五十九条」を「第四十条」に改める。

第十条第二号中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

(国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部改正)

第四十条 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項並びに第四条第二項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

別表中「警察庁」を「警察庁」に、「環境省」を「環境省」に改める。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第四十一条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「防衛庁」を「防衛省」に改め、同条中「掲げる防衛庁」を「掲げる防衛省」に、「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に、「防

衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正)

第四十二条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十条第二項を除く。)中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

第六条第六項中「任務遂行」を「主たる任務の遂行」に改める。

第九条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第二十条第二項中「又は防衛庁長官」及び「又は自衛隊」を削り、同条に次の一項を加える。

3 防衛大臣は、第一項の規定による委託があつた場合には、自衛隊の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。
(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第四十三条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第四条削除

(国際機関等に派遣される防衛庁の職員の待遇等に関する法律の一部改正)

第十三条の見出し中「防衛庁」を「防衛省」に改め、同条中「掲げる防衛庁」を「掲げる防衛省」に、「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に、「防

題名を次のように改める。

国際機関等に派遣される防衛省の職員の待遇等に関する法律

十一年法律第六十号の一部を次のように改する。

本則中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

第六条第一項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め、同条第二項中「防衛庁本庁」を「防衛省本省」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第四十八条 内閣府設置法(平成十一年法律第十八条)の一部を次のように改正する。

本則中「大臣庁等」を「大臣委員会」に改める。

第三条第二項中「國の防衛を通じた國の安

全の確保」を削る。

第四条第三項中第五十九号を削り、第五十八号を第五十九号とし、第五十七号の二を第五十八号とする。

第八条第一項中「機関」を「委員会」に改める。

第二十二条第一項第四号及び第二十九条第一項第四号中「及び」を削る。

第四十九条第二項中「前項の委員会又は庁」を「前項の委員会」に改める。

第五十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第二項及び第三項」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、

同条第六項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第一項及び第三項の局」を「同項の局」に、「第四項」を「第三項」に改め、「第二項及び第三項の局以外の局のうちその所掌事務が主として

政策の実施に係るものである局として別表第一項に掲げるもの(以下「実施局」という。)並びにこ

(平成十一年法律第八十九号)第五十四条を「国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条」に改め、同条第三項中「防衛庁」を「防衛省」に改め、同条第四項中「第九十八条の二第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条第五項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十三条 この法律の施行の日が国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)の施行の日前である場合には、前条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条の改正規定中「第二十四条」とあるのは、「第二十三条」とする。

(平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部改正)

第五十四条 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部改正)

第五十五条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正

第五十六条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正

第五十五条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)の一部を次のように改定する。

第九条第三項及び第五項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

第十一条第六項中「又は法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各府の副長官」を削る。

(イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部改正)

(イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改定する。)

本則(第十条第二項を除く。)中「防衛庁長官」とする。

第十一条第三項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に、「防衛庁本庁」を「防衛省」に改める。

第十五条第五項中「防衛庁」を「その所属」に改める。

(武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正)

第五十九条 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百六号)の一部を次のように改定する。

本則(第四条第一項を除く。)中「防衛庁」を「防衛省」に、「長官」を「防衛大臣」に改める。

第十八条中「内閣総理大臣又はその」を「内閣総理大臣及び防衛大臣又はそれらの」に改める。

第六十条(見出しを含む。)中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

第六条第一項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め、同条第二項中「防衛庁本庁」を「防衛省」に改め、同条第三項中「防衛大臣」を「防衛大臣

本省」に改める。

(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正)

第五十五条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)の一部を次のように改定する。

第九条第三項及び第五項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に、「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

第十一条第六項中「又は法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各府の副長官」を削る。

(イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部改正)

(イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改定する。)

本則(第十条第二項を除く。)中「防衛庁長官」とする。

第十一条第三項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に、「防衛庁本庁」を「防衛省」に改める。

第十五条第五項中「防衛庁」を「その所属」に改める。

(武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正)

第五十九条 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百三十六号)の一部を次のように改定する。

附則第十八条項の見出し中「防衛庁」を「防衛省」に改め、同項の表附則第九項第五号口の項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改め、同表附則第九項第五号ハ及び第六号、第十四項、第十五項並びに前項の項中「及び第六号」を削り、「並びに」を「及び」に、「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め、同表附則第九項第六号及び第七号の項の次に次のように加える。

法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のようにより改定する。

第十五条第一項第三号ニ中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に、「防衛庁職員給与法」を「防衛省職員給与法」に改める。

第六十条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)の一部を次により改定する。

本則(第六条第一項を除く。)中「長官」を「防衛大臣」に、「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

第六条第一項中「防衛庁長官」以下「長官」という。」を「防衛大臣」に、「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

本則(第六条第一項を除く。)中「長官」を「防衛大臣」という。」を「防衛大臣」に、「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

第四十八条中「防衛庁設置法」を「防衛省設置法」に、「第十七条第二項」を「第十五条第一項」に改める。

第六十条第一項中「防衛府令」を「防衛省令」に改める。

第六十二条第一項中「防衛府令」を「防衛省令」に改める。

第九十三条中「防衛庁本庁」を「防衛省本省」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改定する法律の一部改正)

第六十一条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改定する法律(平成十六年法律第百三十六号)の一部を次のように改定する。

第六十二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改定する法律(平成十六年法律第百三十六号)の一部を次のように改定する。

第六十三条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改定する法律(平成十六年法律第百三十六号)の一部を次のように改定する。

第六十四条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改定する法律(平成十六年法律第百三十六号)の一部を次のように改定する。

第六十五条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改定する法律(平成十六年法律第百三十六号)の一部を次のように改定する。

第六十六条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改定する法律(平成十六年法律第百三十六号)の一部を次のように改定する。

第六十七条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改定する法律(平成十六年法律第百三十六号)の一部を改定する。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第五十七条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正

附則第九項第六号

総務大臣

内閣総理大臣

附則第十八項の表附則第十五項の項中「防衛庁の職

員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

(国家公務員退職手当法)の一部を改正する法律の一部改正)

第六十二条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条中「防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十八条第一項」を「防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

律(平成十八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条(見出しを含む。)中「防衛庁設置法」を

「防衛省設置法」に改める。

附則第十七条第一項中「第二条の規定による

定中「第八条」を「第六条」に改める。

第二条のうち、自衛隊法第十二条の二の次に

一条を加える改正規定のうち第十二条の三第二

項に係る部分及び同法第十四条を削り、同法第

三章第一節中第十三条を第十四条とし、同条の

前に一条を加える改正規定のうち第十三条に係

る部分中「長官」を「防衛大臣」に改める。

附則第一条第一号中「防衛庁設置法第八条」を

「防衛省設置法第六条」に改める。

附則第十七条のうち、国家公務員共済組合法

第三条第二項第三号の改正規定中「第三条第二

項第三号」を「第三条第二項第二号」に、「三

厚生労働省」を「一 厚生労働省」に改め、同法

第八条第一項の改正規定中「 第三号口」及び

を「第三条第二項第二号口又は第三号」を「第三

条第二項第三号」に改め、「 社会保険庁

長官」を「それぞれ社会保険庁長官又は」に改め

る。

附則第十八条第一項中「第三条第二項第三号

口」を「第三条第二項第二号口」に改める。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第六十九条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第

号)の一部を次のように改めて

のよう

に改めて

第六十一条の見出し中「防衛庁職員」を「防衛省

職員」に改め、同条中「防衛庁職員」を「防衛省職

員」に、「掲げる防衛庁」を「掲げる防衛省」に、

内閣府令」を「防衛省令」に改め、同条の表第三

条第三項第一号の項中「防衛庁の職員の給与等

に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する

法律」に改める。

第六十四条 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(一部改正)

第六十五条 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(一部改正)

第六十六条 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(一部改正)

第六十七条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第

号)の一部を次のように改めて

に改めて

第六十八条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第

号)の一部を次のように改めて

に改めて

第六十九条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第

号)の一部を次のように改めて

に改めて

理由 我が国は平和と独立を守り、国の安全を保つと
いう任務の重要性にかんがみ、防衛庁を防衛省と
するため、所要の規定を整備するほか、我が国周
辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な
影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及
び安全の確保に資する活動等を自衛隊の任務とし
て位置付けるとともに、安全保障会議の諸問題事項
を追加する必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

第六十条 防衛省設置法等の一部を改正する法律(一部改正)

第六十一条 防衛省設置法等の一部を改正する法律(一部改正)

第六十二条 防衛省設置法等の一部を改正する法律(一部改正)

第六十三条 防衛省設置法等の一部を改正する法律(一部改正)

第六十四条 防衛省設置法等の一部を改正する法律(一部改正)

第六十五条 防衛省設置法等の一部を改正する法律(一部改正)

第六十六条 防衛省設置法等の一部を改正する法律(一部改正)

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、第百六十四回国会閣法第九一
号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという任務の重要性にかんがみ、防衛省を防衛省とするため、所要の規定を整備するほか、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動等を自衛隊の任務として位置付けるとともに、安全保障会議の諮問事項を追加しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 防衛庁設置法の一部改正

(一) 防衛庁を防衛省とすること。

(二) 防衛省の長は、防衛大臣とすること。

(三) 防衛省の任務、所掌事務、組織等は、現行の防衛庁設置法に規定されているものと同様とすること。

2 自衛隊法の一部改正

(一) 自衛隊の最高の指揮監督権、防衛出動の命令、治安出動の命令、海上警備行動の承認その他の内閣の首長としての「内閣総理大臣」の権限については変更せず、内閣府の長としての「内閣総理大臣」については、これを「防衛大臣」と改める等所要の改正を行うこと。

(二) 自衛隊は、主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされているものを行うことを任務とすること。

| 〔別紙〕 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 | |
|---|--|
| (1) 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に對応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動 | 政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。 |
| (2) 国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動 | 一 防衛庁を省に移行するに当たつては、これまで行ってきた自衛隊の管理運用のみならず、今後は防衛政策に関する企画立案機能をも強化し、もつて我が国の危機管理態勢の充実・強化を図り、国際社会の平和の実現に取り組む姿勢を内外に明確にすること。 |
| (三) 第八章(雑則)に規定する機雷等の除去及び在外邦人等の輸送等を第六章(自衛隊の行動)及び第七章(自衛隊の権限等)において新たに規定すること。 | 二 内閣総理大臣が自衛隊の最高の指揮監督権を保持する等、現行のシビリアン・コントロールの基本的な枠組みを徹底させるとともに、さらに国会によるシビリアン・コントロールを実効化し、もつて自衛隊に対する防衛大臣によるシビリアン・コントロールの徹底を図ること。 |
| 3 安全保障会議設置法の一部改正 | 三 防衛庁の省移行に当たつては、防衛政策の企画立案及び執行に係る防衛大臣の補佐体制を強化し、もつて自衛隊に対する防衛大臣によるシビリアン・コントロールの徹底を図ること。 |
| 4 施行期日等 | 四 防衛施設庁は、平成十九年度において廃止するものとし、同庁の機能については、防衛省本省への統合等の措置を講ずることにより、より適正かつ効率的に遂行することを可能とする体制を整備すること。 |

二 議案の可決理由

本案は、防衛庁を防衛省とするためなどの措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十八年十一月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿
安全保険委員長 木村 太郎

五 自衛隊の国際平和協力活動に当たつては、我

が国の主体的判断と民主的統制の下に参加することを原則とし、今後、自衛隊が海外活動を開する際には、その国際的な根拠、必要性及び

自衛隊が当該活動を行わなければならない必然性等を明確にして、国会における関係法律の審議などあらゆる局面において、国民に対する十分な説明責任を果たすこと。

六 自衛隊の国際平和協力活動を本来任務化するに当たつては、これらが従たる任務であるとの位置づけを踏まえ、警戒監視活動などにいささかも欠けるところの生じることがないよう、主たる任務である我が国の国土及び国民の防衛に万全を期すること。

七 今後、自衛隊の国際平和協力活動に際しては、個々の活動の内容や情勢の変化等に照らして、装備品や人員の配置等について適切な整備を行うこと。

また、年々増加している自衛官の自殺に関し、適切な対応を図るとともに、自衛隊の任務の多様化が自衛隊員に負担の偏在や過重な負担を与えることのないよう、人事管理を適切に行うとともに、勤務環境の改善を図ること。

八 また、新たに外部からの人材の登用等、監査・査察等に関する制度の創設を図ることにより、一層の厳格な規律の保持に努め、もつて国民の信頼回復に全力で尽くすこと。

官 報 (号 外)

平成十八年十一月三十日 衆議院会議録第十九号

九六

明治三十五年三月三十一日可日

| |
|----------------------|
| 発行所 |
| 二東京一〇番五番四都港ノ八区門四丁目 |
| 独立行政法人國立印刷局 |
| 電話 |
| 03 (3587) 4294 |
| 定価 |
| 本体 三三四五円 |